平城京右京一条北辺四坊六坪
発掘調査報告

984

奈良国立文化財研究所

『平城京右京一条北辺四坊六坪発掘調査報告』　正誤表

ページ	行	誤	正
10	26	甫	南北
13	12	2．4m（8）	2．4m（8尺）
16	1	蔵骨器	骨蔵器
17	29	素堀り溝	素掘り溝
16			fig.12.13 は縮尺20分の1
18	1	されている下層は	されている。下層は
22	11	(PL25-26.27)	(PL14-26.27)
24	11	(fig.7～9)	(fig.19- 7～9)
41	14	百第寺	百代寺
41	14	輪状鈕	輪状撮
45	27	東掘河	東堀河
49	22	認めたいが	認めがたいが
51	34	秋篠寺	秋篠山
56	13	北四坊	北辺四坊
62	12	5　古図1	5　図1
62	33	太田註15論文	太田註19論文
63	6	古図2	図2
63	10	註20紹介参照	註27紹介参照
63	26	太田註8	太田註12
63	29	40　岸註30論文	40　岸註38論文
63	31	『奈良国立文化財研究所 1962』	『奈良国立文化財研究所年報 1962』
64	8	大きく山麓に	大きく山麓部に

平城京右京一条北辺四坊六坪発掘調査報告

1984
奈良国立文化財研究所

序

古代以来、静かな田園地帯として保存され眠り続けてきた平城京跡も、近年の開発の進展によって安眠を妨げられ、破壊の危機に直面するようになってきている。こうした開発の進展にともなって、京内の発掘調査件数も年々増加しつつあり、当研究所が行なった調査だけで昭和58年度には年間36ヶ所の多きに達している。

今回発掘調査を行なった地域は、中世の古絵図などから称徳天皇山荘跡と推定される地に当たり、池と中島が現存し一部が史跡に指定されている。しかしその実態は明らかでなく、周辺をより広く発掘調査する必要性とその保存・整備を早急に考えねばならない土地である。指定地の西北に接した場所の今回の発掘調査の結果、既指定地と一体の施設と考えられる奈良時代後半に属する多数の掘立柱建物と、平安時代初頭の火葬墓を検出し、豊富な資料を得ることができた。

調査に際して関係各位から多大の御協力を賜わった。ここに厚く御礼申し上げる。また今後さらに増え続けるであろう京内遺跡の発掘調査および保存・整備に関して忌憚のない御批判と、一層の御鞭撻を賜れば幸いである。

昭和59年12月

奈良国立文化財研究所長

坪井　清足

目　次

第Ⅰ章　序章

1　周辺の地形 …… 1

2　周辺の遺跡 …… 1

3　既往の調査・研究 …… 6

4　発掘調査の経過と概要 …… 7

第Ⅱ章　遺構

1　遺跡の概要 …… 9

2　遺構 …… 9

第Ⅲ章　遺物

1　土器 …… 19

2　瓦 …… 23

3　その他の遺物 …… 27

第Ⅳ章　まとめ

1　条坊復原と占地 …… 31

2　時期区分 …… 36

3　火葬墓 …… 38

第Ⅴ章　結語 ……46

第Ⅵ章　付編

1　西大寺古図と「称徳天皇御山荘」 …… 48

2　平城宮と京の庭園遺跡における園池と建物 …… 64

3　遺構断面の転写 …… 70

図版

PL 1 航空写真（昭和37年）
2 航空写真（昭和59年）
3 既往の調査
4 H・I・J調査区
5 H調査区
6 H調査区
7 I調査区
8 I調査区
9 I調査区
10 I調査区
11 J調査区
12 SX 1075
13 SX 1074他
14 土器
15 骨蔵器・軒瓦
16 瓦
17 鉄釘
18 鉄釘他
19 図1
20 図2，2
21 図3，4
22 図5，6
23 西大寺古図部分

挿図

fig 1 調査地位置図
2 調査地周辺の遺跡
3 調査地周辺の遺存地割と小字名
4 調査区位置図
5 現地説明会
6 既往の調査遺構図
7 I調査区北壁土層図
8 SB 1000 西妻柱掘形断面図
9 奈良時代の遺構配置図
10 SB 1080 B 西側柱掘形断面図
11 平安時代の遺構配置図
12 SX 1074 遺構図
13 SX 1075 遺構図
14 SX 1075 発掘経過
15 SX 1074，1075 周辺遺構図
16 土器
17 SX 1075 出土骨蔵器
18 6710 型式D種拓本
19 瓦
20 平城京及び周辺遺跡出土軒瓦
21 SX 1075 木櫃復原図
22 鉄釘に付着した木質の状況模式図
23 鉄釘 1
24 鉄釘 2
25 石製品・金属製品
26 右京条坊遺構の調査地点
27 右京条坊復原図
28 六坪条坊復原概念図
29 六坪の遺構と条坊復原
30 SX 1075 築造工程図
31 平城京周辺の古代墳墓
32 奈良時代庭園比較図
33 SB 1000 および園池断面図
34 SX 1075 遺構断面の転写

表

tab 1 調査地周辺の遺跡
2 調査一覧表
3 調査経過
4 鉄釘計測表
5 右京条坊遺構座標値
6 六坪復原座標値
7 灰釉壺出土地名表
8 西大寺古図一覧
9 図1の押紙
10 図3の墨書と「目安」案との対応
11 平城宮と京の庭園遺跡
12 奈良時代離宮一覧表

巻末折り込み

平城京右京一条北辺四坊六坪遺構実測図（H・I・J調査区）

例　言

1．本書は、奈良市西大寺宝ヶ丘に位置する平城京右京一条北辺四坊六坪の発掘調査報告である。

2．本調査は大阪防衛施設局による国家公務員共済組合連合会の宿舎改築に伴う事前調査として、奈良県教育委員会の委嘱を受けた奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部が行なった。調査期間　昭和58年12月１日～昭和59年３月１日。調査面積　1340m²。

3．本書には上記調査の他に、当調査部が池の周辺９ヶ所で４回に分けて行なった小規模な発掘調査の成果もあわせて掲載した。当該部分は、各調査担当者による記録・概報類を編集者がまとめた。

4．調査には、森郁夫、毛利光俊彦、亀井伸雄、高瀬要一、松井章、橋本義則、杉山洋が参加した。

5．本書の作成は、調査部長岡田英男の指導のもとに、調査者全員があたり、全体の討議を経て以下のように分担執筆した。

第Ⅰ章　杉山洋

第Ⅱ章　亀井伸雄，杉山洋

第Ⅲ章-1　西弘海、２　毛利光俊彦、３　松井章，杉山洋

第Ⅳ章-1　高瀬要一、２　亀井伸雄、３　杉山洋

第Ⅴ章　杉山洋

第Ⅵ章-1　橋本義則、２　高瀬要一、３　沢田正昭

なお樹種鑑定は光谷拓実が、岩石の鑑定は秋山隆保が行なった。

6．遺構・遺物・図版の写真は八幡扶桑、佃幹雄が担当し、杉本和樹，中島和彦の協力を受けた。航空写真の撮影はアジア航測株式会社が行なった。

7．本書の編集は杉山洋が担当した。

8．調査の実施と本書の作成にあたり、下記の方々から多大の御指導と御協力を賜った。ここに厚く御礼申し上げる。

斎藤孝正、楢崎彰一、藤井利章、藤澤一夫、大阪防衛施設局、株式会社浅沼組、奈良県立橿原考古学研究所、西大寺、東京大学史料編纂所、奈良県教育委員会事務局文化財保存課、奈良市教育委員会事務局社会教育部文化財課、

第 I 章 序　章

1．周辺の地形

調査地は奈良県奈良市西大寺宝ヶ丘にある。奈良盆地北西部の丘陵上に立地し、近鉄奈良線西大寺駅とあやめ池駅の中間の線路南側の丘陵にあたる。遺跡の立地する丘陵は、奈良市の西部を南北に走る西ノ京丘陵の一部である。西ノ京丘陵は北で奈良山丘陵と一体となり、北北西から南南東に延び、南端は郡山市域に達する。東は平城宮などの立地する奈良盆地北部の沖積地に接し、西は富雄川をはさんで矢田丘陵と並行する。丘陵全体は、大阪層群に属する佐保累層におおわれ、海抜100ｍ前後の標高で、東の沖積地とは約30ｍの比高差をもつ。丘陵には小さな谷が樹枝状にはいり込み、所々には谷を堰き止めて作った溜池が見られる。調査地はその西ノ京丘陵の東縁辺部にあたり、丘陵と東からはいり込む谷が複雑に入り組む地形となる。遺跡はそうした丘陵の先端に二又状に派生した小丘陵の頂部から谷に面した斜面にかけて立地する。小丘陵にはさまれた小さな谷には東西約55ｍ，南北約20ｍの大きさの池と、池の西寄りに長径約20ｍ，短径約15ｍの中島が築かれている。

2．周辺の遺跡

旧石器時代，縄文時代　調査地を含む奈良県の北部では、旧石器時代と縄文時代の遺跡，遺物の分布は極めて稀薄である。旧石器時代では、菅原寺（fig2-29，以下同じ）の発掘調査の際にサヌカイト製のスクレーパーが１点出土している。また今回Ｈ調査区の奈良時代掘立柱建物柱掘形埋土から、旧石器時代のサヌカイト剝片が出土した。縄文時代では、平城宮内北西の佐紀池での調査（平城宮第101次調査、14）で、縄文中期の土器片が十数片発見された。いずれも運ばれてきた遺物であるため、遺跡の所在は不明である。

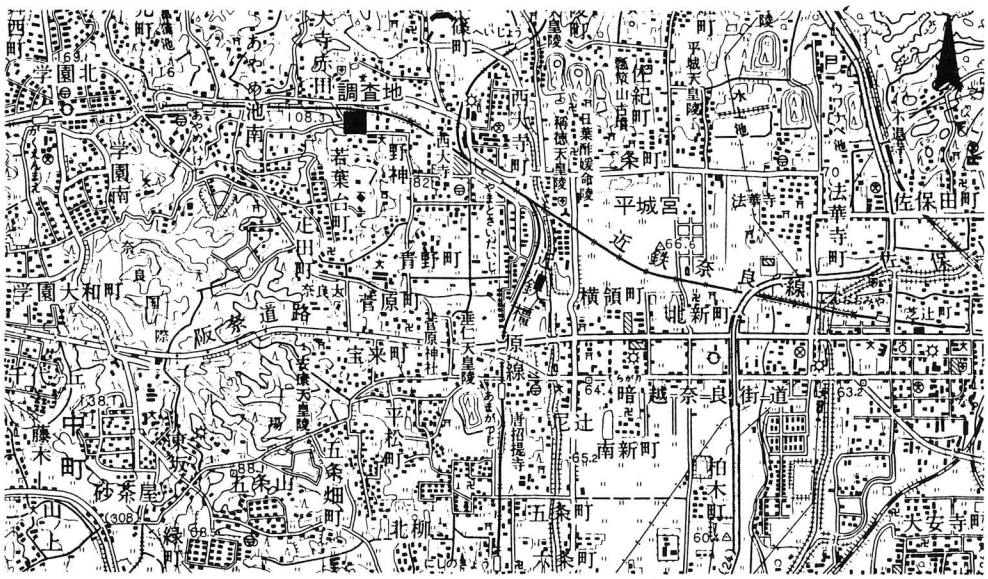

fig. 1　.調査地位置図（国土地理院発行５万分の１地形図「奈良」の一部を使用）

	遺　跡　名	所　在　地	遺　跡　　遺　物	時　代	文献
1	押熊火葬墓	押熊町	須恵器甕、土師器高杯、土師器壺	奈良	23
2	中山瓦窯群	中山町	瓦窯10基	〃	14
3	奈良山53号窯	山陵町	瓦窯３基	〃	13
4	秋篠少年院古墳	秋篠町	古墳２基、埴輪（円筒、形象）	古墳・後	21
5	津風呂町陶棺出土地	津風呂町	陶棺、刀子、鉄鏃他	〃	21
6	阿弥陀山寺	秋篠町	建物遺構、仏、瓦	奈良・後	1
7	西山火葬墓	〃	和同開宝２個、土師器甕	奈良	4
8	秋篠銅鐸出土地	〃	銅鐸４	弥生	2
9	秋篠寺	〃	塔跡、金堂跡、講堂跡	奈良・後	10
10	新堂寺古墳	菖蒲池松ヶ台町	円墳、陶棺	古墳・後	6
11	赤田古墳群	赤田町	円墳６基、埴輪（形象）	〃	11
12	赤田横穴群	〃	横穴２基、陶棺	〃	
13	平城宮跡	佐紀町		奈良	
14	〃　（第101次調査）	〃	土器片	縄文・中	13
15	〃　（第14次調査）	〃	竪穴住居跡、方形周溝墓	弥生・後	12
16	松林苑	〃	築地塀	奈良	
17	佐紀盾列古墳群	〃	前方後円墳、円墳、方墳	古墳・前	
18	右京一条北辺二坊二坪・三坪	〃	掘立柱建物、井戸、溝	奈良	16、17
19	開基勝寶出土地	西大寺宝ヶ丘	開基勝寶31枚等	奈良・後	8
20	右京一条北辺三坊一坪～四坪	西大寺新町	井戸、溝	奈良	17
21	西大寺奥の院	西大寺野神町	五輪塔	鎌倉～	3
22	西大寺	西大寺町芝町		奈良～	
23	西隆寺	〃　東町		奈良・後	5
24	右京二条三坊十一坪・十五坪	青野町	溝、塀	奈良	18
25	右京二条四坊三坪	菅原町	溝、井戸	〃	19
26	法世寺	疋田町		奈良・後	11
27	菅原遺跡	〃	基壇建物、瓦	〃	7
28	宝来横穴	宝来町	横穴７基、陶棺	古墳・後	22
29	菅原寺	〃	基壇建物、門、築地塀	奈良	9
30	右京三条四坊四坪	〃	溝、井戸	12世紀～15世紀	20

tab. 1　調査地周辺の遺跡

参考文献

1．泉森皎「阿弥陀山寺の調査」（『青陵』19　1970）
2．梅原末治『銅鐸の研究』（大岡山書店　1927）
3．川勝政太郎「西大寺奥院廟塔」（『史迹と美術』第100号　1939）
4．小島俊次「大和出土の二例の骨壺」（『古代学研究』15・16号　1956）
5．西隆寺調査委員会『西隆寺発掘調査報告』　1976
6．末永雅雄「生駒郡西大寺村新堂寺合葬陶棺」（『奈良県史跡名勝天然記念物調査会抄報第２輯』1941）
7．菅原遺跡調査会「菅原遺跡の小型瓦」（『古代研究』25・26　1983）
8．田村吉永「開基勝寶の出土」（『大和志』第５巻１号　1938）
9．奈良県教育委員会『奈良県文化財調査報告書第12集　喜光寺旧境内緊急発掘調査報告書』　1969
10．奈良県教育委員会『奈良県文化財調査報告書第15集　秋篠寺境内発掘調査報告』　1971
11．奈良県教育委員会『奈良県遺跡地図　第一分冊』　1963
12．奈良国立文化財研究所『奈良国立文化財研究所年報　1965』　1965
13．奈良国立文化財研究所『奈良国立文化財研究所年報　1971』　1971
14．奈良国立文化財研究所『奈良国立文化財研究所年報　1973』　1973
15．奈良国立文化財研究所『昭和51年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』　1977
16．奈良国立文化財研究所『昭和52年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』　1978
17．奈良国立文化財研究所『昭和53年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』　1979
18．奈良国立文化財研究所『昭和55年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』　1981
19．奈良国立文化財研究所『昭和58年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』　1984
20．奈良市教育委員会『奈良市埋蔵文化財調査報告書　昭和55年度』　1982
21．奈良市史編集審議会『奈良市史　考古編』　1968
22．森本六爾「異形の陶棺を発見したる大和国生駒郡伏見村宝来字中尾の遺跡について」（『考古学雑誌』第14巻５号　1924）
23．　〃　「大和国生駒郡押熊出土の骨壺」（『考古学雑誌』第14巻８号　1924）

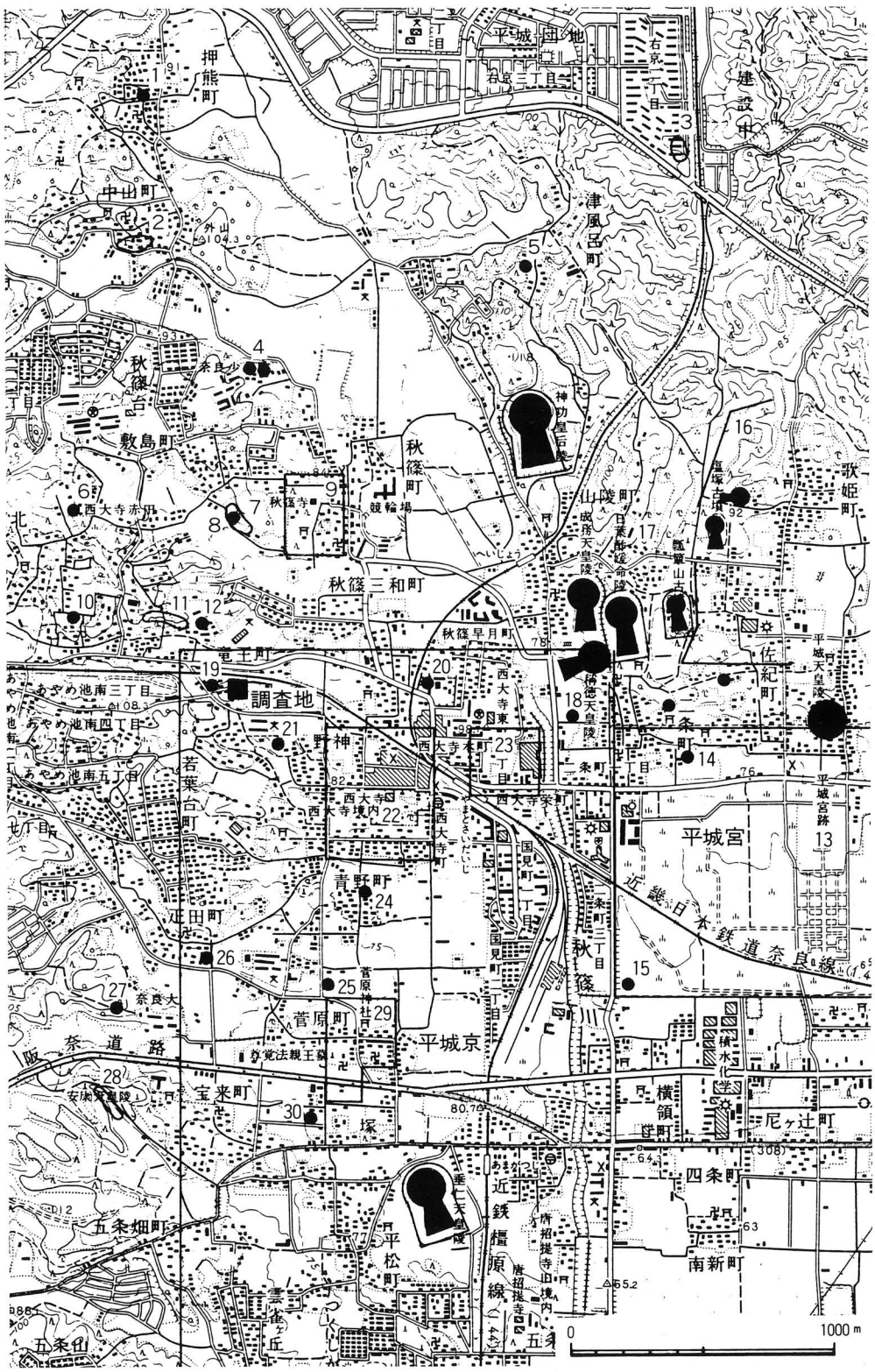

fig. 2　調査地周辺の遺跡

弥生時代　弥生時代の遺跡も奈良盆地南部に比して少ない。まず丘陵東側の沖積地では平城宮西南隅で行なわれた第14次調査（15）で、畿内第Ⅴ様式を主体とする竪穴住居跡，方形周溝墓などの遺構が検出された。西ノ京丘陵上では、秋篠寺の西方の丘陵(8)から外縁付鈕式銅鐸１個と、扁平鈕式銅鐸３個が２回にわたって出土している。また丘陵南部の六条山遺跡では畿内第Ⅴ様式期の集落跡が調査されている。

古墳時代　周辺では前期古墳は見られないが、佐紀盾列古墳群(17)は巨大な前方後円墳を中心とする中期の一大古墳群として周知のものである。後期古墳は、調査地周辺に点々と見ることができる。新堂寺古墳(10)は径16m、高さ３m前後の円墳で、小形の亀甲形陶棺２基が出土している。その東方の赤田古墳群(11)は、６基の円墳よりなる古墳群で、いずれも径10m前後の規模で埴輪を出土する。昭和58年には調査地の谷を隔てた北側の赤田横穴群(12)で、亀甲形陶棺をもつ横穴２基が発見された。今回の調査でも、整地層中から６世紀末の須恵器が出土したり、奈良時代の遺物にまじって形象埴輪の破片が出土しており、この丘陵上にも後期古墳の存在した可能性がある。

奈良時代　この地は平城京右京北辺坊に組み込まれる。北辺坊については、平城京一条北辺二坊二坪・三坪の調査（平城宮跡第103-16次調査、18）において、平城京造営当初から整備されていたことが明らかとなっている。しかしその規模についてはかならずしも明らかでなく、ここでは南北２坪分とする従来の見解にしたがっておく。この他周辺では条坊関係の小規模な調査が行なわれており、西三坊大路西側溝(25)、二条々間大路北側溝・三坊々間小路東側溝(24)が検出されている。今回の調査地周辺では条坊遺構の調査例はないが、遺存地割（fig３）によって推測することができる。伏見中学校の東側に東西と南北の細長い水田があり、それぞれ一条北大路と西三坊大路の痕跡と考えられる。いずれも幅は約20mである。また一条北辺四坊一坪と二坪の坪境小路も幅約15mの東西に細長い水田として残っている。西三坊大路の痕跡はこの坪境小路と交わりさらに北方に続いており、北辺坊は地割から少なくとも北へ２坪分存在していたと推定される。　奈良時代の寺院跡も多く、西大寺(22)、西隆寺(23)、秋篠寺(９)、菅原寺(29)、阿弥陀山寺(６)、法世寺(26)があげられる。また菅原遺跡(27)では東面する基壇建物が検出され、行基の建立した長岡院に比定されている。基壇建物に伴なって多数の瓦が出土し、そのなかに本調査地出土の軒瓦と同笵の軒瓦がある。平城宮北方に連なる奈良山丘陵には、平城宮所用の瓦を焼成した瓦窯群が点在する。中山瓦窯(２)、山陵瓦窯(３)の他にも、押熊瓦窯、歌姫西瓦窯、音如ヶ谷瓦窯などがある。押熊古墓(１)は、土師器高杯の上に人骨を入れた把手付きの土師器壺Ａをのせ、それを須恵器壺の外容器のなかに納入する構造の火葬墓である。秋篠銅鐸出土地と同じ丘陵(７)からは、骨蔵器と和同開珎が２枚出土している。蔵骨器として土師器甕Ａを用い蓋の破片が伴出している。和同開珎は甕の底部内面に置かれていたようである。

開基勝寶出土遺跡　昭和12年12月８日、生駒郡伏見村大字西大寺小字畑山802-1番地

において、宅地造成のための地ならし中偶然に発見された。その日のうちに開基勝寶25枚金板，銀盤などが出土したため工事を中止し、同月22日より25日まで周辺の調査が行なわれた。最終的には、開基勝寶31枚，金塊２個，金板１枚，銀銭残次１枚，銀盤２個が発見された。従来出土地については、田村吉永氏の「踏切（近鉄奈良線と調査地西側の道路が交差する所：編者註）の東方約一町線路の南側僅々田畑を隔て近接する丘陵」との記述からＪ調査区の北方に推定されていたが、今回『奈良市史　考古編』の記述や旧地番の調査，地元の方々からの聞き取り調査などによって、Ｊ調査区の西方約30ｍの地点(19)と推定するに至った。この地点は、右京一条北辺四坊七坪の東縁部で、今回調査した地点の西隣の坪に当たる。偶然の発見であったため、遺構は明らかでないが、1.鋳銭関係の遺構、2.地鎮もしくは鎮壇、3.銭貨埋納遺構、4.墳墓、5.火化地などの可能性を考えることができる。いずれにしても、今回調査した地点の性格を考える上で、重要な遺物である。

平安時代以降　周辺は耕地や山林になっていたことが古図や古文書からうかがわれる。今回調査した地点を含む西大寺北西の一帯は、西大寺関係の墓地や末寺の点在する地であった。史跡に指定されている西大寺奥の院には、叡尊の供養塔と称される五輪塔をはじめとする鎌倉時代から室町時代にかけての五輪塔群がある。また中世の古図によれば、秋篠寺の西方一帯は「西大寺寺山」と記されている。さらに阿弥陀山寺は西大寺末寺として描かれ、その北方には同じく西大寺末寺の瑜伽山寺が描かれる。ただし菅原寺南西で奈良市が行なった調査(30)では、土師器皿，瓦器椀，羽釜など、12世紀～15世紀の土器が出土し、集落の存在が推定されている。

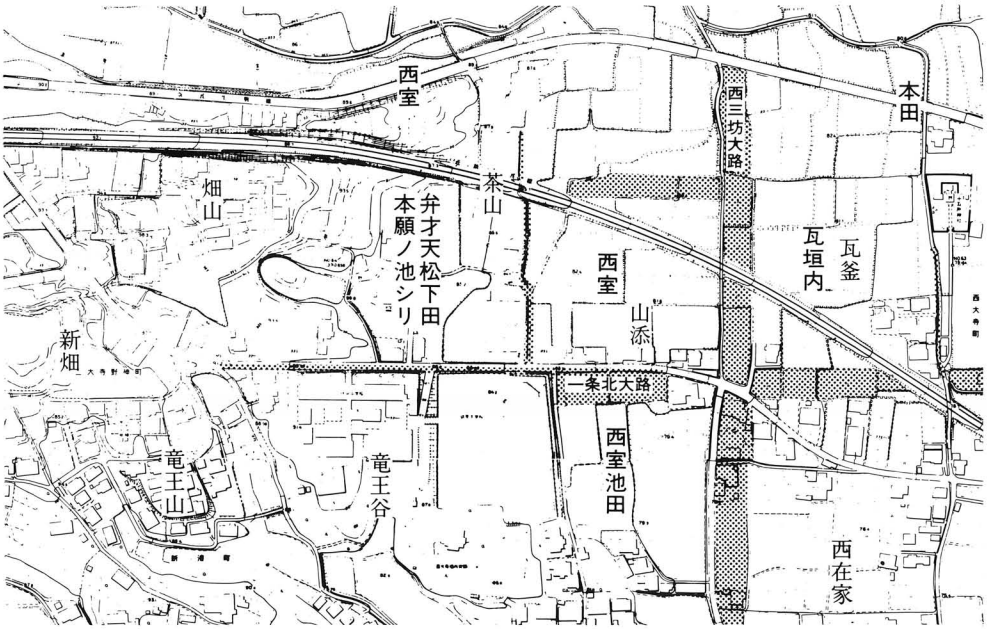

fig. 3　周辺の遺存地割と小字名等　　明朝体：小字名　　ゴシック体：文献に見える旧地名

（小字名等は橿原考古学研究所『大和条里復原図』　No.13による）

3．既往の調査・研究

今回調査を行なった平城京一条北辺四坊六坪を中心とする地域は、古絵図に「本願天皇御山荘跡」、「本願天皇山御殿」、「本願山荘」と記され、称徳天皇御山荘跡との伝承をもつ地である。古絵図類についての考察は第Ⅵ章-1で詳しくなされており、ここでは最近の調査・研究をまとめておく。

古絵図の記載にもかかわらず、この地が庭園や離宮，山荘との関係で取り上げられることは永らくなかったが、昭和12年の開基勝寳の発見によって世人の注目を集めるに至った。[註1] 開基勝寳出土地の性格が論じられるなかで、田村吉永氏は離宮説の説明として古絵図の記載を取り上げ、現存する池と中島を孝謙天皇山荘跡と考える旨の記述を行なっている。

昭和36年11月２日から10日まで、当研究所建造物研究室・遺跡庭園室が、池と中島を中心とする周辺の地形測量を行ない500分の1の実測図を作成し、古絵図の記述をもとに、称徳天皇御山荘宮殿の存在を推定している。[註2] その後この成果をもとに、森蘊氏が庭園史研究のなかに位置づけを行なっている。氏は昭和37年に『寝殿造系庭園の立地的考察』[註3] をあらわし、そのなかでこの池を取り上げ水系についての考察を行なっている。昭和49年に出版された『奈良市史　建築編』[註4] では、池周辺からの眺望が良好な点を取り上げ、山荘としての立地を論じている。

古代史からの研究は岸俊男氏によるものが唯一である。[註5] 氏は藤原武智麻呂伝にみえる習宜の別業についての考察のなかで、地名などからこの池周辺が習宜の別業であり、「彼（藤原武智麻呂：編者註）の死後しかるべき経過をたどって」称徳天皇の山荘として使用されるようになったと推定している。氏の論考によって、称徳天皇の山荘としての可能性の他に、習宜の別業であった可能性が示されるに至った。

昭和30年代から40年代にかけては、周辺の開発はそれほど進んでおらず今回の調査契機となった改築前の公務員宿舎が池の西北に建っているだけであるが、昭和50年代にはいると急激に住宅建設や宅地造成が激しくなる（PL．1，2）。それに伴なって今回の調査以外にも小規模な調査が４回にわたって計９ヶ所で行なわれた。その折の成果も本報告書に盛り込まれている。現在では、池の北と西にわずかに竹林が残る程度であとはほとんどが宅地化されている。池自体も宅地造成に関る擁壁工事で、景観が著しく損なわれている。

註１田村吉永　「開基勝寳の出土」（『大和志』第５巻１号　1938）Ｐ．22～28

２奈良国立文化財研究所「旧西大寺境内の地形と水系」
（『奈良国立文化財研究所年報　1962』1962）Ｐ．15～17

３森蘊　「平城京近郊に於ける地形・水系の調査」（『寝殿造系庭園の立地的考察』
奈良国立文化財研究所学報　第13冊　1962）Ｐ．44～45

４〃　「庭園」（『奈良市史　建築編』　1974）Ｐ．459～439

５岸俊男　「習宜の別業」（『日本古代政治史研究』　1966）Ｐ．429～460

4．発掘調査の経過と概要

本書は下表（tab２）の５回にわたる調査の報告書である。このうち第151-26次調査を除く４回の調査は、いずれも個人住宅の建設や宅地造成に伴う小規模なトレンチ調査で、幅２ｍのトレンチを池の東南部及びＨ調査区東北部の計７ヶ所に設けて行なった。

本書の中心となるのは、池西北部で1300㎡余を調査した第151-26次調査である。池の北西には木造の公務員宿舎19棟が建っていたが、老朽化のためこれを取り壊し、鉄筋コンクリート造りの宿舎２棟に建て替えられることになった。それに伴い、国家公務員共済組合連合会から建設工事に関する権限の委任を受けた大阪防衛施設局によって、発掘届が提出された。工事を行なう地は、従前より述べてきたように称徳天皇山荘跡推定地であり、重要な遺構の存在が予想された。そこで奈良県教育委員会と協議のうえ、事前に発掘調査を行ない、奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部がこれを担当することとなった。

まず12月１日から同９日まで、遺構の遺存状況を確かめるため、幅３ｍの東西トレンチを３ヶ所に設け予備調査を行なった。その結果敷地の西端近くで掘立柱建物の柱掘形３個

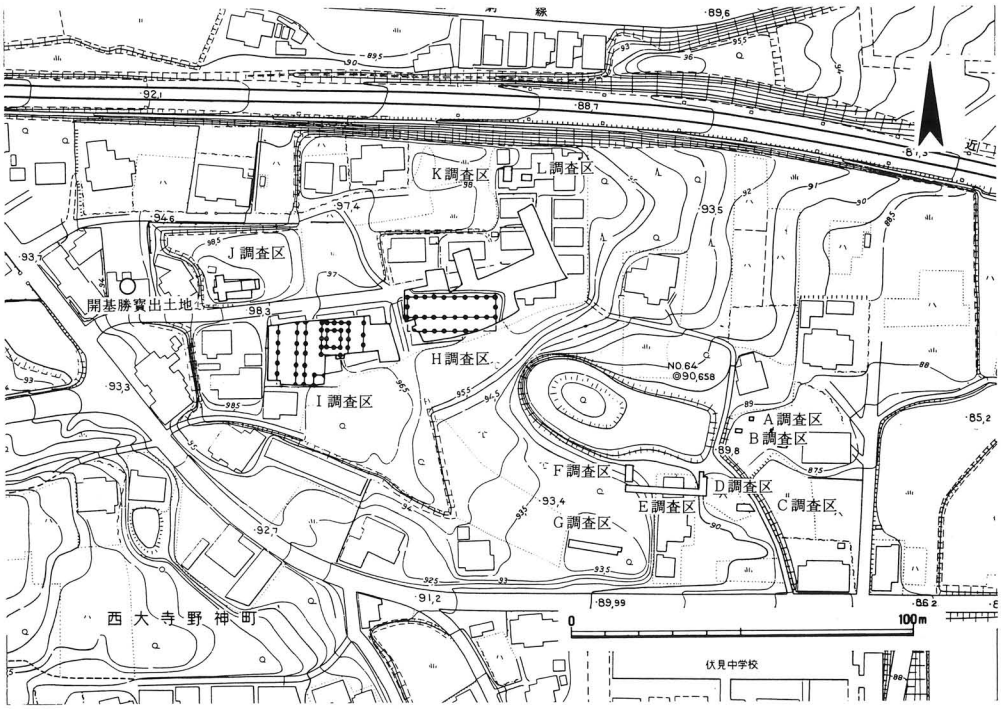

fig. 4　調査区位置図

次　数	調査地（奈良市西大寺宝ヶ丘）	調　査　期　間	調査面積	位　置	備　　考
118- 2	761番地	昭和54年 4月24日～25日	4㎡	A, B	宅地造成
118-20	744, 745, 746-1, 746-3, 747番地	昭和54年11月 7日～16日	96㎡	E, F, G	住宅建設
151- 6	744, 745-1番地	昭和58年 6月22日～23日	23㎡	C, D	宅地造成
151-26	770, 796番地	昭和58年12月 1日 ～昭和59年 3月 1日	1340㎡	H, I, J	公務員宿舎 改築
156-11	776-1番地	昭和59年 6月22日	17㎡	K, L	住宅改築

tab. 2　調査一覧表

が検出されるとともに、奈良時代の整地層が厚く残っていることが明らかとなった。このため、防衛施設局、奈良県教育委員会、当研究所の三者で協議の結果、予備調査のトレンチを拡張するかたちで本調査を行なうこととなった。

調査に当っては当研究所で採用している地区割りにしたがって6AGT-M地区と定め、さらに国土方眼座標（第６座票系）の基準点（X＝－144870.000m　Y＝－20424.000m）をMO01とする３m方眼の小地区を設定した。調査区は建物の建設位置を中心とし、H調査区では敷地北部での遺構の状況をさぐるため、２ヶ所で幅５mのトレンチを北西方向に伸ばした。I調査区では予備調査で掘立柱建物掘形が検出された西端を南北に拡張した。また敷地北西隅の受水槽設置位置に、J調査区として幅２mのトレンチをT字形に設けた。

当該地には旧宿舎のコンクリート基礎や側溝、土管などが縦横に通っており、まず12月15日、16日の両日、重機を用いて表土の掘削を行なった。その後人力による遺構検出作業にはいった。遺構検出の進展に伴いH調査区で大形の掘立柱建物が検出されたため、翌年の１月９日よりH調査区の西部を南へ拡張した（第一次拡張）。１月26日、27日には、調査成果の説明会を現地で行なった。並行して実測にはいり、実測終了後１月30日より補足調査を行なった。この間、遺跡の重要性が次第に明らかになってきたため、遺構の保存と今後の調査の進め方について三者の間で話し合いが行なわれた。その結果、SD1010とSA1060とに囲まれた区域の保存が決まり、建物の位置を北へずらすことになった。それに伴なって、新たに建物位置となる区域をひき続いて調査することになり、H調査区西端とI調査区の西側⅔を北へ拡張し（第二次拡張）、２月３日より拡張部分の調査にはいった。I調査区で平安時代の火葬墓の発見があったため、慎重に調査を進めるとともに、火葬墓と柱掘形の遺構断面の転写をあわせて行なった。拡張区の補足調査を２月27日に終え、遺構養生のため砂を厚く敷いた上に埋戻しを行ない、３月１日にすべての調査を終了した。

調査の結果、東西棟の大形掘立柱建物、南北棟の桁行の長い掘立柱建物、四面庇付掘立柱建物、および平安時代の火葬墓群などを検出した。これらの詳細については、次章以下で詳述する。全体に後世の削平を被っており遺物の出土量は少ないが、遺構の残りは比較的良好である。さらに今回の調査で、建物群の中心がI調査区南側の平坦地に及ぶことが推定された。

fig. 5　現地説明会

1983年	12月 1日～ 9日	予備調査
	12月15日	本調査開始
1984年	1月 9日	第１次拡張
	1月26・27日	現地説明会
	2月 3日	第２次拡張
	2月27日	補足調査終了
	3月 1日	埋戻し終了

tab. 3　調査経過

第 II 章　遺　構

1．遺跡の概要

遺跡は先端が二叉にわかれた丘陵上とその斜面に立地し、谷部は堰き止められ池となる。谷口に近い所にＡ、Ｂの２調査区が、二叉にわかれた南側の丘陵上にＣからＧの５調査区が、北側の丘陵にＨからＬの５調査区がある。昭和36年に作成した測量図面によれば、この丘陵上には池を取りかこむように馬蹄形の平坦面があり、池との比高差は約５ｍある。平坦面はその端で急に崖状に落ち、汀線に至る。発掘調査の結果この地形は、奈良時代の大規模な整地によって形成されたものであることが明らかとなった。整地前の旧地形は、現在池となっている谷がＩ調査区中央付近まではいり込み、南北の丘陵もゆるやかな勾配で、東へ伸びるものであった。整地はこの谷を埋めて平坦面をつくるとともに、谷を入口で堰き止め、谷奥からの涌水を利用して池を作ったものと考えられる。

2．遺構

これまでの４回にわたる調査で検出された遺構は、掘立柱建物14棟、溝５条、井戸１基、火葬墓２基、園池１などである。第118-2次，第118-20次、第151-6次、第156-11次の各調査は、小規模なトレンチ調査であり、検出された遺構の数も少ない。まずこの４回の調査について、トレンチごとに遺構を記述し、次に第151-26次調査の遺構について、奈良時代と平安時代とにわけ、遺構ごとに記述する。

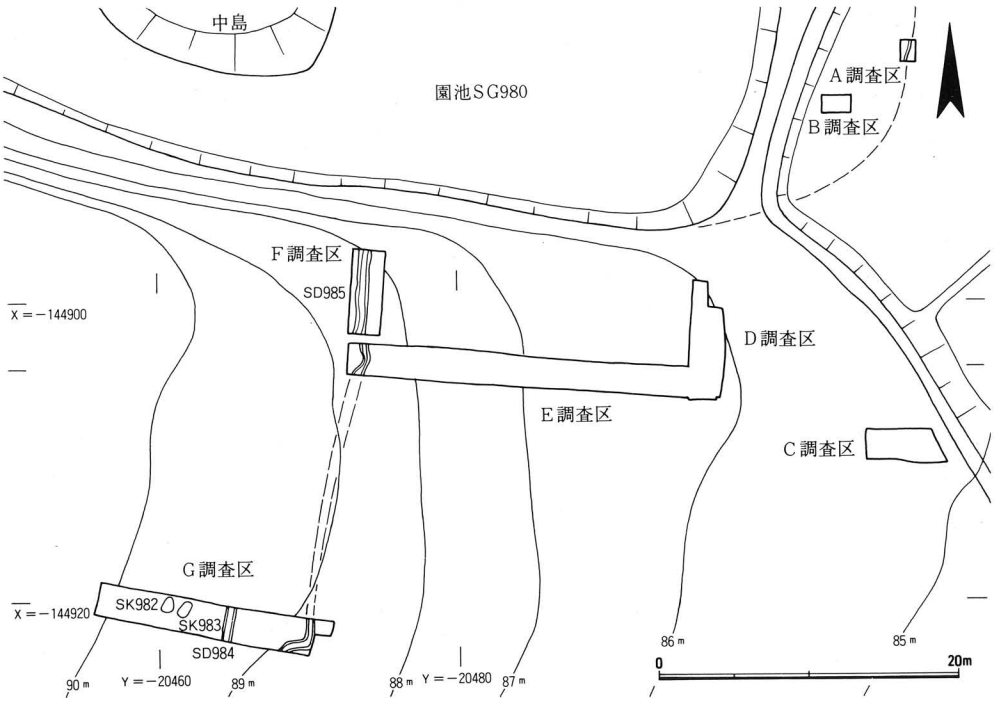

fig. 6　既往の調査遺構図

A．既往の調査　A・B両調査区は池の東側に設けた。旧水田面の上に0.3m～0.4mの盛土が覆っており、層位は盛土・耕土・床土の下に灰褐色砂質土、黄褐色砂質土、灰黒色粘質土、青灰色粘質土（地山）の順となる。この水田は谷の名残で、今はほとんどが住宅地になってしまったが、さらに東南方向に続いている。CからGまでの調査区は、所によっては1mに及ぶ盛土があり、層位は暗褐色砂質土、黄褐色砂質土、灰白色粘質土（地山）の順となる。K・L調査区はH調査区の北に設け、層位もほぼ同じである。

A調査区　幅0.9m、長さ1.2mの南北トレンチである。地山上で南北に走る園池SG980の東岸を検出した。池岸はゆるやかに西に向って傾斜しており、人工的な護岸は設けられていない。SG 980の埋土は植物腐蝕土、茶色砂質土の2層に分かれる。このうち植物腐蝕土中から土師器甕が、東岸の地山直上から須恵器円面硯が出土した。SG 980は、奈良時代にすでに存在しており、現在より東へ約10m広がっていたと推定される。

B調査区　幅1.1m、長さ1.9mの東西トレンチである。遺構は検出されなかったが、A調査区と同じ植物腐蝕土が及んでおり、調査区全体が池の中に当たるものと思われる。

C調査区　SG 980の東の堤防上を通る里道に接して東西に設けた調査区。幅2.0m、長さ4.9m。地表面が西から東へ向かって急に下がり、調査区西端と東端の比高差が1.6mある。昭和36年に作成した測量図面によれば、この地は西から東へ向かってゆるやかに傾斜しており、現在の地形は最上層の盛土によって形成された比較的新しいものであることが明らかとなった。遺構は検出されなかった。

D調査区　池の南側で、現汀線から南へ約2m下がった地点に南北に設けたトレンチ。幅2.0m、長さ7.0m。C調査区と同様な新しい時期の盛土によって、トレンチ南側が急傾斜で高くなる。遺構は検出されず、池の旧汀線に関する知見も得られなかった。

E調査区　幅2.0m、長さ24.0mの東西トレンチ。一部がD調査区と重なる。トレンチ西端で南北溝SD 985を検出した。SD 985は幅1.7m、深さ0.45mの素掘り溝である。F、G調査区でも検出しており、蛇行しながら南から北へ流れる溝である。中世の土器片や埴輪片を含む黄褐色砂質土上面より掘り込まれており、中世以降のものである。

F調査区　幅2.0m、長さ5.0mの南北トレンチ。トレンチ中央でSD 985を検出した。本調査区内では、ほぼ南北にまっすぐ流れる。

G調査区　幅2.5m、長さ15.0mの東西トレンチ。トレンチ東端で鍵の手に曲がるSD 985を検出した。トレンチ中央のSD 984は近代の地境溝。SK 982,983は平面不整楕円形の土壙。SK 982は長径1.2m、短径0.8m。SK 983は長径1.05m、短径0.7m。

K・L調査区　K調査区は幅2.5m、長さ5.4mの南北トレンチ。L調査区は幅1.3m、長さ2.8mの東西トレンチ。地山は東へ行くにしたがってゆるやかに下がり、その上を第2次整地層が覆っている。遺構は検出されなかったが、第2次整地層中より埴輪片などが出土した。

B．第151-26次調査　151-26次調査では、掘立柱建物14棟、堀１条、溝５条、井戸１基、火葬墓２基などを検出した。これらは大きく、奈良時代の遺構と平安時代の遺構とに分けることができる。

奈良時代にはＨ調査区の西半分とＩ調査区の全面に厚い整地が行なわれ、主要な遺構はほとんどこの整地層上で検出した。整地は２回行なわれており、各整地層上面で遺構が検出された。ただし下層の遺構については、上層遺構との関係から補足調査による小規模な検出にとどまる。調査区の主な土層は上から、表土、暗灰褐色砂質土、灰黄褐色砂質土（以上２層　第２次整地層）、淡黄褐色砂質土（第１次整地層）、赤褐色礫混り粘質土（地山）の順となっている。整地土はＨ調査区南辺で最も厚く、表土下1.8ｍまで確認したが、地山の検出には至らなかった。調査時における所見から、奈良時代の地形は、池の汀線ぎりぎりまで整地によって平坦面を作りだすとともに、背後の丘陵頂部の高まりはそのままに残していたと推定される。遺構はこの整地による馬蹄形の平坦面全体に及んでおり、池の東側を除く三方を建物群が取り囲んでいたと推定される。

なおＪ調査区では、約20cmの表土直下がすぐ地山となり、遺構は地山から掘り込まれている。またＨ調査区の東半分には整地土が無く、地山上で遺構の検出を行なったが顕著な遺構は検出されなかった。その部分では遺物もほとんど無く、宿舎の建設時に大規模な削平を受けたものと考えられる。

平安時代の遺構も第２次整地層上面で検出した。奈良時代の遺構と平安時代の遺構とを整地土の違いで層位的に区分することはできなかった。

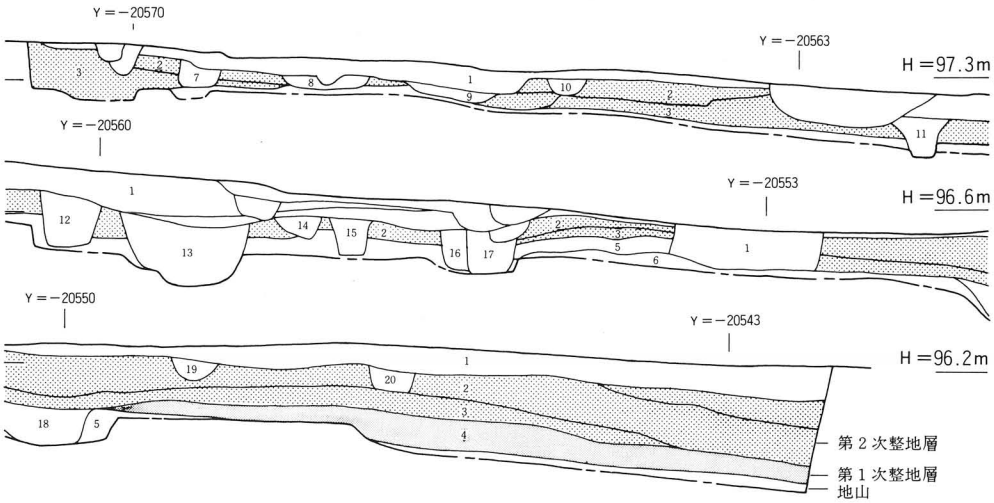

1 表土(旧宿舎時の土坑・溝)
2 暗灰褐色砂質土
3 灰黄褐色砂質土
4 淡黄褐色砂質土
5 赤褐色礫混り粘質土
6 赤褐色バラス
7 暗灰褐色砂質土(炭化物混入SB1095西側柱)
8 赤褐色粘質土(焼土・炭化物混入、SK1118)
9 淡赤褐色粘質土(焼土・炭化物混入、SK1117)
10灰褐色砂質土(SB1095庇柱)
11暗灰色粘質土
12茶褐色粘質土(SB1100庇柱)
13灰褐色粘質土(灰色粘質土混り、SB1080東側柱)
14褐色礫混り砂質土
15淡黄褐色砂質土
16暗橙褐色砂質土(SB1070西庇柱)
17暗褐色砂質土(SD1110)
18淡赤褐色砂質土
19暗灰褐色砂質土(赤褐粘土混り)
20暗褐色砂質土

fig. 7　Ｉ調査区北壁土層図

a．奈良時代の遺構

SB1000（PL．5）　H調査区西半にある、桁行９間（26.5m）・梁行２間（5.9m）の長大な掘立柱東西棟建物で、後に南面に庇が付加される。柱掘形は一辺1.2mほどの方形で、深さ1m強と大形である。身舎の柱掘形には、柱抜き取り痕跡のある西北隅柱を除き径30cmの柱痕跡が残り、柱間寸法は桁行・梁行とも３m弱（10尺）に復元できる。西妻柱と西南隅柱の２ケ所で、柱を据え直したと思われる痕跡が認られる（fig.８）ので、部分修理があった可能性がある。なお南庇は、南面雨落溝ＳＤ1005を埋め戻して増築されたと考えられる。庇の出は約4.2m（14尺）と広い。柱掘形は不整形で概して浅く、身舎の梁行柱筋とかならずしも揃わないものもある。したがって庇の構造は、両端を除き繋には梁を用いないような簡素なものであったと考えられる。東から６番目の柱掘形より須恵器椀が出土した。

SD1005・1010　ともにＳＢ1000の周囲を巡る位置にある素掘構。ＳＤ1005はＳＢ1000の身舎南側柱筋の南約1.8m（６尺）にあり、幅60cm、深さ10cmほどで、柱筋に沿って東流し、ＳＢ1000の東南でＳＤ1010と合流するものと思われる。西端はＩ調査区で検出されていないので、西妻柱筋に沿って北へ折れると推定される。

ＳＤ1010は身舎北側柱筋の北約1.5cm（５尺）にある。ＳＤ1005に比べて出はやや短いが、幅60cm、深さ10cmほどで柱筋に沿って東流し、東端で東妻柱筋に沿ってやや南西方向に斜行しながら南流する。なお西端が西北方向に延びる点は、上流の周辺に他の遺構が存在することをうかがわせる。ＳＤ1010の埋土からは須恵器杯蓋、軒平瓦が出土した。

SD1015　ＳＢ1000の東約2mの位置にある素掘南北溝。幅30cm、深さ10cm。第１次整地層上面でその一部を検出した。埋土に土師器片や炭化物を含む。

SE1025　ＳＢ1000の背面東寄りにある井戸。掘形は東西2.3m、南北3.7mの方形で、深さ2.5m以上ある。井戸枠は未検出であるが、遺構検出面から約２mの位置で厚さ10cmほどの炭化物混りの暗灰色粘質土が堆積しており、それより下層の掘形中心部に井戸枠が存在したことを示唆する径80cm、深さ30cm以上の淡灰色砂質土が存在する。埋土が西肩から東下りに斜めに堆積することからみて、井戸枠の一部を抜き取ったあと、暫時放置され、その後一気に埋め戻されたと推定される。埋土から土師器の小片が出土した。

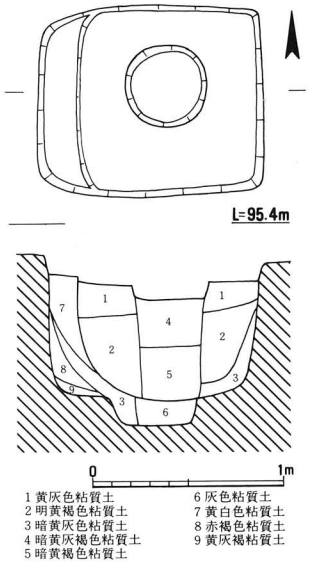

fig.８　ＳＢ1000
西妻柱掘形断面図

SK1035　ＳＢ1000の身舎内に位置する不整形の浅い土壙。東西2.6m、南北2.8m、深さ20cm。土師器杯が出土した。

SB1040、1045　いずれもＳＢ1000の北にある掘立柱建物で、一部を検出したにとどまる。ＳＢ1040は柱掘形を３個検出した。それらを南北の側柱のものと考えると、梁行２間の東西

棟建物に復原できる。柱間寸法は桁行2.7m(9尺)・梁行1.8m(6尺)。SB1045は柱掘形1個を検出したのみである。柱掘形は方形で一辺70cm。径25cmの柱痕跡がある。

SA1060　I調査区東寄りにある掘立柱南北塀で、2間分を検出した。柱掘形は一辺80cmほどの方形で、深さは約70cmある。柱痕跡は残らないが、柱間寸法は約3m(10尺)等間と考えられる。一部分を検出したにすぎないが、SB1070をはさんでSB1100とは等間隔(約4.5m、15尺)の位置にあり、柱位置もSB1100の梁行柱筋とほぼ揃うので、これらと同時期の区画塀と推定できよう。

SK1065(PL. 13)　第1次整地層上面から掘り込まれた土壙。SB1070の西北隅柱と重複する位置にある。長さ1.0m、幅0.7mの隅丸長方形を呈し、深さ約20cm。側壁が赤褐色に焼けており、底面に薄い炭化物層が残る。

SB1070(PL. 9)　I調査区のほぼ中央にある掘立柱南北棟建物。桁行2間・梁行2間の身舎の四面に庇が付く平面になる。柱間寸法は桁行方向が身舎・庇とも2.4m(8)等間になるが、梁行方向は身舎が1.8m(6尺)等間、庇の出が2.1m(7尺)とやや短い。柱掘形はほとんどが一辺70cmほどの方形で、深さ約50cm。掘形中央に径30cmほどの柱痕跡が明瞭に残る。ただし、西面庇南1間目及び身舎南妻柱の柱掘形は、一辺1.5mの方形で、1.5mほどの深さがある。いずれも掘形の⅔以上を版築状に堅く埋め戻した後に柱を建てている。

SB1080A, B(PL. 8)　I調査区西北にある南北棟建物。SB1080Aは掘立柱建物である。桁行2間(4.2m)以上・梁行2間(5.4m)で、柱掘形は一辺1.2～1.5mの隅丸方形、深さ80cmほどと大形である。南妻柱筋及び東側柱南1間目の柱掘形には、柱抜き取り痕跡

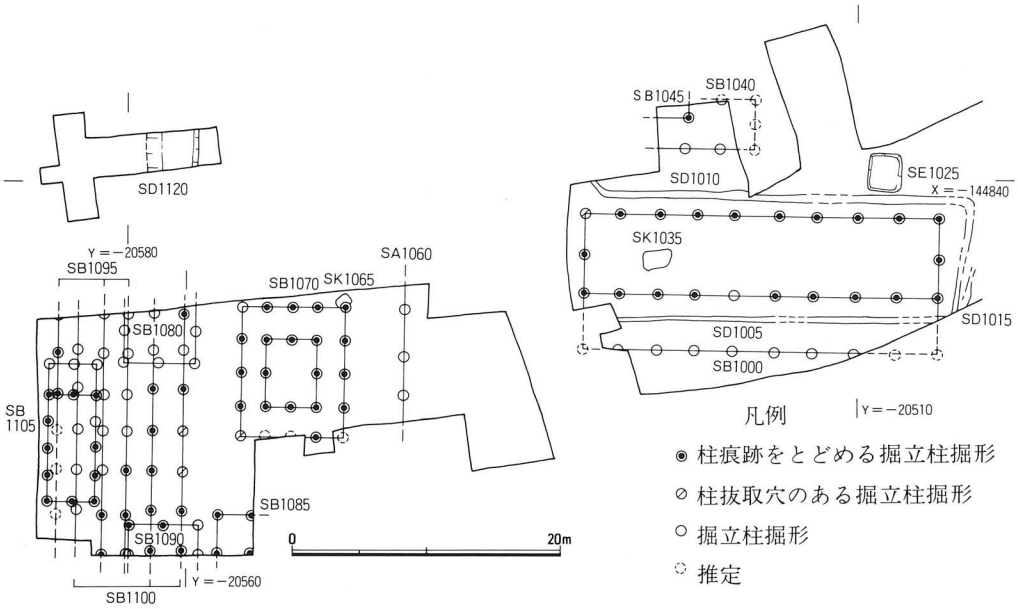

fig. 9　奈良時代の遺構配置図

がある。ＳＢ1080ＢはＳＢ1080Ａの廃絶後、同位置に再建された建物である。東西両側柱南１間目の柱位置では、旧柱掘形の全部又は一部に瓦を層状に敷きつめる地業を施しており（fig.10)、礎石建ちであった可能性がある。重複するどの遺構よりも時期は古い。なおＳＢ1080Ｂの西側柱南１間目の柱掘形から軒丸瓦・軒平瓦が出土した。

ＳＢ1085　ＳＢ1070の南側に建つ掘立柱建物で、東西１間（2.4ｍ）．南北１間（3.0ｍ)以上になる。柱掘形は一辺80cmの方形で、深さ30cmと浅く、遺構面が削平されたことを示す。南北棟掘立柱建物ＳＢ1100とは梁行柱筋を揃えて建つので、一連となる可能性もある。

ＳＢ1090Ａ．Ｂ　ＳＢ1080の南に位置する南北棟掘立柱建物で、桁行１間（3.0ｍ)以上・梁行２間（5.4ｍ）である。ＳＢ1080と柱筋を揃えて建ち、同じく建て替も認められる。ＳＢ1090Ａは、一辺1.2～1.5ｍ、深さ0.9ｍほどの大形の柱掘形をもつが、ＳＢ1090Ｂの柱掘形は一辺60cmほどで小さく、柱痕跡（径20cm）が残る。建て替えの時期はＳＢ1080Ｂと同時期であろう。

ＳＢ1095　Ｉ調査区の西端に建つ、掘立柱南北棟建物で、桁行６間（17.8ｍ）以上・梁行２間(3.3ｍ)の身舎の東面に庇(庇の出1.8ｍ、６尺)が付く。身舎の柱間寸法は、桁行3.3ｍ(11尺)・梁行1.65ｍ（5.5尺)。柱掘形は一辺60cmの方形で全般的に削平を受けており、一部の柱掘形は失なわれたものと考えられる。棟通りにも１間毎に柱が立ち、柱掘形のレベルは東方のものほど低いので、床張りの建物であったと考えられる。柱掘形の重複からＳＢ1105より古い。

ＳＢ1100（PL. 8）　ＳＢ1095の東側にあり、これとほぼ同様な平面をもつ掘立柱南北棟建物。柱間寸法はＳＢ1095に比べ、桁行方向は同じく約３ｍ（10尺）であるが、梁行方向はやや広く、身舎が2.7ｍ（９尺）等間、庇の出は2.4ｍ（８尺)である。身舎内の棟通りに、一辺50～70cmの方形柱掘形があり、一部床張りであったと推定される。柱掘形の重複関係からＳＢ1095より新しい。

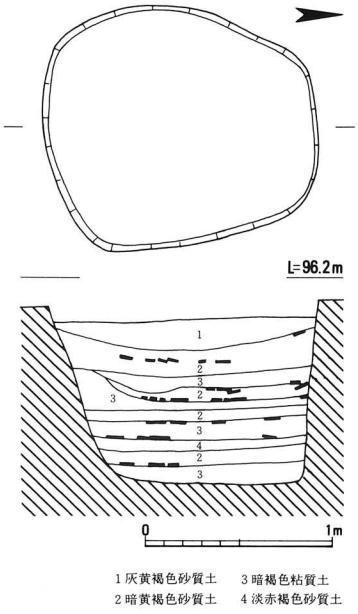

fig. 10　ＳＢ1080Ｂ
西側柱掘形断面図

ＳＢ1105　Ｉ調査区西端にある掘立柱南北棟建物である。桁行５間（10.4ｍ)・梁行２間（3.6ｍ）で、北から１間目に間仕切柱が立つ。柱間寸法は桁行2.1ｍ(７尺)。梁行1.8ｍ（６尺)。柱掘形は一辺50cm前後の方形で、径20cm強の柱痕跡が良く残る。柱掘形は全体に浅く、削平を受けたことをうかがわせる。

ＳＤ1120（PL.11）Ｊ調査区東端で検出された素掘の南北溝である。幅４ｍ、深さ0.5ｍ。埋土は大きく２層にわかれるが、遺物の出土は少ない。

b．平安時代の遺構

SB1020　桁行５間（8.8m）・梁行３間（4.8m）の東西棟掘立柱建物。桁行柱間は北側柱筋が最も良く揃い、1.8m（６尺）等間である。梁行柱は1.5m（５尺）等間。南側柱の柱間は東から1.8m（６尺）、1.8m（６尺）、1.5m（５尺）、1.8m（６尺）、2.1m（７尺）である。北側柱と妻柱の柱掘形は、径0.8m～1.0mの不整円形。南側柱はやや小形で0.6m～0.8の不整円形を呈する。西南隅の柱掘形で径34cmの柱痕跡を検出した。東で南へわずかに振れる。南側柱筋がＳＢ1000の身舎南側柱筋と重複し、ＳＢ1000より新しい。

SB1030　Ｈ調査区内で柱掘形４個を検出した。桁行３間（6.3m）・梁行２間（5.4m）の建物と推定される。柱掘形はいずれも径0.6m～0.7mの不正円形。柱間は桁行2.1m（７尺）・梁行2.7m（９尺）。北で東へ約25度振れる。

SB1050（PL.10）　Ｉ調査区内で柱掘形５個を検出した。梁行２間の南北棟掘立柱建物になるものと推定される。柱間は2.1m（７尺）等間。柱掘形は方0.9mで南妻中央の柱掘形に径23cmの柱痕跡が検出された。北で西へわずかに振れる。ＳＢ1055より新しい。

SB1055　桁行３間・梁行２間の掘立柱建物と推定されるが、柱間が2.1m（７尺）～3.0m弱（10尺）とまちまちで、各柱筋も大きく振れる。柱掘形は0.4m～0.5mの不整方形となる。ＳＢ1050より古い。

SX1074（PL. 13）　方形の墓壙に須恵器甕を埋納する火葬墓。墓壙は東西64cm、南北55cm、深さ24cm。甕内には炭化物がつまっていたが、骨片は確認されなかった。後世の削平によって、大部分を失なっており、甕はわずかに底部を残すだけである。そのため火葬墓と断定する根拠に欠けるが、炭化物を含む点や、すぐ北に火葬墓ＳＸ1075のある点などか

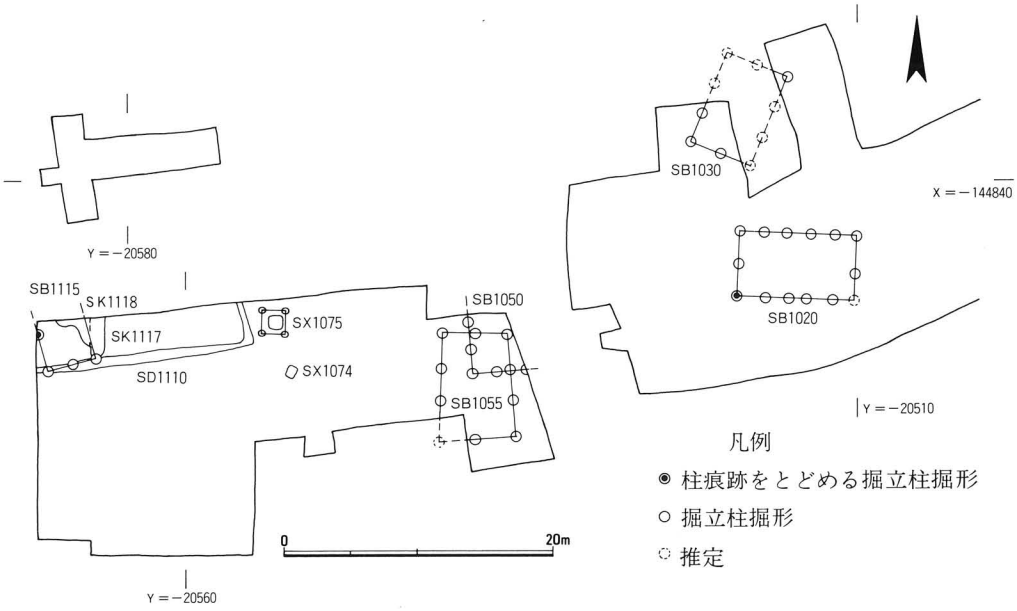

fig. 11　平安時代の遺構配置図

ら火葬墓と推定しておく。その場合、甕は蔵骨器とするには大きすぎ、蔵骨器自体というより、外容器と考えるべきであろう。

SX1075（PL. 12）　灰釉陶器壺を骨蔵器とした火葬墓。東西1.07m、南北1.0mの方形墓壙の中央に、骨蔵器を入れた長方形の木櫃を置き、まわりに木炭と土をつめている。墓壙のまわりを掘立柱4本がとりかこみ、SB1070の柱掘形を切っている。以下墓壙、木炭層、木櫃、掘立柱の順に記述する。

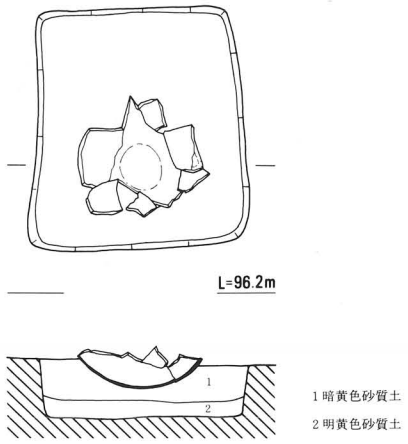

fig. 12　SX1074遺構図

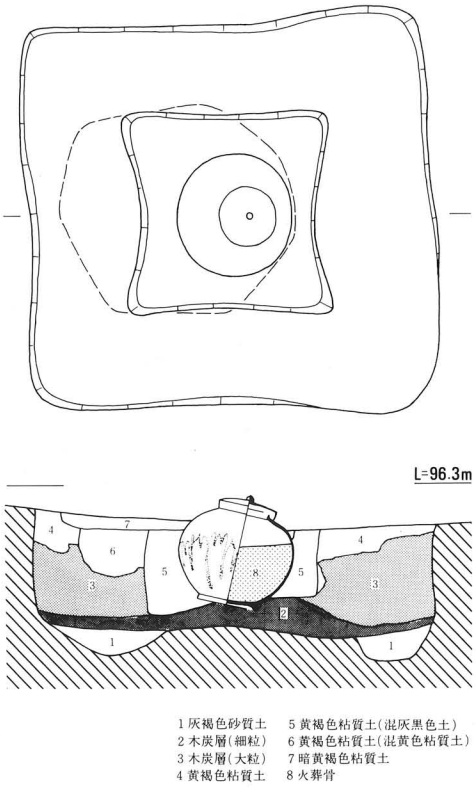

fig. 13　SX1075遺構図

墓壙　第2次整地土上面から掘り込まれ、最も深い所で深さは38cmある。骨蔵器の大きさや木櫃の存在から考えて、本来はその倍以上の60cmほどの深さがあったものと思われる。墓壙底は著しい凹凸があり、それを灰褐色粘質土で埋めて平坦な底面をつくっている。この凹凸は鋤などで掘削したそのままの状態を示すものと思われる。

木炭層　木炭層は大きく2層に分けることができる。まず墓壙底一面に下層の細かい粉炭状の木炭を敷く。検出した時点では骨蔵器の高台部分が下層の木炭層にめり込んでいたが、断面で見ると当初はこの木炭層の上に木櫃を置いたものと考えられる。上層の木炭層は、比較的大きな木炭を木櫃のまわりに約10～20cmの厚さで詰めている。木櫃と上層の木炭層の間には、一部に裏込め土と思われる黄褐色粘質土を詰める部分もある。木炭層の上には、黄褐色粘質土を入れて墓壙全体をうめもどしている。検出当初骨蔵器のまわりに不整六角形の落ち込みが認められた。これは木櫃の腐朽に伴う陥没であろう。またこの陥没によって、今見るように骨蔵器が東へ約15度傾むいたものと推定される。多量に出土した木炭のうち、比較的大形でしっかりした破片をえらび樹種鑑定を行なった結果、アカガシ亜属とヒノキ(?)の2種であった。

木櫃　木櫃自体は、鉄釘に付着する木質以外にはまったく残っていなかったが、木炭層の形状と鉄釘の出土状態から、その大きさと構造が推定される。東西55cm、南北50cmの長方形で、高さは後世の削平のため不明であるが、骨蔵器の大きさから40cmほどのものであったと推定される。木櫃の側面は土圧によって大きく内湾し、特に東西両側面が著しい。四隅を中心に鉄釘がまとまって出土した。検出面近くを除き、現位置を保っているものが多いが、木櫃のたわみや腐朽に伴なって内側へ倒れ込んでいるものも多い。

掘立柱　墓壙の周辺の４ヶ所に、方30cmほどの柱掘形を検出した。柱痕跡は検出されなかった。柱間はいずれも1.5m（５尺）である。規模が小さいところから、上部構造を伴うものか、柵のようなものか不明であるが、火葬墓の地上施設として注目される。

SD1110（PL. 9）　Ｉ調査区西北で検出した素堀り溝。Ｌ字形に曲がり発掘区の北と西へつづく。断面はＵ字形で幅0.5m、深さ0.5m。埋土は大きく２層にわかれ、上層は旧宿舎の排水管によって攪乱さ

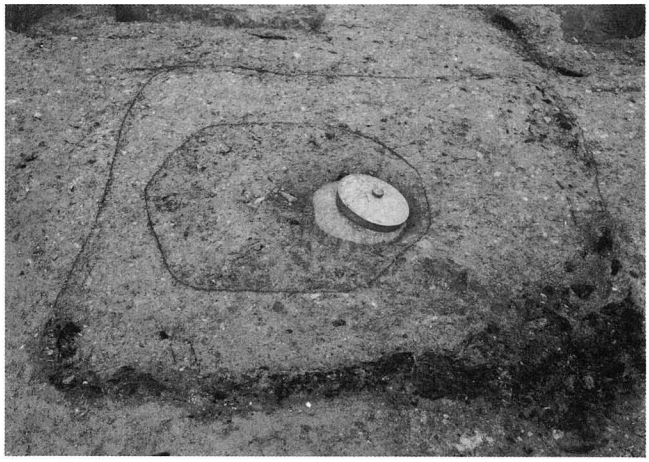

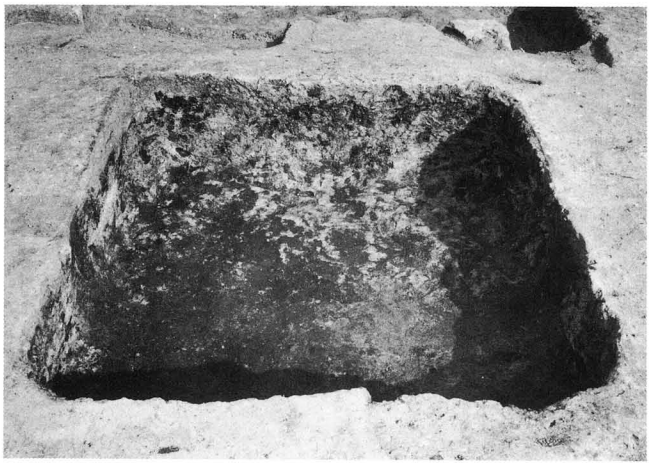

fig. 14　ＳＸ1075　発掘経過

上：検出状況
中：発掘状況（手前墓壙完掘、奥木炭層露出）
下：完掘後（墓壙）

れている下層は暗灰色粘質土で均一に埋まっており水の流れた痕跡は見られなかった。北西に存在が予想される何らかの遺構に関係した区画溝と考えられる。重複する柱掘形を切っている。軒瓦を含む瓦の出土が多い。

SB1115　Ⅰ調査区西北隅で検出した桁行２間以上・梁行２間（3.6m）の南北棟掘立柱建物。柱間は桁行1.8m（６尺）・梁行3.0m（10尺）。西側柱南から２番目の柱掘形は残りが良く、径35cmの円形掘形に、径10cmの柱痕跡がある。南妻柱筋がＳＤ1110に切られており、柱掘形の一部を検出しただけである。北で西へ約15度振れる。

SK1117・1118　Ⅰ調査区北西隅にある浅い土壙。ＳＫ1117は幅1.2m、深さ7cmで南北の溝状を呈する。ＳＫ1118は東西2.7m以上、南北1.3m以上、深さ5cmの不整形な土壙。Ⅰ調査区北西隅は、攪乱が著しく遺構の遺存状態が悪い。ＳＫ1117と1118は本来同一の土壙であった可能性がある。埋土中より、軒丸瓦、焼土、焼土塊、鋳型、るつぼ片が出土した。

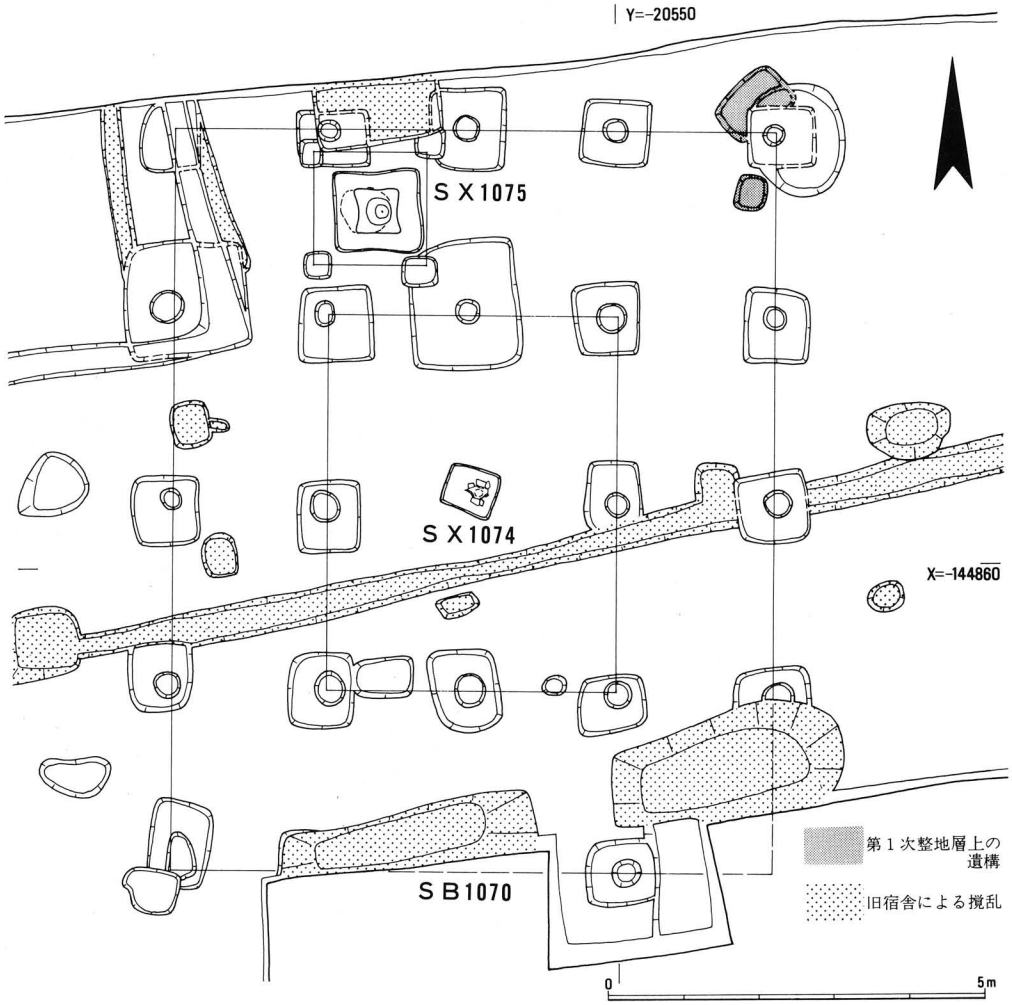

fig. 15　ＳＸ1074・1075　周辺遺構図

第 III 章　遺　物

1　土　器

本章では出土量の多い第151-26次調査出土遺物について述べる。

掘立柱建物ＳＢ1000の柱掘形、雨落溝ＳＤ1010、土壙ＳＫ1035から、少量の奈良時代の土器が出土した。しかし、出土土器の大半を占めるのはこれらの遺構のベースとなる２期にわたる整地層の中に包含された土器であり、後述のようにＳＢ1000、あるいはＳＫ1035出土の土器も本来この整地層中に包含されていた土器の一部である可能性が高い。

調査区西半には平安時代初頭の火葬墓２基があり、外容器あるいは骨蔵器として用いられた須恵器大甕の底部破片と灰釉陶器壺が出土した。

以下、奈良時代の遺構及び整地層の出土土器、平安時代の火葬墓の出土土器の順にその概要を説明する。土器の器種名及び製作技法の呼称については『平城宮発掘調査報告』に従うこととする。

ＳＢ1000出土土器（fig 16－１）　掘立柱建物ＳＢ1000の南廂東第６の柱掘形から出土した土器。須恵器椀Ｂ１個体のみ。椀Ｂ（１）は口径9.8cm、器高4.8cm。底部外面をヘラケズリし、底部外周やや内側寄りに外方へふんばった高台をつける。形態・調整手法の特徴から奈良時代前半期に属するものとみられる。後述する整地層の出土土器に同時期のものがあり、この椀Ｂもおそらく本来は整地層中にあったものがＳＢ1000の造営の際に、その柱掘形の埋土中に混入したものと考えられる。

ＳＤ1010出土土器（fig 16－２～５）　掘立柱建物ＳＢ1000の北雨落溝ＳＤ1010から出土した土器。須恵器杯Ａ・杯Ｂ蓋・皿Ｂ蓋・甕Ⅹがある。杯ＡⅣ（４）は口径11.0cm、器高3.6cm。底部外面はヘラキリままの不調整。杯ＢⅣ蓋（２）は口径12.4cm、器高2.3cm。頂部外面はヘラキリ後、ロクロナデで仕上げ、偏平な宝珠形のつまみをつける。杯ＢⅤ蓋（３）は口径11.8cm、器高1.6cm。頂部外面はヘラケズリ仕上げ。甕Ⅹ（５）は口径16.8cm。体部外面はカキ目調整で、一部叩き成形の痕跡を残す。体部内面及び口縁部内外面はロクロナデで調整し、口縁端部を水平に面取りして、外面上端に細い凹線１条をめぐらす。杯Ｂ蓋の形態・法量・調整手法の特徴から、奈良時代中頃の平城宮Ⅲ（750年頃）に相当する時期のものと考えられる。

ＳＫ1035出土土器（fig 16－６・７）　土壙ＳＫ1035は掘立柱建物ＳＢ1000に重複する位置で検出した方形の小土壙。埋土から土師器杯Ａ・皿Ａと、須恵器杯Ａが出土した。土師器杯ＡⅠ（６）は口径20.2cm、器高3.6cm。底部外面は不調整で、口縁部外面をヘラミガキし、内面に放射状暗文と連弧状暗文をもつ。皿ＡⅠ（７）は口径22.9cm、器高3.2cm。底部外面は不調整（木葉痕あり）で内面にラセン暗文と放射状暗文をもつ。形態・法量・調整手法の特徴から、いずれも奈良時代前半の平城宮Ⅱ（730年頃）に相当する時期のもの

と考えられる。この土壙のベースとなる整地層の出土土器中最古の一群に一致する時期のものであり、ＳＢ1000出土土器の場合と同じく、土壙の開削時、あるいは埋没の際に混入したものと考えざるをえない。

整地層出土土器（fig 16－８～21）　奈良時代の建物群は南に傾斜する丘陵斜面を２期にわたる大規模な整地事業によって平坦に造成した上に造営されており、調査区南半にはこの整地に伴う２層の整地層がある。（第Ⅱ章２－Ｂ参照）

須恵器杯Ｈ蓋・有蓋高杯・台付壺（８～10）は第１次の整地層である淡黄褐色砂質土層の出土品。杯Ｈ蓋（８）は口径12.4cm、器高3.9cm。頂部外面へラケズリ仕上げ。有蓋高杯（９）は蓋と脚部の大半を欠く。杯部の口径12.4cm、受部径15.2cm。杯部外面をへラケズリして、三方透しの脚部を接合する。台付壺（10）は台脚部のみの破片。脚端の径11.8cm。脚裾の屈曲部につまみ出し突帯１条をめぐらし、その上位の柱状部に長方形の四方透しを配する。８～10ともに６世紀末頃の須恵器であり、また杯Ｈ・有蓋高杯・台付壺の３種からなる器種の組合せも、この時期に最盛期を迎える群集墳の一般的な副葬品の組合せに一致する。整地に際して破壊された古墳の存在を想起させる遺物であるが、今回の調査区内では古墳の痕跡を検出していないため確言はできない。

土師器杯Ｃ・皿Ａ、須恵器杯Ｂ・杯Ｂ蓋・皿Ｂ蓋・鉢Ａ・壺Ａ蓋・壺Ｋ（11～18）は、第２次の整地層である灰黄褐色砂質土層の出土品。土師器杯ＣＩ（11）は口径16.8cm、器高3.6cm。底部外面は不調整で、内面にラセン暗文と放射状暗文をもつ。皿ＡＩ（12）は口径21.4cm、器高2.9cm。同じく底部外面は不調整（木葉痕なし）で、内面に、ラセン暗文と放射状暗文をもつ。須恵器杯ＢＶ（16）は口径10.5cm、器高4.1cm、底部外面はへラキリままの不調整。杯ＢＩ蓋（14）は口径21.5cm、器高2.0cm。頂部外面をへラケズリして、偏平な宝珠形のつまみをつける。頂部が平たく、口縁部がわずかに屈曲するＡ形態の蓋。鉢Ａ（17）はいわゆる鉄鉢形。口径20.4cm、体部の最大径22.5cm。体部外面下半をへラケズリした後、器面全面をロクロを利用したへラミガキで平滑に調整して仕上げる。壺Ａ蓋（15）は口径14.2cm、器高4.0cm。頂部外面をへラケズリして、宝珠形のつまみをつける。壺Ｋ（18）は底部のみの破片。外方へよくふんばった高台をもつ。高台の外径11.2cm。

土師器甕Ｂ、須恵器杯Ｂ・杯Ｂ蓋・椀Ａ・壺Ｋ（19～24）は試掘調査時に出土したもの。整地層確認以前の出土品であるが、各土器の出土層位、あるいは形態・調整手法の特徴から、本来先に述べた第２次の整地層中に包含されていた土器の一部と考えられる。土師器甕Ｂ（24）は口径26.2cm。体部外面は縦位のハケ目、内面はナデ調整で、口縁部内外面をヨコナデ調整して仕上げ、口縁端部はわずかに上方へ突出する。須恵器杯ＢⅣ（21）は口径13.0cm、器高4.4cm。杯ＢⅣ（22）は口径13.3cm、器高4.2cm。底部外面はいずれもへラケズリ調整で、底部外周やや内寄りに外方へふんばった高台をつける。杯ＢＶ蓋（19）は口径10.9cm、器高2.0cm。頂部外面とへラケズリ調整し、偏平な宝珠形のつまみをつける。

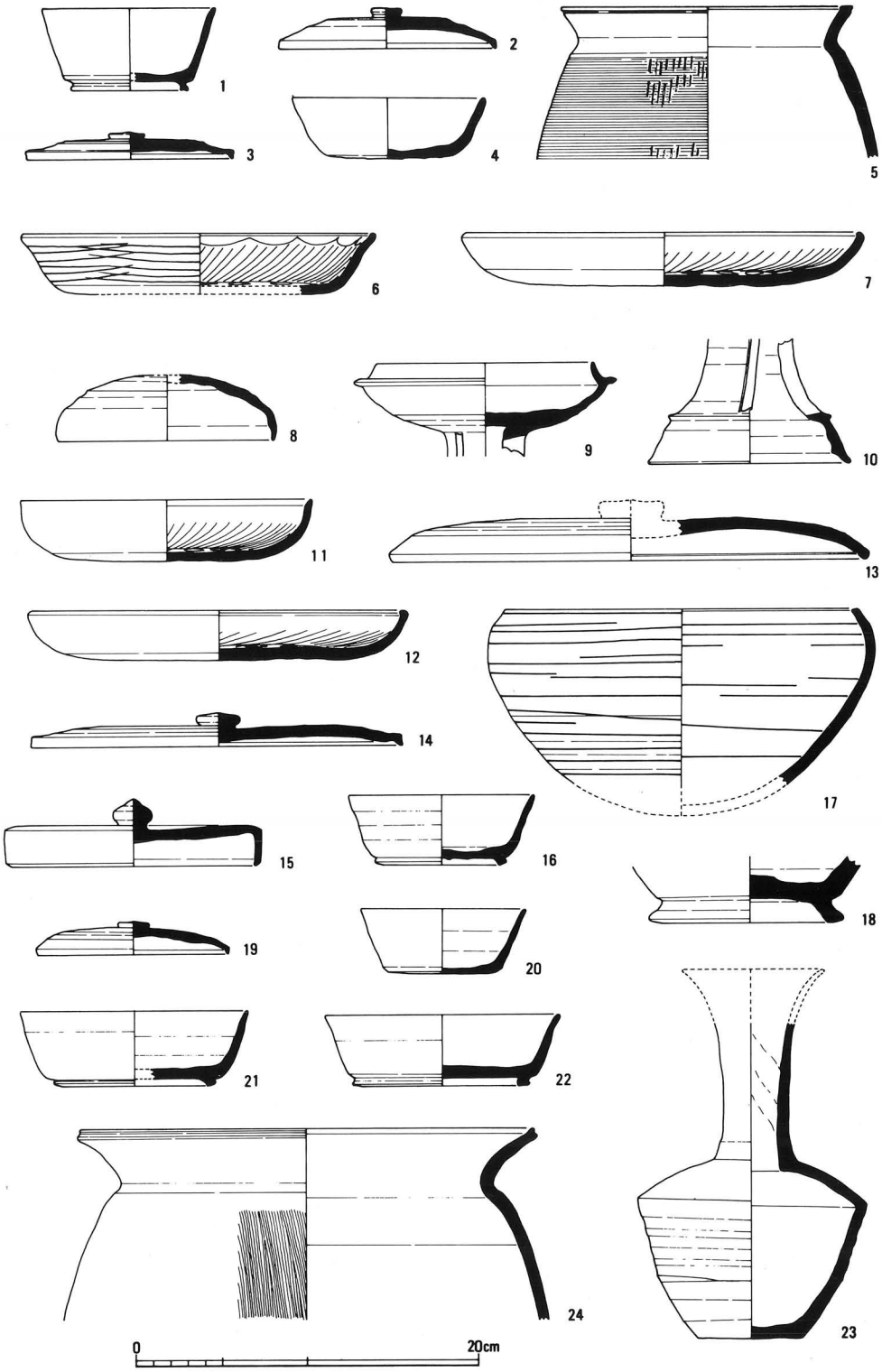

fig. 16　土器（ＳＢ1000－１、ＳＤ1010－２～５、ＳＫ1035－６、７、整地層－８～24）

頂部が笠形で、口縁部の屈曲しないＢ形態の蓋。椀Ａ（20）は口径9.2cm、器高3.8cm。底部外面はヘラケズリ調整。壺Ｋ（23）は高台をもたない平底のもので、口縁部を欠く。体部の最大径13.3cm。体部下半と底部の外面をヘラケズリして仕上げる。体部外面上半にはロクロによる調整痕（いわゆるロクロ目）が著しい。

第２次整地層の出土土器の中で、須恵器壺Ｋ（18・23）は奈良時代前半の平城宮Ⅱ以前にほぼ限定できる器種であり、また土師器杯Ｃ（11）、皿Ａ（12）、須恵器杯Ｂ（16・21・22）、杯Ｂ蓋（14・19）もそれぞれの形態・法量・調整手法の特徴から、平城宮Ⅱ、あるいは奈良時代中頃の平城宮Ⅲに相当する時期のものとみることができる。従って、器形及びその所属時期の判明するものに限って言うならば、整地層の出土土器はほぼ奈良時代の中頃以前のものに限られることになる。なお、第２次整地層からは奈良時代の土器とともに、少数ながら円筒埴輪・囲形埴輪・形象埴輪の破片が出土しており（ＰＬ25－26、27）、調査区付近にこれらの埴輪を伴う中期の古墳があった可能性がある。

ＳＸ1074・1075出土土器（fig 17）　ＳＸ 1074・1075は掘立柱建物ＳＢ 1070に重複する位置で検出した２基の火葬墓である。

ＳＸ 1074では、墓壙内に据えた大形の須恵器甕の底部破片が出土した。丸底で、内面に同心円文、外面に平行叩きの成形痕を残す。削平のため上半部の形態は不明。

ＳＸ 1075では、木製の外容器（木櫃）に納めた灰釉陶器壺Ａが骨蔵器として用いられており、蓋を伴う完全な状態で発見された。蓋と身は別焼成で、身は口径12.3cm、体部の最大径30.7cm、器高26.0cm。体部外面の中位以下と底部外面を丁寧にヘラケズリして、外方へふんばった高台をつけ、体部内面はコテを用いて平滑な器面に仕上げる。口縁端部内面から体部外面の上半に灰緑色の灰釉をかけ、体部下半にも溶融した釉が多数垂下する。蓋は口径15.3cm、器高5.6cm。頂部外面をヘラケズリして、宝珠形のつまみをつける。口縁端部はロクロナデで調整し丸くおさめる。頂部外面とつまみの全面に灰緑色の灰釉がかかるが、口縁部外面は無釉。珠形に近い体部、蓋のつまみ及び口縁端部の形態から、９世紀前半のものと推定される。

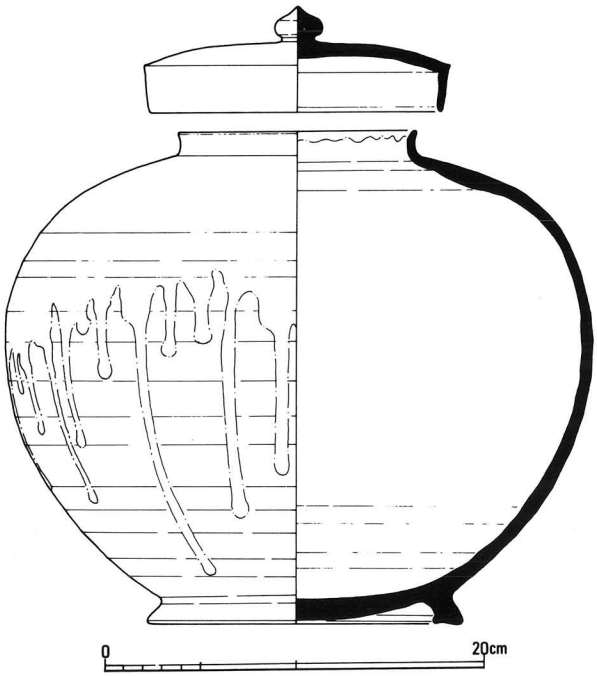

fig.　17　ＳＸ1075　出土骨蔵器

2　瓦

瓦は主にＨ調査区の中央部とＩ調査区の北西部から、整理平箱で約30箱が出土した。その多くは丸瓦・平瓦で、軒瓦は軒丸瓦が17点、軒平瓦が10点ある。

Ａ．軒瓦（fig. 19－1～6）　軒丸瓦の内訳は6272型式Ｂ種１点、6316型式Ｍ種４点、6319型式Ａ種12点である。軒平瓦は6710型式Ｄ種８点のほか、瓦当を欠くものが２点ある。

6272型式Ｂ種（１）　6272型式は外区に珠文と面違い鋸歯文をめぐらせた複弁８弁蓮華文軒丸瓦である。Ａ種とＢ種がある。ともに中房が突出し、蓮子が１＋４＋８だが、Ｂ種はＡ種に比べて中房、蓮子、珠文が小さく弁も細い。胎土は精良で明茶褐色を呈するが、焼成は軟質である。復原径約18.6cm。Ｈ調査区の第２次整地土中から出土した。

6316型式Ｍ種（３）　6316型式は複弁で、子葉を分離する弁中央の線がなく間弁もないのが特徴である。Ａ～Ｋ種と今回新たに設定したＭ種がある。Ｍ種は複弁８弁で、外区に珠文20と線鋸歯文をめぐらせる。蓮子は１＋４で中房が突出する点はＣ種に似るが、中房径はやや大きく弁も長い。瓦当径13.1cmと6316型式のなかではＩ種についで小さい。瓦当面を焼成前に深くナデた例（PL. 16－5）があるが、後述する奈良市菅原遺跡出土例（fig. 20－3、tab. 1－27）から、笵割れによって生じた粘土のはみだしを整形したものと推測される。丸瓦の接合位置は低く、瓦当裏面は下半部を深くえぐる（PL. 16－6）。大きさや胎土からＭ種の丸瓦部と考えられる例（４）は凸面を縦方向に箆削りする。凹面は瓦当寄りを縦方向になでる。胎土は細砂を若干含む。軟質で暗黄褐色を呈するものと、硬質で暗青灰色ないし灰色を呈するものとがある。ＳＢ1080の掘形から２点、ＳＤ1110から１点出土。

6319型式Ａ種（２）　6316型式に類似するが、間弁があることから今回新たに6319型式を設定しＡ種とした。複弁８弁で外区には珠文16と疎な線鋸歯文をめぐらせる。中房は突出し、蓮子は１＋４である。瓦当径13.0cm。丸瓦の接合位置は低く、接合に際して丸瓦の端面に刻み目を入れた例がある。瓦当裏面は横方向になでて平坦につくるもの、板状工具で縦方向に掻きとって平坦につくるもの（PL. 16－7）及び深く窪ませるもの（PL. 16－8）がある。丸瓦部の凸面は縦方向に箆削りし、凹面は瓦当寄りを縦方向になでる。胎土は細砂を若干含む。軟質で黒褐色あるいは黄褐色を呈するもののほか、比較的硬質で灰白色を呈するものがある。ＳＢ1080の柱掘形、ＳＫ1117及びＩ調査区の第２次整地土中から各１点、ＳＤ1110から３点、Ｉ調査区北西部の表土から６点出土している。

6710型式Ｄ種（５）　6010型式は外区に珠文をめぐらせた３回反転の均整唐草文軒平瓦で、山形の中心飾をもつのが特徴である。Ａ・Ｃ種と今回新設定のＤ種がある。Ｄ種はＡ・Ｃ種と異なって、中心飾と唐草文の周囲を凹線で二重に縁どる手法、笵型でいえば中心飾と唐草

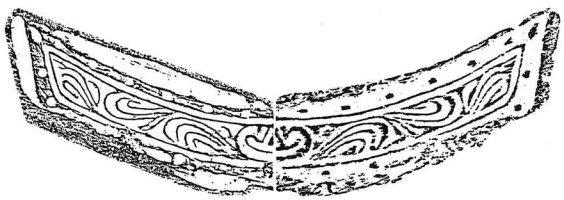

fig. 18　6710型式Ｄ種拓本（右ポジ，左ネガ）

文の輪郭線を残して他を一段低く彫り込む手法（fig. 18）をとっている。瓦当の厚さ5.1cm、菅原遺跡出土例によると上弦幅26.3m、全長44.4cmとなる。顎は直線顎で横方向になで、瓦当近くの凹面は横方向に篦削りする。平瓦部の凸面は縦及び斜め方向の縄叩き目を施すが、凸面全体を縦方向に篦削りするものがある。前者の凹面は布目のままであるが、後者には凹面を縦方向になで、凸面の側縁を深く面取りするものもある。胎土は細砂をやや多く含む。軟質で暗灰色あるいは暗黄褐色を呈するものと、比較的硬質で灰白色を呈するものとがある。ＳＢ1080、1095の柱掘形とＳＤ1110から各１点、ＳＤ1010から２点出土している。なお瓦当を欠くもの（6）が２点あるが、平瓦部の調整手法は6710型式Ｄ種と一致し、凹面の狭端近くに布端痕が残る。硬質で黝黒色を呈し、一部に自然釉が認められる。Ｉ調査区の第２次整地土とＳＢ1080の柱掘形から各１点出土している。

Ｂ．丸瓦・平瓦（fig. 7～9）　丸瓦はいずれも玉縁が付くものである。凸面は縦方向の縄叩きを施したのち丁寧に縦ないし横方向になで、凹面は未調整で布目が残る。胎土は細砂を含み、軟質で黒褐色、暗黄褐色、淡褐色を呈するもののほか、やや硬質で灰白色を呈するものがある。大きさから３種に区分できる。大形の丸瓦は全長が不明だが、玉縁部近くでの径が12.9～13.3cm、厚さ2.0～2.2cmである。約８個体あり、うち広端部の破片が３個体ある。中形の丸瓦は全長約34cm、中央部での径12.1～12.3cm、厚さ1.5～1.7cmである。丸瓦のなかでは最も量が多い。広端部の破片が約13個体ある。小形の丸瓦は全長約33cm、中央部での径11.3cm前後、厚さ1.2～1.3cmである。約10個体でうち広端部の破片が３個体ある。なお大形と中形の丸瓦のなかには、側面に分割破面を残すものが少量あり、分割截線を凹面から入れる例と凸面から入れる例（PL. 16－9・10）とが認められた。

平瓦はほとんどが凸面に縦及び斜め方向の縄目を残し、凹面も未調整で布目を残す。大きさから３種に大別できる。大形の平瓦は全長約35cm、厚さ2.2～2.6cmである。凸面の縄目が細かく、凹面に模骨痕、糸切痕、布の合わせ目痕が残る桶巻き作り例（７）と、縄目が荒い一枚作りと考えられる例とがある。前者は約10個体である。胎土に細砂と黒粒を含み比較的硬質で青灰色を呈するものと、黒粒を含まず軟質で黒褐色あるいは暗黄褐色を呈するものとがある。後者は約６個体で、細砂を含み軟質で赤褐色を呈する。中形の平瓦は全長が不明だが、厚さが1.8cm前後である。明確に桶巻き作りと認られるものはない。平瓦のなかではもっとも量が多い。凸面の縄目が細かいものと、荒いもの（８）とがあり、量は前者がやや多い。胎土に細砂を含み、ほとんどは軟質で黒褐色、暗黄褐色、淡褐色ないし灰白色を呈する。縄目の細かいものには凹面のほぼ全体を縦方向になでるもの、縄目の荒いものには凹面の広端から側縁にかけて布端痕の残る一枚作り例がある。小形の平瓦は全長28.5cm以上、広端の上弦幅約24cm、厚さ1.0～1.4cmである。約20個体あり、縄目の細かいものと荒いものとはほぼ等量である。胎土に細砂を含み軟質で黒褐色ないし暗黄褐色を呈するものが多い。縄目の荒いものには一枚作り例（fig. 19－9、PL. 16－11）がある。

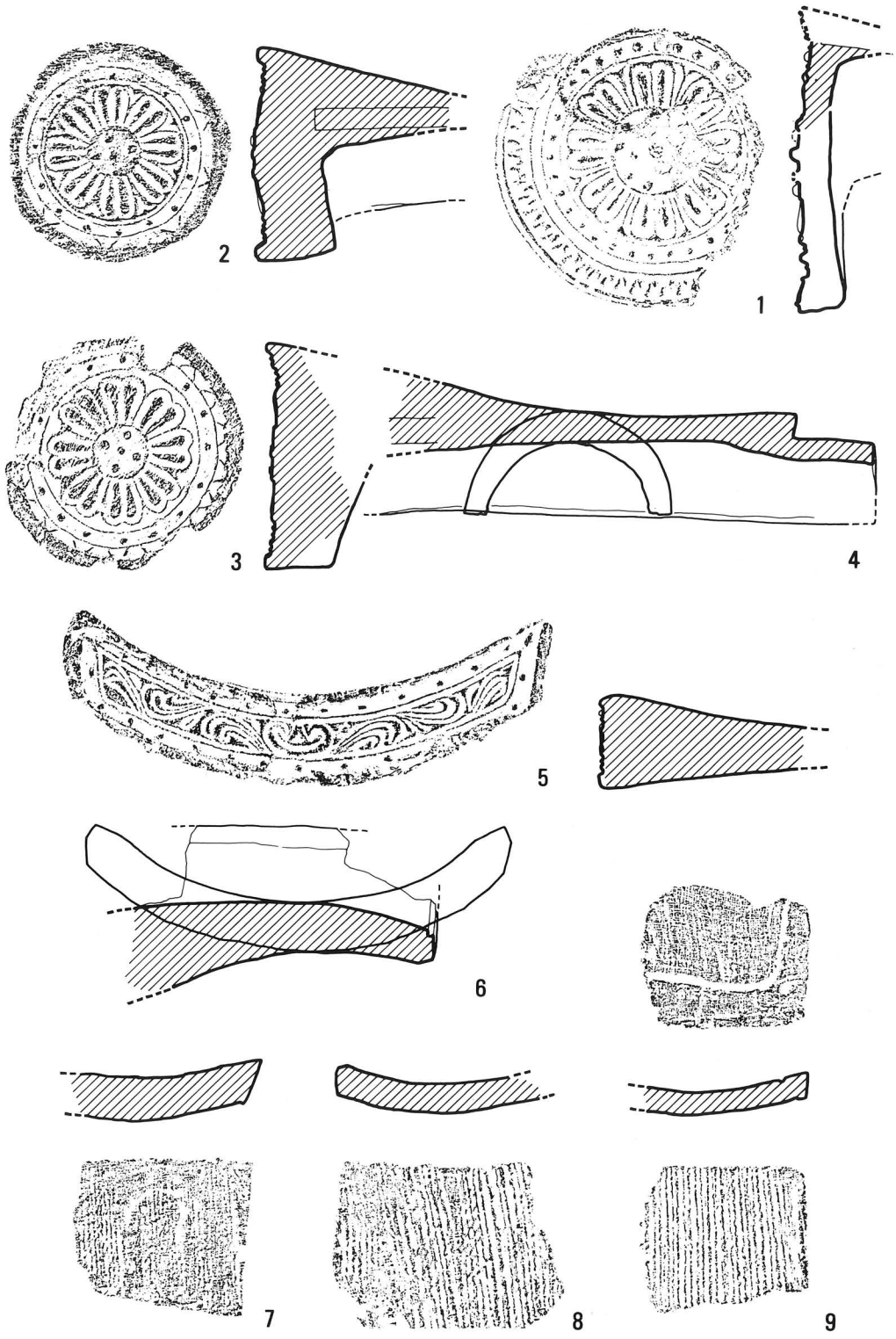

fig. 19　瓦（¼）

C．小結　今回出土した瓦について年代を比定し、その特色について触れておこう。

軒丸瓦6272型式Ｂ種は平城京左京二条二坊十三坪、二条五坊九坪、三条二坊九坪、右京九条一坊十二坪などから出土している。このうち右京九条一坊十二坪では6272型式Ａ種も出土し、軒平6644型式Ａ～Ｃ種との組み合わせ（fig. 20－1）が指摘されている。6272型式は蓮子が二重で外区に珠文と面違い鋸歯文をめぐらせる点、重弧文軒平瓦と組み合う軒丸瓦6271型式に類似するが、中房径が小さく偏行唐草文軒平瓦6644型式と組み合うなどの点から時期は新しくなる。出土例が平城京内に限定されることから８世紀前半も比較的古い時期に比定できよう。大きさや製作技法などから大形の丸瓦・平瓦が組み合うが、一枚作りと考えられる縄目の荒い大形の平瓦は後補もしくは他型式の軒瓦の存在を暗示する。

軒丸瓦6316型式Ｍ種と軒平瓦6710型式Ｄ種は平城京外西郊の菅原遺跡で出土し、軒瓦の主要な一組（fig. 20－3）となっている。6316－6710型式は平城宮では出土するが数が少なく、左京三条二坊十五坪、右京九条一坊四坪、朱雀大路沿い（fig. 20－2）など平城京内での出土例が増加しつつある。時期は平城宮出土軒瓦編年第Ⅲ期（天平17年～天平勝宝年間）に比定されている。6316型式Ｍ種及び軒平瓦6710型式Ｄ種もその時期を大きく隔たることはないと考える。大きさから中形の丸瓦・平瓦が組み合う。

軒丸瓦6319型式Ａ種は初出例である。文様の構成は6316型式に類似し、ほぼ同じ時期に比定できよう。大きさから小形の丸瓦・平瓦が組み合う。6319型式Ａ種に組み合う軒平瓦は不明だが、6710型式Ｄ種が用いられたのかもしれない。

今回調査した地域においては、８世紀前半も比較的古い時期と、８世紀後半の瓦が認められ、しかも両時期の瓦とも平城宮では出土せず、平城京やその周辺の遺跡と同笵関係をもつことが明らかとなった。また6316型式Ｍ種や6319型式Ａ種については、瓦当径が13～14cmと小さいが、これに組み合う丸瓦・平瓦が存在することから、棟に用いた甍瓦ではなく、軒先に用いたことが判明した。

註　１奈良国立文化財研究所『平城京左京二条二坊十三坪の発掘調査』1984　P. 28

２菅原遺跡調査会「菅原遺跡の小型瓦」（『古代研究』25・26　1983）P. 9～23

３奈良国立文化財研究所『平城京左京三条二坊』（『奈良国立文化財研究所学報』第25冊　1975）

４奈良国立文化財研究所『奈良国立文化財研究所基準資料Ⅱ　瓦編２解説』　1975　P. 16

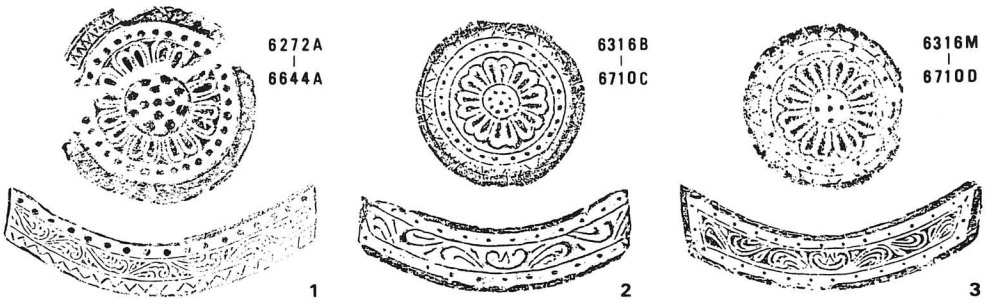

fig. 20　平城京および周辺遺跡出土軒瓦

3　その他の遺物

A．SX1075出土遺物　火葬墓SX1075から鉄釘、水晶丸玉、金属溶解物が出土した。

鉄釘（fig. 23・24, PL. 17・18, tab. 4）　SX1075の墓壙からは、木櫃の組み立てに用いた鉄釘が54本出土している。1～48は角釘で、頭部から先端に向って直線的に細くなる楔状の形態を示し、頭部を折り曲げたり叩き伸ばしたりしていない。断面形は長方形を呈するものが多い。長さは完形品で最大10.0cm、最小8.1cmとまちまちであるが、9cm前後のものが多い。脚部径は0.5cm前後である。全体に保存状態が良好で、木質の残りが良い。木質の木目方向によってA～Cの3種類に分けることができる。Aは上半部の木目が横方向で、下半部の木目が脚部に沿って縦方向につくものである。この種の釘は木櫃の側板を打ち付けたもので、木櫃の四隅にそれぞれ6本ずつ用いられる。Bは上半部・下半部とも木目が横方向につくものである。この種の釘は蓋板と底板を側板に打ちつけた釘で、上半部・下半部の木目が同一方向になる。側板の北面と南面に用いられた。CはBと同様上半部・下半部とも横方向の木目であるが、上半部と下半部の木目が直交する。これも蓋板と底板を側板に打ち付けた釘で、側板の東面と西面に用いられた。いずれの釘も2枚の板の合せ目が、木目の違いとして観察できる。そのため木櫃に使用された板の厚さがほぼ4cm前後であったことがわかる。ただし底板だけはやや薄く、3.6cm前後の板を用いている。

49～54は両端をとがらせた偏平なやとい釘。長さ12.1cm～13.0cm。中央部の断面は長方形で厚さ0.4cm～0.6cm。幅0.8cm～1.0cm。柳葉形のもの（50、51、52、54）と、偏平な棒状品の両端だけを尖らせるもの（49、53）とに分けられる。木目はいずれも横方向で、脚部との関係はBと同じである。Dとして区別しておく。

以上のように鉄釘に付着した木目の方向と出土位置とによって、使用された部位と木櫃の規模・組み立て方法が復原できる。側板は柾目の板材を横に使い、四隅は六枚組とする。側板両端にそれぞれ3本ずつ出枘をつくり出し、組み合わせたのち各枘すべてに鉄釘を打ち込んで固定する。蓋板と底板は、2枚の板目材を3本のやとい釘でとめたものを用いる。側板への接合はいも付けであったと推定され、蓋板は鉄釘13本、底板は同10本を用いて側板に固定する。

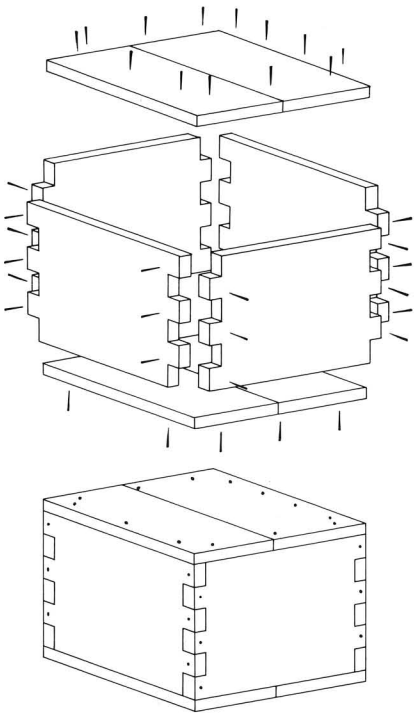

fig. 21　SX1075　木櫃復原図

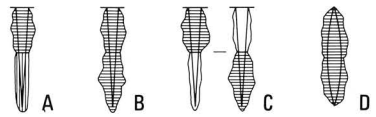

fig. 22　鉄釘に付着した木質の状況模式図

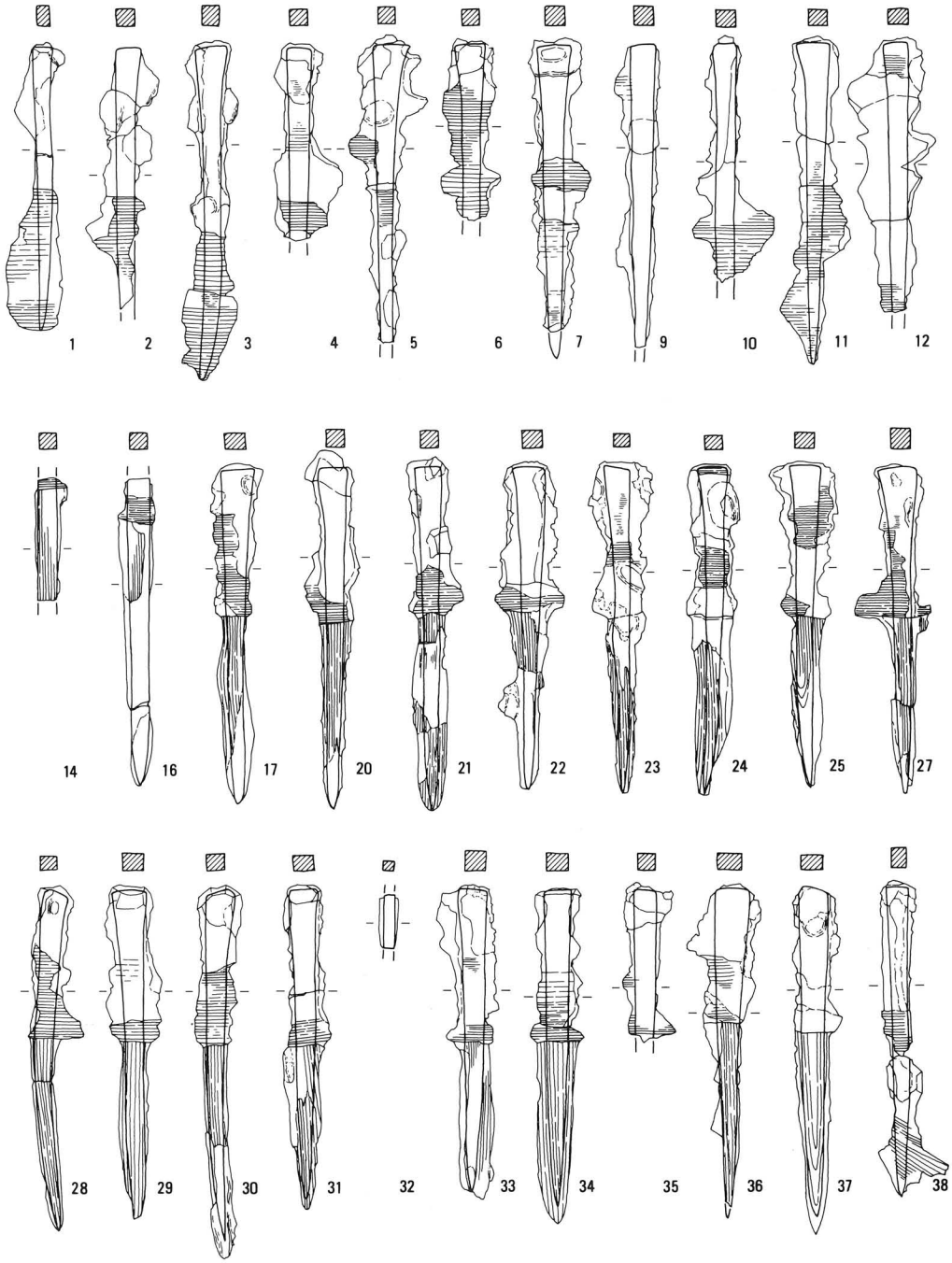

使用部位　上段：蓋板　中段・下段：側板

0　10cm

fig. 23　鉄釘１（½）

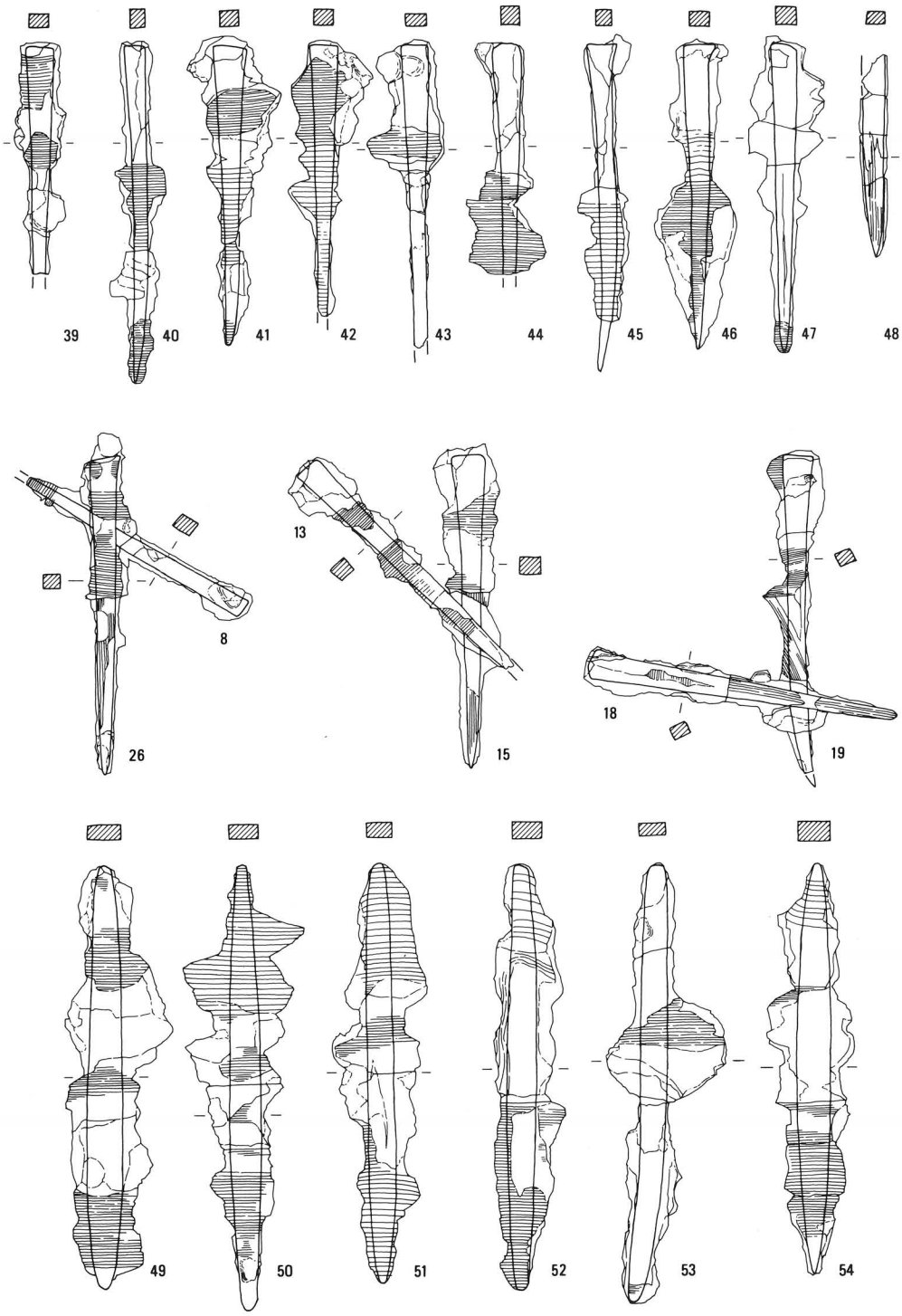

使用部位　上段：底板　下段：蓋板・底板のやとい釘　0　10cm

fig. 24　鉄釘 2（½）

No.	全長	釘長	脚　径	残存状態	木目	板厚	使用部位
1	8.15	8.1	0.6 ×0.4	完	C	4.0	蓋板東南隅
2		(7.4)	0.55×0.5	先端欠	C	4.2	〃　東面中央
3	9.7	9.5	0.6 ×0.5	完	C	4.2	〃　東北隅
4	(5.6)	(5.5)	0.5 ×0.5	半分欠	B	4.4	〃　東北隅
5	(8.8)	(8.5)	0.5 ×0.5	先端欠	B	—	〃　北面中央
6	(5.2)	(5.0)	0.5 ×0.5	半分欠	B	—	〃　北面中央
7	(8.4)	(8.2)	0.6 ×0.6	先端欠	B	—	〃　西北隅
8	(7.3)	(7.4)	0.6 ×0.45	先端欠	C	4.2	〃　西北隅
9		(8.6)	0.55×0.55	先端欠	—	—	〃　西面中央
10	(7.1)	(6.8)	0.6 ×0.5	1/3 欠	C	4.6	〃　西南隅
11	9.3	9.2	0.5 ×0.5	完	B	4.0	〃　西南隅
12	(7.8)	(7.15)	0.6 ×0.5	先端欠	B	—	〃　南面中央
13	(8.5)	(8.3)	0.5 ×0.5	先端欠	B	—	〃　東南隅
14		(3.5)	0.5 ×0.45	両端欠	A	—	側板東南隅
15	9.4	9.1	0.6 ×0.5	完	A	4.0	〃
16		(8.7)	0.5 ×0.5	頭部欠	A	—	〃
17	9.7	9.5	0.6 ×0.5	完	A	4.2	〃
18	9.1	9.0	0.5 ×0.4	完	A	4.2	〃
19	(9.5)	(9.4)	0.5 ×0.4	先端欠	A	4.1	〃
20	10.2	9.7	0.5 ×0.5	完	A	4.4	側板東北隅
21	10.1	9.8	0.5 ×0.5	完	A	4.1	〃
22	9.2	9.0	0.5 ×0.5	完	A	4.1	〃
23	9.4	9.3	0.5 ×0.4	完	A	4.2	〃
24	9.4	9.3	0.5 ×0.4	完	A	4.3	〃
25	9.2	9.1	0.5 ×0.45	完	A	4.3	〃
26	10.0	9.3	0.5 ×0.4	完	A	4.1	側板東北隅
27	9.4	9.3	0.6 ×0.6	完	A	4.3	〃

No.	全長	釘長	脚　径	残存状態	木目	板厚	使用部位
28	9.8	9.6	0.5 ×0.4	完	A	4.2	側板西北
29	(9.5)	(9.3)	0.6 ×0.5	先端欠	A	4.3	〃
30	10.1	10.0	0.5 ×0.5	完	A	4.3	〃
31	8.9	8.8	0.6 ×0.5	完	A	4.3	〃
32		(1.5)	0.3 ×0.3	先端残る	A	—	側板西南隅
33	9.4	8.9	0.6 ×0.6	完	A	4.4	〃
34	9.6	9.1	0.7 ×0.5	完	A	3.9	〃
35	(4.6)	(4.3)	0.5 ×0.5	半分欠	A	—	〃
36	(9.2)	(9.1)	0.7 ×0.5	先端欠	A	3.8	〃
37	9.9	9.4	0.6 ×0.4	完	A	3.7	〃
38	9.0	8.8	0.6 ×0.45	完	C	3.5	底板東南隅
39	(6.8)	(6.7)	0.55×0.4	先端1/3欠	C	3.7	〃　東面中央
40	10.2	9.9	0.6 ×0.45	完	C	3.5	〃　東北隅
41	9.1	8.8	0.5 ×0.5	完	B	3.6	〃　東北隅
42	(8.1)	(8.0)	0.6 ×0.5	先端欠	B	3.0	〃　西北隅
43	(9.1)	(9.0)	0.6 ×0.4	先端欠	C	3.7	〃　西北隅
44	(7.1)	(6.8)	0.55×0.55	先端1/3欠	C	3.8	〃　西面中央
45	(9.9)	(9.7)	0.5 ×0.5	先端欠	C	4.2	〃　西南隅
46	9.1	9.0	0.6 ×0.4	完	B	4.0	〃　西南隅
47	9.3	9.1	0.6 ×0.5	完	B	3.5	〃　東南隅
48		5.9	0.5 ×0.4	1/2残る	A	—	—
49		12.2	0.8 ×0.4	完	D		蓋板東
50		13.0	0.9 ×0.4	完	D		〃　中央
51		12.4	1.0 ×0.4	完	D		〃　西
52		12.1	1.0 ×0.6	完	D		底板東
53		12.9	0.8 ×0.4	完	D		〃　中央
54		12.5	0.9 ×0.5	完	D		〃　西

tab. 4　鉄釘計測表（単位cm　脚径は頭部から３cm下で計測）

水晶丸玉（fig. 25－3）　ほぼ半截している。中央に垂直に穿たれた小孔が貫通する。全面に無数の小さなヒビが入るため透明感は失なわれている。熱を受けたためと思われる。直径6.7mm、高さ5.9mm、孔径1.8mm。

金属溶解物　熱を受けて溶解した金属の小片が４片出土した。内２片は滴状で、にぶい銀色を呈する。他の２片は表面灰黒色を呈する。最大のもので長さ13.2mm、太さ3.4mm。蛍光Ｘ線分析の結果、いずれも銀であることがわかった。以上の水晶丸玉と金属溶解物は骨蔵器内から人骨にまじって出土した。

Ｂ．その他の出土遺物（fig. 25）　ＳＸ 1075以外からの出土遺物をまとめて述べる。

五輪塔水輪　上下の平坦面に緩やかな突起があり、下の突起の一部を欠失する。最大径は中央やや上寄りにある。細粒黒雲母花崗岩。径25.1cm、高さ18.0cm。Ｈ調査区表土出土。

鉄釘（fig.25－４・５）　４は小形の折頭釘。残存長7.6cm、脚部径0.15×0.4cm。４分割しており、保存は良くない。ＳＢ 1050の西側柱南から３番目の柱掘形より出土。５は大形の方頭釘である。残存長6.1cm、頭部の一辺2.3cm～2.5cm、脚部径長6.1cm、頭部の一辺2.3cm～2.5cm、脚部径1.1cm。脚部径から復原すると、全長20cmほどになる。ＳＫ 1117出土。

るつぼ、鋳型、壁土　ＳＫ 1117付近から焼土にまじって鋳型かと思われる焼土塊やるつぼ片が出土した。ＳＫ 1025からはるつぼ片ＳＢ1020の柱掘形からは壁土の破片が出土した。

石器　いずれもサヌカイトの剝片で調整（リタッチ）はない。１は旧石器時代の瀬戸内技法に伴なう翼状剝片で、下半部が欠損している。全体に風化が著しい。現存長3.2cm、幅1.9cm。２は横長剝片で、１に比べると風化が少なく、縄文時代の可能性もある。長さ4.2cm、幅1.8cm。ＳＢ 1000の柱掘形埋土出土。

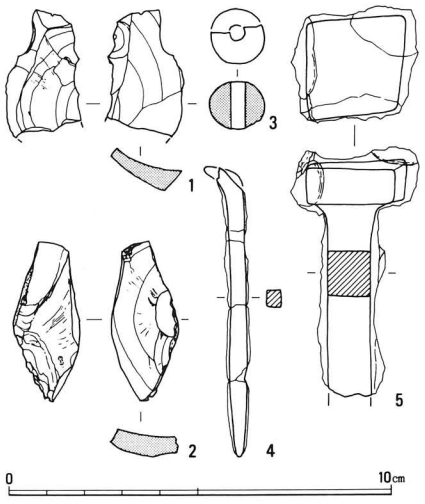

fig. 25　石製品，金属製品（３のみ実大）

第 Ⅳ 章　まとめ

1　条坊復原と占地

当該地の条坊復原を行なう前に、北辺坊について本書の立場を明らかにしておきたい。北辺坊については、北浦定政による『平城宮大内裏坪割之図』以来、数々の復原がなされている。1980年に当調査部が行なった平城宮北辺地域の発掘報告書[註1]中に、研究史的なまとめが行なわれており、北浦定政以後の研究成果についてはそれを参照されたい。

近年の平城京内の調査の増加に伴なって、北辺坊内に相当する一条北大路以北での調査が、当該地以外にも５ヶ所で行なわれている。第Ⅰ章２周辺の遺跡の項でもふれたように、右京一条北辺二坊二坪・三坪での２回の調査（平城宮跡第103－16次、　第112－７次調査）で、掘立柱建物をはじめとする奈良時代の遺構群が検出された。特に103－16次調査[註2]では、３時期にわたる遺構が検出され、奈良時代前半には少なくとも２町以上を占める宅地であったと推定された。遺物も２基の井戸を中心に多量に出土し、北辺坊が奈良時代前半から宅地として整備されていたことがうかがえる。しかし、二坪と三坪の坪境小路の想定位置には、該当する遺構はなく、西へ11.4ｍずれた位置に南北小路ＳＦ275が検出されている。条坊遺構推定地に設けたこの他の調査区でも、該当する遺構の検出にはいたっていない。

以上の調査結果から、ここでは一条北大路以北にも平城京と同様な規模の建物が建ち並び、平城京域に含まれていたものと考える。ただし条坊遺構が未検出の現時点では、その規模や構成は従来からの文献と遺存地割による研究成果に依拠し、右京の二坊から四坊に、一条北大路から北へ２坪分の平城京と同様な条坊区画を想定し、北辺坊と呼称しておく。

Ａ．条坊復原　六坪は南を一条北大路、東・北・西をそれぞれ三・五・七坪との境をなす小路によって区画される。ここではこれまでの平城京右京地域における条坊関係の発掘成果をもとに、六坪を画する条坊道路の復原を行なう。

平城京の条坊は一定の方位をもって計画されている。既往の発掘成果から、右京の条坊の国土方眼方位（国土調査法に定める第六座標系を基準とする。以下『方眼北』と略する。）に対する振れを求めると、南北方向については西一坊坊間大路心（北で西偏 0° 15′ 40″）、西一坊大路東側溝心（同 0° 20′ 03″）、西二坊坊間路心（同 0° 15′ 00″）、西三坊大路西側溝心（同 0° 26′ 47″）の４例があり、これに朱雀大路の振れ（同 0° 15′ 41″）を加えると５例の計測値を得ることができる。いずれも方眼北に対して西へ 0°15′～0° 27′ の間に納まる傾きを示しており、これらを単純平均した 0° 19′ 50″ を右京の南北方向の振れと見做して大過なかろう。いっぽう東西方向については、二条条間路心（西で南偏 0° 18′ 55″）、三条大路北側溝心（同 0° 19′ 01″）の２例があり、両者とも近似した振れを示しており、この平均値 0° 18′ 58″ をもって東西方向の振れを代表させたい。

次に造営基準尺であるが、平城京では0.294～0.297ｍを一尺としていることが、これま

での調査で明らかになっている。このうち右京の条坊関係の数値としては、0.296ｍに近い値を多く得ており[註3]、今回も一尺＝0.296ｍ、一坊＝1800尺と仮定して計算を進めたい。

次に復原の基点を求めたい。今回の調査地にもっとも近い条坊道路の交点座標としては、平城宮西面中門（佐伯門）前における西一坊大路心と一条南大路心との交点の推定座標値がある。これは平城宮第25次調査で得られた、佐伯門基壇の南北方向の中心点と、第104－14次調査で得られた、西一坊大路心及び同東側溝心の振れから求めた数値である。これらの数値をもとに六坪を画す条坊道路の交点座標を算出すると、tab 6の結果を得る。また復原の基準となった条坊遺構の座標値はtab 5である。

註　1.奈良国立文化財研究所『平城宮北辺地域発掘調査報告書』1981　P. 20, 21

2.奈良国立文化財研究所『奈良国立文化財研究所年報　1978』1978　P. 26, 27

3.西隆寺調査委員会　　『西隆寺発掘調査報告』1976　P. 70

奈良国立文化財研究所『平城京右京八条一坊十一坪発掘調査報告書』1984　P. 9

〃　　『平城京右京二条二坊十六坪発掘調査概報』1982　P. 12

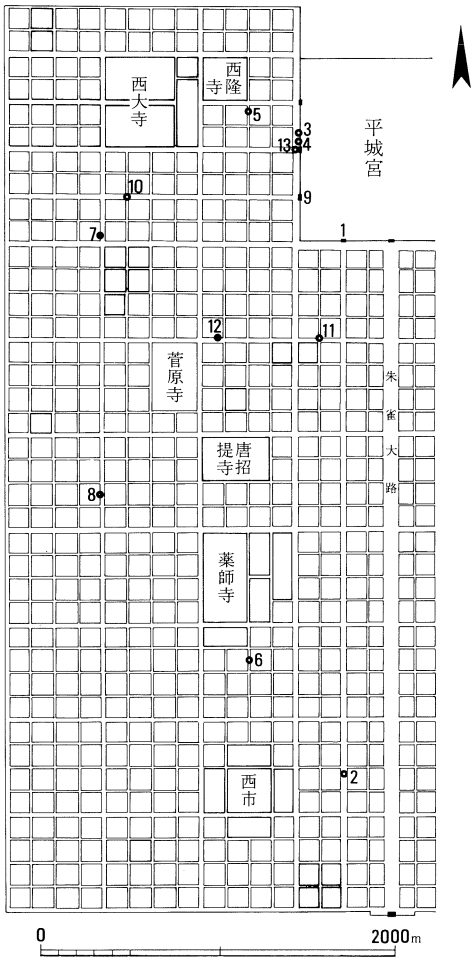

fig. 26　右京条坊遺構の調査地点

番号	地　点	X	Y	備　考
1	平城宮南面西門心（若犬養門）	−145,994.578	−18,852.045	第133次調査
2	西一坊坊間大路心	−148,956.500	−18,833.375	第149　〃
3	西一坊大路東側溝心	−145,394.502	−19,108.135	第103-14　〃
4	〃	−145,443.702	−19,107.848	第　〃　〃
5	西二坊坊間路心	−145,287.000	−19,389.135	第142　〃
6	〃	−148,412.000	−19,375.500	第124　〃
7	西三坊大路西側溝心	−145,943.217	−20,204.675	第151-17　〃
8	〃	−147,422.250	−20,193.150	第100　〃
9	平城宮西面南門心(玉手門)	−145,753.540	−19,093.260	第15　〃
10	二条条間大路心	−145,758.871	−20,062.167	第123-17　〃
11	三条大路北側溝心	−146,545.300	−18,987.344	第123-2　〃
12	〃	−146,549.012	−19,640.000	第123-5　〃
13	西一坊大路推定心	−145,487.155	−19,119.422	佐伯門前

tab. 5　右京条坊遺構座標値

fig. 27　右京条坊復元図

B．占地　Aで復原された条坊道路の座標値をもとに、今回の調査で検出した建物・塀・溝などが六坪に占める位置、および園池SG 980との関連などを検討したい。

坪境小路を20尺、一条北大路を80尺の幅員と想定し、H・I調査区で検出されたⅣ期の遺構を現況地形図におとすとfig. 29のようになる。

H・I調査区が六坪の西北部に位置することがこの図からわかるが、J調査区検出の南北溝SD 1120心と六・七坪の坪境小路との距離は、約12mを測り、小路の東側溝としては東に寄りすぎよう。また溝幅も約4mと広く、小路の側溝とは考え難い。この溝の性格については、南北に伸びるか否かなど将来的な調査をふまえて、さらに検討を加えてゆきたい。またSB 1000をはじめとする奈良時代後半期の建物群の軸線は、条坊の方位に対して若干振れている。SB 1000の側柱筋で測ると、西で北に約1°10′の振れをもつ。SB 1100などの南北棟建物の軸線もSB 1000の東西軸に直交するかたちで、北で東に振れる。これまでの調査で明らかにされた、京内における宅地内の主要な建物は、いずれもほぼ条坊の方位にのっているから、これらの遺構は特例といえよう。これが丘陵上という地形的制約から生ずる振れなのか、あるいは単なる施工上の誤差なのかは微妙な振れだけに断定はできない。しかしSB 1000以下の建物は平城宮内の建物に匹敵する規模を有すること、整然とした建物配置が行なわれていることなどを考えあわせると、単なる施工上の誤差とは考えがたくむしろ園池と一体となった全体的な敷地計画に基ずく意図的な建物の振れと考えたい。さらにSB 1000は六坪を東西に二分する中軸線上に位置するものの、建物の中心と坪の中軸線とは約4.5mのずれがある。他の建物や塀なども坪を四分割する線などにはうまくのらない。これらの事実も建

	X	Y
A	−144,961.713	−20,454.476
B	−144,828.515	−20,455.244
C	−144,829.250	−20,588.442
D	−144,962.448	−20,587.674

tab. 6　六坪復原座標値

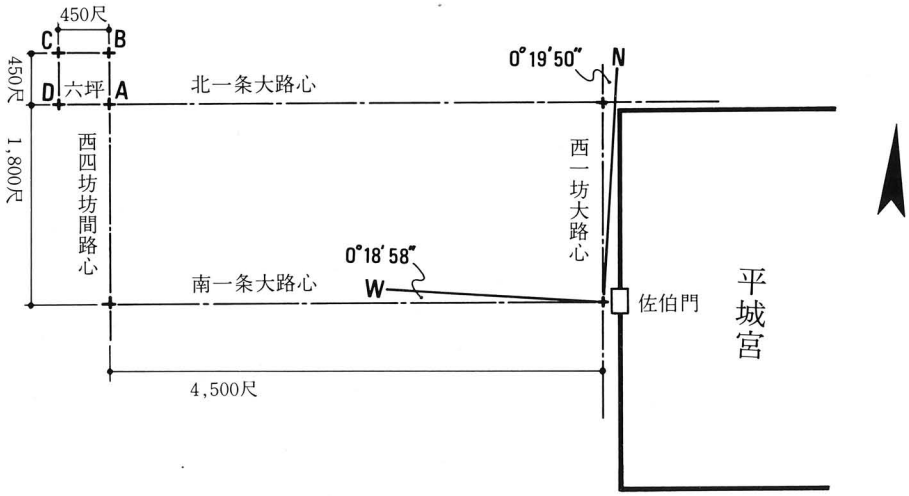

fig. 28　六坪条坊復原概念図

物の配置計画が条坊に直接支配されていないことを物語るのではあるまいか。

さて建物遺構と園池が一体のものと考えると、敷地の広がりが問題となってくる。fig. 29のごとく、現存する園池は三坪と六坪にまたがって存在する。園池の東に設けたＡ調査区では、地山が池に向って下がっていることが確認されており、当初の池汀はさらに東へ広がる可能性が高い。そうなると園池の途中で敷地が分断されることは、想定しにくいので、少なくともこの敷地が東西２坪にわたっていたと推定できる。園池を西方からコの字形にとり囲む丘陵地形及び、今回検出の建物遺構の配置関係から想定されるこの敷地の南辺は一条北大路であろう。北への広がりは地形的にみると、六坪から五坪に向って急勾配で傾斜しており、五坪との連続した土地利用は困難であろう。西へ向っても、坪境小路推定地以西では丘陵の鞍部で低くなり、さらに西へは再び徐々に高くなる。七坪との連続した敷地としての利用は考えられないことはないが、連続していたとすると、南北溝ＳＤ1120の存在が問題となってくる。六坪を西の限りとして、三坪と六坪の東西２町の敷地を想定しておきたい。

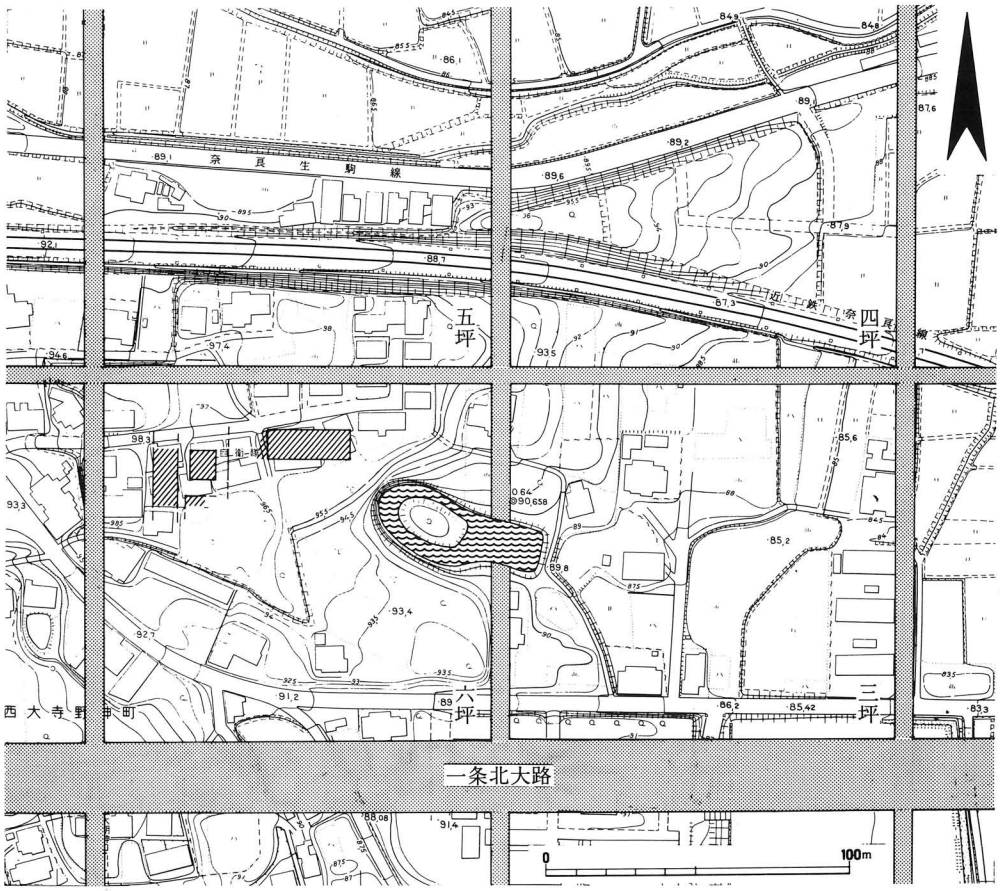

fig. 29　六坪の遺構と条坊復原（1/2500）

2　時期区分

本項では第Ⅱ章で述べた遺構の時期区分について述べる。このなかで、A～G．K．Lの9調査区で検出した遺構には、まとまったものがなく、ここではH～J調査区で検出された遺構について述べることとする。まず整地層の違いや柱掘形の切り合い関係を根拠として、各遺構の相対的な前後関係を求め、大きく5期に分ける。次に出土遺物によって各期の絶対年代について推定を試みる。

A．時期区分

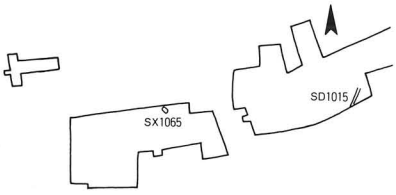

A期　SD 1015、SX 1065がこの時期に属する。第1次整地層上面に掘り込まれた遺構である。第2次整地層上の遺構を保存するため、部分的な補足調査で検出した遺構で、全容は不明である。SX 1065は遺物の出土がなく性格は不明であるが、平城宮推定第2次内裏外郭北西隅周辺で検出されたSX 801、SX 9860、SK 10510などが類似した構造をもつ。

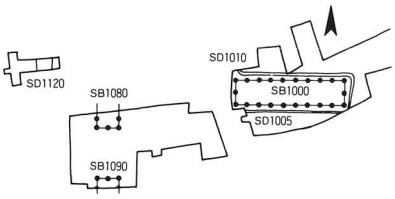

B期　B期～E期までの遺構は第2次整地層上で検出した。B期はSB 1000、1080、1090の庇のない3棟の掘立柱建物で構成される。SB 1000は桁行9間の大形建物で、SD 1005、1010が南北の雨落溝となる。SB 1080、1090は南北に柱筋を揃えて建つ。SB 1080、1090は同位置で建て替えが行なわれており、それに伴ないSB 1000も部分的な改修が行なわれている。SD 1120は遺物の出土がなく時期決定の決め手を欠くが、溝中心とSB 1080、1090の東側柱筋との距離が18m（60尺）と完数値をとることから、B期に掘削されたものと考えたい。

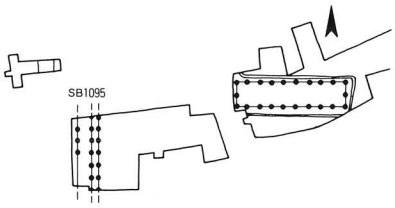

C期　SD 1000はそのまま存続し、I調査区西方に桁行の長い南北棟掘立柱建物が建てられる。2小期に分けられる。C1期はSB 1000、1095によって構成される。SB 1095は東に庇をもつ南北に細長い建物で、D期SB 1100と類似した構造である。I調査区西南隅は後世の削平を受けており、柱掘形を検出できなかった部分がある。C2期はSB 1095がSB 1105に建て替えられる。SB 1105は庇のない南北棟掘立柱建物で、北から1間めに間仕切をもつ。C期は建物配置の上で、次のD期への過渡期的な時期とすることができる。

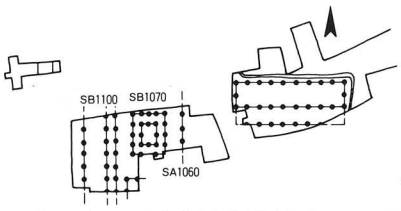

D期　この地域が最も整備される時期である。SB 1000には南に庇が付設される。庇が付設される時期についての確証はないが、庇付き建物が多くなるこの時期に推定した。SB 1000の中軸線から西へ27m（90尺）のところに南北掘立柱塀SA 1060が建てられる。SA 1060の西にはSB 1070、1085、1100

が建てられる。ＳＢ 1085、1100はＳＡ 1060と東西に柱筋を揃えて建つ。四面庇付き建物ＳＢ 1070はＳＡ 1060とＳＢ 1100とに囲まれた中央に位置し、両者と約4.5ｍ（15尺）離れている。

Ｅ期　この時期には大形の掘立柱建物が姿を消す。ＳＢ 1020、1055、1115の３棟の小型掘立柱建物で構成される。いずれの建物も規格性がなく、方位の振れもまちまちである。

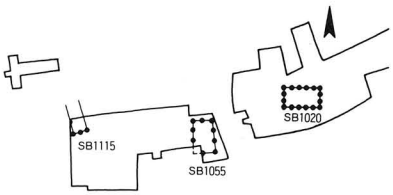

Ｆ期　この地域の性格が大きく変化し、墓地として使用される時期である。火葬墓ＳＸ 1074、1075、ＳＢ 1050、ＳＤ 1110、ＳＫ 1117が属する。ＳＸ 1074、1075はいずれも封土を伴なっていたと推定され、ＳＸ 1075は周囲を掘立柱４本がとりかこむ。ＳＢ 1050とＳＤ 1110は方眼方位から北で西へ約６度振れている。いずれも火葬墓に関する施設であろう。

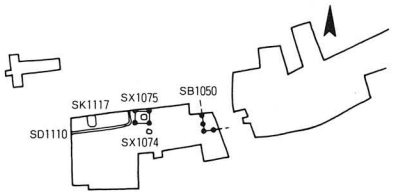

時期不明の遺構　Ｈ調査区北西で検出された掘立柱建物ＳＢ 1030、1040、1045は部分的に検出されたにすぎず、所属時期は不明である。ただし相互に重なり合っており、３棟がそれぞれ異なった時期に属する。またＳＥ 1025も出土遺物が少なく所属時期が明確でない。ＳＤ 1010と近接して存在し、少なくともＳＢ 1000、ＳＤ 1010などとは共存しえない。

Ｂ．各時期の年代　各時期の年代を決定するための根拠は以下にあげる５項目である。

(1)　第１次整地層中から６世紀末頃の須恵器が出土

(2)　第２次整地層中から平城宮Ⅱ、Ⅲに属する土器が出土している。木簡などとの共伴関係から、平城宮Ⅱが730年前後、平城宮Ⅲが750年前後の年代が与えられている。

(3)　第２次整地層中から軒丸瓦6319型式Ａ種、軒平瓦6710型式Ｄ種が出土している。いずれも平城宮軒瓦編年Ⅲ期（天平17年～天平勝宝年間＝745年～756年）に属する軒瓦との類似が指摘されている。

(4)　ＳＤ 1010から軒平瓦6710型式Ｄ種、ＳＤ 1110から軒丸瓦6316型式Ｍ種と6319型式Ａ種、ＳＢ 1080の掘形から軒丸瓦6316型式Ｍ種と軒平瓦6710型式Ｄ種の各軒瓦が出土している。いずれも平城宮軒瓦編年Ⅲ期の軒瓦との類似が指摘されている。

(5)　ＳＸ 1075の骨蔵器は９世紀前半と推定される。

まずＡ期は(1)(2)から７世紀から８世紀前半までの年代が与えられる。ただしＳＸ 1065の類例が平城宮内で検出されているため、Ａ期を奈良時代に含めて考えられるとすれば、奈良時代前半と推定できる。Ｂ期からＥ期までは(2)(3)から少なくとも８世紀中頃以降であり、(5)から９世紀前半を降ることはない。またＢ期からＤ期までは(4)から、第２次整地層の形成からさほど隔らない時期と考えられ、奈良時代後半の20～30年の間に次々と建て替えられたものであろう。Ｅ期はＤ期と建物規模・配置などの点で大きく異なり、長岡遷都後９世紀前半までの時期と考えることができる。Ｆ期は(5)から９世紀前半である。

3　火葬墓

今回報告した火葬墓SX 1074・1075は、類例の少ない平安時代初期の火葬墓に新たな調査例を加えたものとして注目される。以下占地、構造、骨蔵器、葬地の順に述べる。[註1]

A．占地　今回検出された2基の火葬墓は、標高96.0～96.2mの東南に向ってゆるやかに傾斜する地形にある。周辺では、押態火葬墓（tab.1－1）と西山火葬墓（同7）が知られており、西の京丘陵の支丘の南斜面に立地する点は類似すると言える。ただし従前より述べるように、この地形は奈良時代に池の築造を伴なう大規模な造成によって形成されたものである。そのため尾根の南斜面であるが、傾斜のゆるい平坦な地形となっている。奈良時代から平安時代にかけての火葬墓の立地については、丘陵や尾根の頂部もしくは南斜面が一般的であると言われている。そうした一般的な立地から見ると、この2基の火葬墓の立地は特異なものであり、この地点に造墓することに何らかの意味があったものと推定される。

立地の点からは西大寺との関係も注目される。当該地と西大寺との関係は、奈良時代では『西大寺縁起幷流記資財帳』をめぐって寺領の解釈に諸説あり、定まっていない。しかし中世には当該地周辺に西大寺末寺の存在が認められたり、五輪塔を建立した西大寺の墓所（奥の院）があるなどの点に注目したい。寺院境内への火葬墓の造営は、平安時代にはいってから盛になるとの指摘があり、領有関係は明らかではないが、西大寺関係の墓域の一角に位置していた可能性も考慮すべきであろう。またに『資財帳』記載される山陵八町との関係も考慮に入れるべきである。ここでも比定地をめぐって諸説があるが、西大寺の西方という点では一致しており、当該地が墓地となった背景を考えるうえで参考になる。

B．構造　SX 1074は削平が著しいため構造の詳細は不明である。ただし先述したように使用されていた須恵器甕は骨蔵器とするには大形に過ぎ、外容器と考えるべきであろう。外容器を伴なう火葬墓は奈良時代を中心に類例が比較的多く知られるが、大部分は骨蔵器を入れる関係から須恵器鉢Dのような口径の大きなものを用いる例が一般的である。奈良県下でも外容器を伴なう例がいくつか知られており、奈良市押熊火葬墓、天理市道薬墓[註2]（和銅7年 714）などで須恵器外容器の存在が知られている。本例では検出面と外容器の残存状態から見て、当時の地表面より外容器がかなり突出するものと考えられ、小規模な封土を推定することができる。

SX 1075は木櫃に入れた骨蔵器を、木炭を敷いた方形土壙に入れ、周囲に木炭を詰めた火葬墓である。木櫃の構造については、第Ⅲ章で詳述した。ここではそれらの埋納過程について述べる(fig. 30)。封土と掘立柱については、不明な点が多い。封土についてはSX 1074に封土の存在が推定されるとともに、掘立柱が周囲をかこむところから、掘立柱の範囲に納まる小規模な封土を想定したい。掘立柱については、規模が小さい点からみて、屋根を伴うものではなく、柵のような施設であったと思われる。その場合『餓飢草子』に見るような墳墓が参考になろう。

1 まず東西1.07ｍ、南北1.0ｍの方形墓壙を掘り、底面の凹凸を灰褐砂質土で平坦にする。

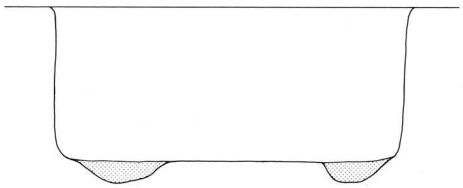

2 底面に細かい木炭を敷き詰める。この下層の木炭層の厚さは均一でなく、木櫃の置かれる中央部は厚く約９cmほどに敷くとともに、その周囲は4～5cmの厚さに敷く。

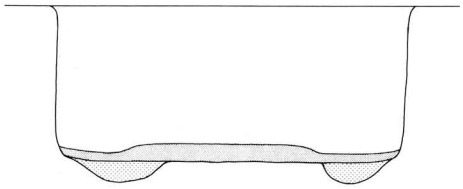

3 木櫃に入れた骨蔵器を土壙中央に置く。

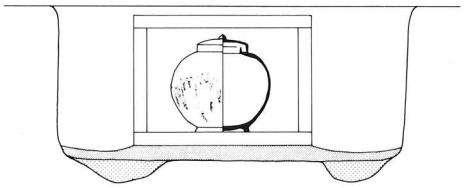

4 木櫃のまわりに木炭を詰める。この木炭は比較的大きな木炭が用いられている。木炭層は木櫃近くでは10cm程度であるが、墓壙壁に近付くにつれ徐々に厚さを増し、東壁面では約25cmを計る

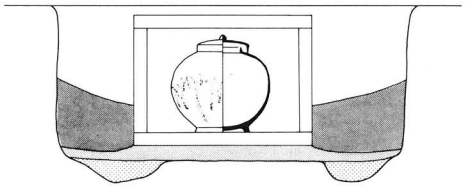

5 木炭層の上を黄褐粘質土で埋め戻す。

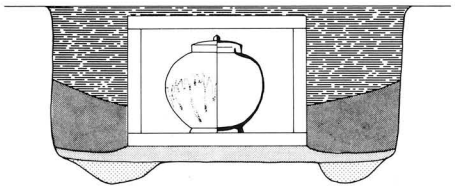

6 掘立柱を立て封土を築く。掘立柱を立てた時期については推測の域を出ないが、埋葬の最終段階と考えておく。この後木櫃上半部の腐朽に伴なって木櫃西側で陥没がおこり、陥没した土に押される形で骨蔵器が傾き、fig. 13のような出土状態になったものと思われる。

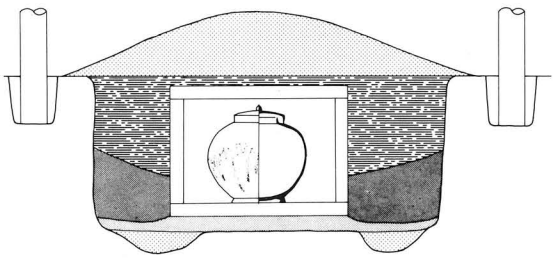

fig. 30　ＳＸ1075　築造工程図

墓壙に木炭を入れる例は、火葬墓の初期からみられ、多くの場合火化地＝埋葬地と考えられている。神亀６年（729）の墓誌をもつ小治田安萬侶墓[註2]が有名な例である。このほかtab. 7にあげた同類の骨蔵器を出土した遺跡のなかでも、3悲田院、9小幡緑地公園、12野川南耕地Ｂなども、骨蔵器の埋納された墓壙に木炭が検出され、そこで火葬されたものと考えられている。しかし本例は、木炭に燃焼した痕跡がなく、墓壙壁も焼けていない。さらに上層の木炭層は、あきらかに木櫃を置いてからまわりに詰めたもので、火葬の際に生じた木炭層の上に木櫃を置いたものではない。この場合火化地は別にあったと考えたい。平安時代初期の木棺墓のなかで、京都市西野山古墓、同長野古墓、同沓掛古墓[註3]では厚い木炭層が木棺を覆っている。骨蔵器を木櫃に入れて木炭をまわりに詰めるという本例は、これらの木棺墓を彷彿とさせるものがある。

火葬墓に木櫃を用いる例は、奈良時代に数例が知られている。なかでも石川年足墓（天平宝字6年 762）の木櫃が、構造の上から今回発掘のものにもっとも近い。このほか小治田安萬侶墓、太安萬侶墓（養老7年 723）にも木櫃が用いられている。しかし、いずれも木櫃に直接人骨を入れたもので、本例のように骨蔵器を木櫃に入れた例はみられない。ただし偶然の出土による資料の多い火葬墓の場合は、腐朽してしまっている木櫃については注意されない場合が多く、鉄釘などを伴出しているものでは、木櫃の存在を推定することもできる。例えば、tab. 7にあげた12野川南耕地Ｂでは、鉄釘９本と破片４片が出土している。さらに骨蔵器の身部下半に密着して木質の付着した鉄板が出土しており、「木製間接容器」の存在が推定される。[註4]

Ｃ．骨蔵器　ＳＸ 1075に使用された骨蔵器は、猿投窯産の灰釉陶器壺Ａ（広口短頸壺、以下灰釉壺と記述する）を用いており、蓋を伴なっている。この灰釉壺は猿投窯の井ヶ谷78号窯式期にあたり、絶対年代はほぼ９世紀前半代に置くことができる。[註5]この種のいわゆる薬壺形の壺は７世紀後半から13世紀まで長く焼きつがれる器形[註6]である。tab. 7 には、そのなかでも、９世紀から10世紀に位置付けられる遺物の出土例をあげた。[註7]

今回出土した灰釉壺の編年的な位置づけを知るために、猿投窯産の灰釉壺について、その形態的変遷をたどってみる。８世紀中頃の岩崎25号窯式期や、８世紀後半の鳴海32号窯式期では、口径が11～12cmで、蓋の径も12～13cmのものが多い。この時期に属する完形品としては、本田静雄氏所蔵品や名古屋市立博物館所蔵品[註8]が知られる。いずれも器高16.4cm前後の小形のもので、胴部が球形を呈する。西暦800年前後に位置付けられる折戸10号窯式期でも、小形のものが多い。次の井ヶ谷78号窯式期になると、蓋の径が14cm前後と大形となるとともに、胴部最大径が中央やや上寄りに移行し、肩部の張りが強くなる。本窯式期に属する岩崎45号窯[註9]では、窯体内より蓋の完形品６個体が出土しており、いずれも径は14.4cmである。この時期に属する完形品としては、本例の他に９小幡緑地公園出土品や松永記念館所蔵品をあげることができる。松永記念館所蔵品は胴部中央より上に、暗茶褐色

の釉が厚くかかり、胴部下半へと流れている。この種の灰釉壺のなかでも名品として、つとに有名なものである。ただし松永記念館所蔵品はまだ胴部が球形を呈しており、今回の出土品や9小幡緑地公園出土品よりやや古く位置付けられる。この時期までの釉は、人工施釉かどうか諸説があるが、後の時期に比べると褐色系の発色で透明感が少ない。9世紀後葉から10世紀前半に編年される黒笹14号窯式期や黒笹90号窯式期では、大きさの変化は少なく、蓋上面がやや盛り上がりゆるやかに弧を描くものが多い。黒笹14号窯式期に属する3悲田院、10新井原出土品では肩部の張りが残り、胴部下半がやや直線的にすぼまる形態である。次の黒笹90号窯式期に属する7高山市、8志摩国分寺、18玉里村、21掛田出土品は肩部の張りが弱くなり、全体に長胴化する。この時期には3悲田院出土品のように身部の全面に施釉されるものがあり、釉調も淡緑色から淡黄色を呈する透明感のあるものとなる。この時期の釉は人工的な施釉によるものと考えられる。一般の椀皿類の釉が、流し掛けからハケ塗りへと変化するのに伴なって、灰釉壺でも、3悲田院出土品のようにハケ塗りによると思われるものが現われる。10世紀後半から11世紀後葉までの折戸53号窯式期、東山72号窯式期、百第寺窯式期では、蓋に輪状鈕が付くようになり、身部は長頸瓶の

	遺跡名	所在地		法量 身				蓋	伴出遺物	参考文献
				高さ	口径	胴径	底径			
1	（本例）	奈良	奈良市西大寺宝ヶ丘町						鉄釘、水晶玉他	
2	高安山12号墓	〃	三郷町山上							3
3	悲田院	大阪	羽曳野市伊賀悲田院	31.5	16.9	36.7	20.0	共蓋	金製金具、金製釘	11
4	黄金塚	〃	柏原市円明町							
5	鳥居前	京都	乙訓郡大山崎町円明寺鳥	26.5		34.0		共蓋		2
6			居前(伝)上醍醐	23.8	12.3	29.0	17.6			5
7		岐阜	高山市	23.0	9.3		12.7			9
8	志摩国分寺	三重	志摩郡河児町国府	21.9	11.0		12.9			9
9	小幡緑地公園	愛知	名古屋市守山区	26.8	12.4	30.7	17.3		灰釉平瓶	1
10	新井原	長野	飯田市座光町	20.6	9.2		25.6	転用		7
11		神奈川	川崎市高津区有馬2509	22.0	11.5	25.0	15.0	転用		13
12	野川南耕地B	神奈川	川崎市高津区						鉄板、鉄釘	4
13		埼玉	与野市八王子	25.4	11.9		16.7			10
14		千葉	君津郡袖ヶ浦町	24.5	12.4	29.7	17.5	共蓋		14
15		茨城	石岡市染谷	28.6	16.4		18.5			9
16			〃　守横町	25.5	11.4	27.6	13.6	転用	灰釉瓶、鉄鋤	6
17			新治郡出島村	23.0	26.6	9.6	15.2			6
18			〃　玉里村	29.5	12.3		17.3	共蓋		9
19			真壁郡真壁町							
20			行方郡玉造町若海	22.2	10.6	29.3	16.8	転用		12
21			〃　北浦村小幡掛田	25.9	11.8	28.1	16.8			8

参考文献

1　愛知県陶磁資料館『特別展猿投窯』 1979　p23, 24, 74
2　朝日新聞　昭和57年1月28日
3　奈良県立橿原考古学研究所「高安城跡調査概報2　1982年度」(『奈良県遺跡調査概報 第二分冊 1982年度』1983)
4　久保常晴「川崎市野川南耕地出土の骨蔵器」(『続仏教考古学研究』 ニューサイエンス社　1977) p228～236
5　佐藤雅彦「図版解説　10灰釉壺」(『世界陶磁全集』 2　河出書房新社　1961) p259
6　清水潤三「石岡（常陸）周辺出土の蔵骨器について」(『歴史考古』 8　1962) p3～5
7　遮那藤麻呂「信濃における古代火葬古墳墓のあり方　二」(『伊那』昭和43年7月号　1968) p29, 30
8　東京国立博物館『東京国立博物館収蔵品目録』 1978　p270
9　楢崎彰一「図版解説 93白瓷壺 286白瓷壺 288白瓷壺 289白瓷壺」(『世界陶磁全集』2 小学館　1979) p113, 270
10　秦野昌明「鴨川流域出土灰釉陶器利用蔵骨器二例」(『埼玉文化史研究』 13　1981) p10～12
11　藤澤一夫「墳墓と墓誌」(『日本考古学講座』 6　1956) p254, 258
12　宮坂光次「「勝生」銘を有する骨蔵器に就いて」(『史前学雑誌』第1巻1号　1929) p29～36
13　村田文夫、増子章二「南武蔵における古代火葬骨蔵器の一様相」(『川崎市文化財調査集録』15　1979) p26, 29, 30
14　山田常雄「君津郡袖ヶ浦町出土『灰釉蔵骨器』」(『上総博物館報』 29　1977) p3

（なお4と19の出土例は藤澤一夫氏の御教示による）

tab. 7　灰釉壺出土地名表

胴部を思わせる直線的な形状となる。この期に属する骨蔵器使用例は見出せないが、完形品では伝岐阜県出土品[註10]や名古屋市立博物館所蔵品[註11]があげられる。

先述した岩崎45号窯は、井ヶ谷78号窯式期の後半に位置付けられており、胎土・釉調ともに今回出土した骨蔵器と極めて類似している。この窯では出土遺物の個体数の集計がなされており、全出土品のなかにしめる各器種の割合が算出されている。それによると、須恵器が全体の80.2%を占め生産の主体をなしている。灰釉陶器は19.8%で、そのなかでは長頸瓶が圧倒的に多く17.8%を占め、今回問題とする灰釉壺（広口短頸壺）とその蓋がそれぞれ0.5%、0.7%で長頸瓶に次いで多い。

灰釉陶器は井ヶ谷78号窯式期頃から製品が東日本各地へ広がり始めている。岩崎45号窯の生産内容が示すように、なかでも各地での長頸瓶の出土が多い。灰釉壺も、tab. 7の示すように、東日本を中心に各地で出土している。なかでも茨城県霞ヶ浦の北岸一帯に、6例も集中している点が注目される。この点についてはすでに、茨城県東南部で9～10世紀の猿投窯製品が他器種も含めてかなり出土している点が指摘されている[註12]。またtab. 7の出土例はいずれも骨蔵器としての出土である点が注目される。これらの灰釉壺が、仏器系の器種などと同様に、特殊品として生産・流通・消費されていたと言うことができる。

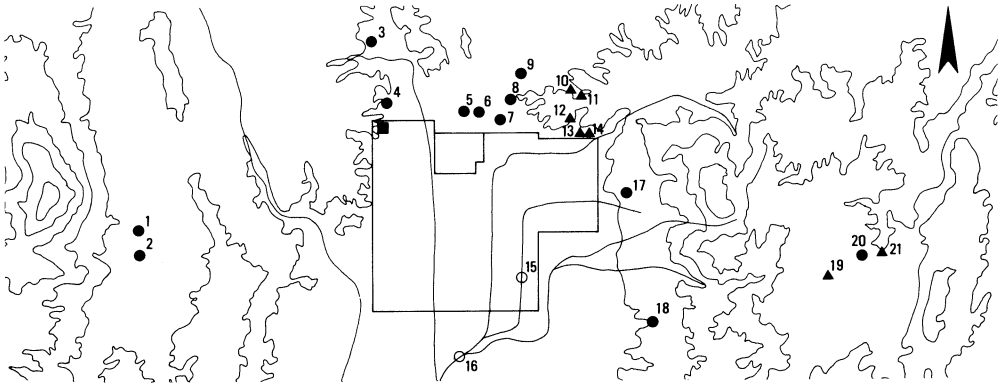

遺跡名	所在地	年代	参考文献
1　行基墓	生駒市有里	天平21年(749)	奈良国立文化財研究所『日本古代の墓誌』1977
2　美努岡萬墓	〃　篠原	天平２年(730)	〃
3　押熊火葬墓	奈良市押熊町	８世紀中葉	tab. 1 参照
4　西山火葬墓	〃　秋篠町	８世紀前半	〃
5	〃　佐紀町	平安前期	藤井利章氏御教示
6　鳶ヶ峯古墳西南	〃　歌姫町	奈良後半	〃
7　ウワナベ古墳西北	〃　法華寺町		末永雅雄「宇和奈辺古墳群二円墳の調査」(『抄報』第４輯　1949)
8　奈良山古墓	〃　奈良阪町	奈良末期	佐藤興治「奈良山出土の蔵骨器と墨」(『年報』　1977)
9　佐保山遺跡群	〃　奈良阪町	奈良中期～末期	橿原考古学研究所附属博物館『大和を掘る』　1984
10　元正天皇陵	〃　奈良阪町	天平勝宝2年(750)	奈良市史編集審議会編『奈良市史　考古編』　1968
11　元明天皇陵	〃　奈良阪町	養老５年(721)	〃
12　那富山古墓	〃　法蓮町	神亀５年(728)	〃
13　聖武天皇陵	〃　法蓮町	天平勝宝8年(756)	〃
14　聖武天皇皇后陵	〃　法蓮町	天平宝字4年(716)	〃
15　東堀河	〃　東九条町		奈良国立文化財研究所編『平城京東堀河』　1982
16　稗田遺跡	大和郡山市稗田		中井一夫「稗田遺跡発掘調査概報」(『奈良県遺跡調査概報1977年度』1978)
17　春日山古墓	奈良市春日野町		末永雅雄・尾崎彦仁男「春日山古墳の調査」(『抄報』第３号　1954)
18　円照寺裏山火葬墓	〃　山村町		奈良市史編集審議会編『奈良市史　考古編』　1968
19　春日野宮天皇陵	〃　矢田原町	霊亀２年(716)	〃
20　太安萬侶墓	〃　比瀬町	養老７年(723)	橿原考古学研究所附属博物館『太安萬侶墓』(『県報』第43冊　1981)
21　光仁天皇陵	〃　日笠町	延暦５年(786)	奈良市史編集審議会編『奈良市史　考古編』　1968

略記　抄報＝奈良県史跡名勝天然記念物調査抄報、年報＝奈良国立文化財研究所年報、県報＝奈良県史跡名勝天然記念物調査報告
天皇陵は比定地などに疑問があるが、葬地を考える上で重要であり、●火葬墓、▲天皇陵と区別して図示した。

fig. 31　平城京周辺の古代墳墓（1/20万）

D．葬地　奈良時代の平城京周辺の葬地を考える場合、喪葬令の規定が引き合いにだされる。同令皇都条の「凡皇都及道路側近並不得葬埋」との規定により、当時平城京内と山陽道沿いの埋葬は禁じられており、奈良時代の墳墓は営まれなかったと考えられている。平城京右京五条四坊三坪（平城宮第100次調査）で出土した須恵器壺Ａと墨・筆管は、最近胞衣壺であるとの見解が出されており、今のところ平城京内での奈良時代墳墓の検出例はない。喪葬令皇都条の実効力も今のところは肯定できるものと言える。

平城京周辺における奈良時代から平安時代の墳墓は、平城京の東・北・西三方の丘陵一帯に分布し、大きく１平城京西方の西の京丘陵、２平城京北方の奈良山丘陵、３佐保山一帯、４平城京東方の春日野・高円野の４地区に分けられる。

１の西の京丘陵では平安時代の本例の他に、押熊火葬墓、西山火葬墓がある。

２の奈良山丘陵では、以前よりウワナベ古墳北西から蓋を伴った須恵器壺Ａの出土が知られていた。[註13] 最近になって、新たに２ヶ所から骨蔵器の出土が知られるようになった。fig. 31-5は須恵器壺Ｂを用い、蓋には須恵器平底壺の底部を転用している。土壙内に埋納され、まわりに木炭が詰められていたとのことである。fig. 31-6は、橿原考古学研究所によって、1979年に調査された鳶ヶ峯古墳の南西に当たり、須恵器壺Ｌ（長頸瓶）が骨蔵器として用いられていた。肩部に灰釉がかかる。猿投窯産と考えられるもので、平城宮内大膳職地区の掘立柱建物ＳＢ143の柱抜き取り穴から出土したものを類品としてあげることができ、これは猿投窯鳴海32号窯式期（８世紀後半）に比定される。この２例は偶然の機会の出土のため、遺構や出土状態は不明であるが、いずれも火葬骨がはいっており、火葬墓であることはまちがいないものと言える。この他奈良山丘陵の北西部には、８世紀前半の築造とされる石のカラト古墳がある。

３の佐保山一帯では文献の記述や天皇陵に比定された陵墓の存在によって、平城京周辺の葬地のなかでは、比較的高い身分の人々の葬地と推定されてきた。ところが、この地域の西端に当たるfig. 31-9で1983年に橿原考古学研究所がおこなった調査で奈良時代中期から末期にかけての下級官人の墓と考えられる火葬墓38基が検出された。墓の形態は①骨蔵器を土壙に入れるもの、②長方形の土壙の片側に土師器を副葬し、遺体を入れそこで火葬しているもの、③土師器甕を合口にするものの３種類に分けられる。

４では春日山古墓として報告される遺跡が有名であるが、祭祀遺跡とする意見もあり問題を残している。[註14] 円照寺裏山からは、蓋を伴なった須恵器壺Ａ２個が発見されている。

これらの骨蔵器を用いた墳墓と異なり、平城京南方の稗田遺跡では、川岸から薦で包まれた人骨２体が出土している。[註15] 同じく平城京外京南方の能登川の氾濫原も葬地となっていた可能性が指摘されている。[註16] こうした遺棄葬は、平安時代に平安京周辺の鳥辺野[註17]や京南方[註18]などで顕著に見られるようになるが、遺構・遺物が残りにくいため考古学では取り上げられることが少なかった。しかし遺棄葬や土壙墓による土葬は、火葬のような外来の葬法と

異なり、固有の葬送観念や他界観による葬法と考えられ、古墳時代から奈良時代への葬法の移り変わりをみる上で、欠かすことのできない視点であると思われる。また平城京内でも河川への葬送が行なわれていたとすれば、喪葬令皇都条も、社会階層の違いによって実効力に差があったと考えることができる。

平城京周辺以外にも、太安萬侶墓の発見で注目されるに至った田原地区[註19]と、行基墓（天平21年 749）や美努岡萬墓（天平2年 730）のある生駒山東麓地区が平城宮官人の葬地と指摘されている。この2地区は、墓誌の出土により葬地として使用されていた年代が推定される。比定に疑問の残る天皇陵を除けば、田原地区と生駒山東麓地区が奈良時代前半に墓の営まれるのに比べて、奈良山丘陵の火葬墓の多くが、奈良時代後半を中心とするものが多いという傾向を指摘できる。また金子裕之氏は、平城宮の北方に墳墓の営まれない禁苑を想定しているが、氏の想定される範囲内にも火葬墓が存在しており、その規模については再考を要するものと言える。ただし平城宮北方には松林苑があり、無秩序に墳墓が営まれたとは思われず、今後の類例の増加によって、葬地の確定と、禁苑の範囲の決定が課題であろう。

平安時代にはいると火葬墓の数は少なくなるとともに、今回の出土例のように、平城京内であった地に墓地が営まれるようになる。喪葬令皇都条による規制が長岡遷都後は適用されなくなったことを示すと思われる。ただしこの傾向も今回の調査地が丘陵上で墳墓の立地に適していたためと考えることもできる。平城京内の沖積地での調査では、平安時代の遺物を出土する場合でも、墳墓の検出された例はない。今後平城京西方の丘陵上の調査が増えるにしたがって、平安時代墳墓の発見例も増加するものと思われる。

E．小結　最後に被葬者についての憶測を述べてまとめとしたい。

火葬墓ＳＸ1075からは、比較的のこりの良い火葬骨が発見された（ＰＬ. 18-3）。全身の各部位の骨がほぼそろっており、現在九州大学解剖学教室・永井昌文教授のもとで、鑑定中である。詳細は追って別の機会に紹介できるであろう。氏の御教示によれば、人骨は6～7歳の幼児であるとのことである。

古代の火葬墓については、群集し被葬者の性別・年齢に片寄りがないことから、家族墓ではないかとする意見がある[註20]。今回の場合は群全体の規模が不明であるが、幼児が埋葬されていた点に注目すれば、家族墓ないし氏族墓としての性格を推定することができる。

9世紀前半に家族墓ないし氏族墓を営み得る可能性を周辺で求めると、菅原氏や秋篠氏といった土師氏の一族、遷都後も平城京にのこった者、西大寺関係者などをあげることができる。しかし菅原氏は本貫地が右京三条三坊の菅原寺周辺であり、やや離れている点と、本貫地に菅原神社や菅原寺がある点から否定的とならざるを得ない。秋篠氏についても同様である。遷都後も平城京にのこっていた者については、記録が少なく明らかでない点が多いが、右京二条二坊には右大臣大中臣清麻呂の邸宅が残っており、大同4年（804）平

城上皇が平城宮にもどった時に、この邸を使用している。これは邸宅を管理する者が残っていたことを示唆している。西大寺との関係では、占地の項で述べたように、この付近が西大寺関係の墓域となっていた可能性が推定できる。いずれも推測の域を出ないものであり、今後奈良時代以降の平城京のありかたの研究のなかで、考えていかねばならない。

註1　本項の記述に当たっては、黒崎直「近畿における8・9世紀の墳墓」(『研究論集』Ⅵ　奈良国立文化財研究所学報第38冊1980)、金子裕之「平城京と葬地」(奈良大学文化財学科『文化財学報』第3集　1984)の2論攷を参考にした。

2　墓誌を伴なう墳墓については、奈良国立文化財研究所『日本古代の墓誌』1977を参考にした。

3　註1黒崎論文P. 111

4　久保常晴「川崎市野川南耕地出土の骨蔵器」(『続仏教考古学研究』1977) P. 230

5　灰釉陶器の編年については、異論が多く定まっていない。ここでは最も最近のまとまった編年試案である楢崎彰一「猿投窯の編年について」(『愛知県猿投山西南麓古窯跡群分布調査報告Ⅲ』1983) P. 71～73の年代観に依拠し記述を進めたい。

6　楢崎彰一「作品解説18」(『白瓷』日本陶磁全集6　中央公論社　1976) P. 68

7　tab. 7には出土地の判明するもののみをとりあげた。本表以外にも各地の美術館や博物館などに収蔵される遺物は多く、それらをまじえて記述を進める。

8　愛知県陶磁資料館『特別展　猿投窯　須恵器・瓷器から中世陶へ』1981　P. 23

9　日進町教育委員会『愛知県日進町株山地区埋蔵文化財発掘調査報告』1984

10　楢崎彰一「日本古代の土器・陶器」(『世界陶磁全集』2 小学館　1979) P. 142

11　註8　P. 24

12　楢崎彰一「図版解説　286, 289」(『世界陶磁全集』2 小学館　1979) P. 319, 320

13　本例と奈良山古墓は、墳墓とするについて疑問点が指摘されている。

14　中村春寿「鹿苑付近の祭祀遺跡の調査」(『春日大社古代祭祀遺跡調査報告』1981) P. 16, 17

15　河川への葬送は京内でも行なわれた可能性があり、1982年に当調査部が行なった東掘河の調査では、人の頭骸骨片が出土している。(『平城京東掘河』1983　P. 32)

16　和田萃「東アジアの古代都城と葬地」(『古代国家の形成と展開』1976) P. 365～367

17　京都市文化観光資源調査会「鳥部山と鳥部野」(『京都市文化観光資源調査会調査報告』3 1976) P. 15～26

18　森浩一「古墳時代以降の埋葬地と葬地」(『古代研究』第57号　1970) P 25

19　岸俊男「万葉集から見た新しい遺跡・遺物」(『日本古代の国家と宗教』上巻1980)

20　村田文夫・増子章二「南武蔵における古代火葬骨蔵器の一様相」(『川崎市文化財調査集報』15　1979) P. 31～33

追補　tab. 7 灰釉壺出土地名表 追加

音戸山5号墳　京都府京都市右京区鳴滝　高さ21.3cm、最大径23.2cm、蓋口径13.9cm
京都市文化観光局・財団法人京都市埋蔵文化財研究所『音戸山古墳群発掘調査概報昭和58年度』1984

第 V 章 結　語

本書に収録した一連の調査によって、従来伝承だけで実態の不明であったこの地の様相を、ある程度明らかにすることができた。まとめとしてH・I調査区で検出された遺構について、その性格と問題点を述べておきたい。

H・I調査区で検出された奈良時代の遺構は大きく奈良時代前半と後半にわけることができる。奈良時代前半の遺構は、第1次整地層上に形成されたもので、全容は明らかでない。ただし、第2次整地層中に奈良時代前半の土器が多く含まれているとともに、土器には著しい摩滅や破損がなく、第2次整地に伴う遺構の破壊か、廃棄された土器が混入したものとの解釈が可能である。またSB 1000の北雨落溝、I調査区第2次整地層中、SB 1080の柱掘形から軒瓦が出土している。これらの事実から奈良時代前半に何らかの遺構が存在し、なかに瓦葺きの建物を含むものであった可能性が考えられる。当該地に関するこれまでの研究のなかで、岸俊男氏は藤原武智麻呂伝の天平初年（729）頃にみえる習宜の別業をこの地に比定し、武智麻呂没後何らかの経緯で称徳天皇の山荘として利用されるに至ったと推定している。奈良時代前半の遺構の性格を考えるとき、注目される論考である。ただし地名比定をおもな論拠としており、氏自身が述べるように不確定要素が多い。また軒瓦は平城宮軒瓦編年Ⅲ期に相当するもので、やや新しい点に問題がある。

奈良時代後半の建物遺構については、園池SG 980と一体となった宮内相当の規模をもつ建物群と考えられる。SB 1000が南に庇をもつ点や、SB 1100などI調査区西半部の建物群が南北にさらに伸びる点から、全体の建物群の中心はI調査区南の平坦地にあったと推定される。以上のように考えれば、園池と建物との関係がより整合的に理解できる。建物が大形で園池と一体となった計画的な土地利用が見られるとともに、全体の敷地が少なくとも三坪と六坪との2坪にわたるなど、遺構の上からは、京内の一般的な宅地に見られない性格がうかがわれる。遺物の上からも、諸氏が注目するように西に接する七坪で、開基勝宝31枚などが出土しており、奈良時代後半の遺構群を称徳天皇山荘跡に比定することも無理ではない。ただしこの伝承自体は鎌倉時代中期までしか遡り得ないことと、続日本紀に該当する記事が見られない点に問題が残る。また続日本紀にみえる西大寺嶋院を当地にあて、それが山荘として伝承されたと考えることも可能である。いずれにしろ今回の調査では遺構に伴なう遺物の量が少なく、遺構群の年代幅をこれ以上狭めることはできず、性格を直接明らかにすることも不可能である。

I調査区で検出した2基の火葬墓は、古代の火葬墓の調査例として貴重なばかりでなく、灰釉陶器の流通と使用を考える場合上でも新たな問題を提起している。

この地域の性格を解明するためには、残された未調査区での調査が望まれるとともに、園池を含めたこの地域全体の保存と整備・活用への策が講ぜられねばならない。

第Ⅵ章　付　編

1　西大寺古図と「称徳天皇御山荘」

2　平城宮と京の庭園遺跡における園池と建物

3　遺構断面の転写

SG980 旧状（昭和36年撮影）

1　西大寺古図と「称徳天皇御山荘」

西大寺に伝えられた古図はいま西大寺と東京大学とに分蔵されている。その古図の多くは鎌倉時代末期に展開された西大寺と秋篠寺との堺相論に関って作成されたもので、中には「称徳天皇御山荘跡」（以下「山荘跡」と略記）と伝えられる地を図示したものもある。まず「山荘跡」を描く古図を紹介してその作成年代・作成事情を可能な限り明かにし、次いで「山荘跡」と伝えられる地について古図及び現地について検討を加える。猶、この様な中世の古図は現在四幅知られるが、その他にも近世の絵図で「山荘跡」及び「称徳天皇御山荘」（以下「山荘」と略記）自体を描く二幅があるので併せて紹介する。最後に「山荘」に関る古代の文献史料に検討を加える。

A．中世の古図と近世の絵図（tab. 8、PL. 19～23）　**図1**（PL. 19）　本図は北を上にし、東西は西一坊大路より一町西の「佐貴路」から西四坊大路まで、南北は一条南大路より一町南の「一条南路」から一条北辺までを描く。条坊線はあたりの為の押界の上に墨線で描かれ、各坊は十六の坪に細分される。各坪はほぼ正方形で、条間・坊間の大路は京極路を除き坪境小路より広く表現される。西三坊大路以西に山・池・耕地を描出する外は、図の上端左隅で一条北辺以北に池・田畠らしきものをやや粗雑に描くだけで、西三坊大路以東には絵画的表現は全くみられない。記載は坪付・路名が朱書される外は全て墨書で、墨書は地の文以外に二十二紙の押紙にもある。

本図左端下方には「弘安三年庚辰歳作之」と墨書があり、又貼題籤に「西大寺敷地図」とあることから、本図は鎌倉時代に入り叡尊によって復興された西大寺の寺域を示す為に弘安三（1280）年に作られたと考えられてきた。[註1] しかし、本図の記載を検討すると「西大寺敷地図」なる名称が正鵠を射たものではないことが明らかとなる。

前述の如く本図の記載は大きく地の文と押紙とに分けられ、更に押紙は紙質・筆蹟等から四種に細分できる（tab. 9）。地の文は全て福益名に関するもので、押紙の中にも地の文と同筆のものがある。この種の押紙（押紙Ⅰ類）は地の文と同じく福益名に関るもので、その他条坊線を表す墨線を訂正するものを含めていずれも地の文同様本図作成時の記載と

	形　状	料　紙	紙　数	法　量	所　蔵　者
				タテ　ヨコ	
1	紙本墨書	楮紙	9紙	92.0cm×131.5cm	東京大学
2	紙本墨書	楮紙	9紙	88.1cm×134.0cm	東京大学
2 参考図	紙本淡彩	楮紙	9紙	79.1cm×150.0cm	東京大学
3	紙本墨書	楮紙	4紙	62.5cm×100.7cm	西大寺
4	紙本墨書	楮紙	4紙	55.0cm× 63.7cm	東京大学
5	紙本淡彩	鳥の子紙	16紙	109.4cm×135.0cm	西大寺
6	紙本淡彩	斐紙	6紙	109.5cm×131.9cm	東京大学

tab. 8 西大寺古図一覧表

考えられる。故に本図は元来福益名の分布を示す為に作られたと思われる。福益名は西大寺古図中の別の一幅[註2]には福増領とみえ、文保元（1317）年秋篠寺凶徒等悪行狼籍條々[註3]（以下狼籍條々と略記）では「関東御寄進福益領」とされる。福益名の来歴については永仁六（1298）年の西大寺田園目録[註4]（以下田園目録と略記）に詳しい記述がある。即ち添下郡右京一条二・三両坊の西大寺北辺には十四町三百三十歩の福益名があり[註5]、「宝治没取之地」として「武家」より一旦「醍醐寺安楽寿堂」に寄進されたが、永仁五年十二月十四日醍醐寺には「余所」を代りに施入し、福益名は西大寺に再寄進されたとある。更に裏書に「綾小路禅尼跡若狭前司継母也」とあることから、福益名は若狭前司＝三浦泰村の継母たる綾小路禅尼の所領であったが、宝治合戦での敗北によって没官され、醍醐寺領を経て鎌倉幕府から西大寺に寄進された関東御領であることが判明する。西大寺・真言律宗は鎌倉時代後期関東の武家政権、特に北条得宗家、一門に密着して発展しており[註6]、福益名の施入もこれと関るものと考えられ、福益名の施入と前後して永仁六年四月西大寺が関東祈禱寺となっている[註7]ことも注目される。以上から本図が作成されうる上限は永仁五年に措定される。

第二種の押紙（押紙Ⅱ類）は「石落神」「奉鋳四天池」「八幡宮本宮」とある同筆の三枚で、いずれも中世の西大寺に於ける信仰と関りをもつものである。石落神は現在西大寺東門東北方にあり、室町時代中期に属すると思われる桟瓦葺春日造の一間社である。『行実年譜』[註8]仁治三（1242）年条にはこの小祠の奉祀由来譚がみえる。即ち、叡尊に菩薩戒を授かった老翁が自らの素性を「少彦名命石落神」と明かし礼として薬方を授け忽然と消えた。叡尊は施薬院を構えて薬方に従い調合した薬で多くの病人を治し、西大寺東門辺で土地を択んで社を建て石落神を祭った。この記事は直接的には『行実年譜』が編まれた元禄年間頃の西大寺呪薬法会の由来と売薬の始めと言われる豊心丹の由緒を記したもので、又石落神奉祀譚としては極めて神秘的な面がありそのまま事実とは認めたいが、看過し得ない点もある。それは西大寺と大神神社との関係である。石落神即ち少彦名命は大神神社の祭神大物主神と一体に考えられたり行動を共にしたり、同社に配祀される神々の中でも

種類	墨書内容（墨書位置）	紙数
Ⅰ類	都合西大寺分福益名十町半二十歩（北4-2）、福益名一町大加南西路定（北3-8）	2枚
Ⅱ類	石落神（1-3-3）、八幡宮本宮（1-4-5）、奉鋳四天池（1-4-7）	3枚
Ⅲ類	本願御所〔×路〕跡（北4-3）、池（北4-6）、西大寺寺山（北4-7）	3枚
Ⅳ類	東南角院跡（1-3-4）、四王院（1-3-6）、今弥勒堂（1-3-8）、弥勒金堂〔×路〕跡（1-3-9）、薬師金堂跡（1-3-10）、寶塔院・西塔跡（1-3-11）、中大門五間跡二重・東楼門三間・西楼門三間（1-3-12）、十一面堂院路（ママ）（1-3-14）、小塔院跡（1-3-16）、西南角院跡（1-4-4）、外大門跡（2-3-9）	14枚

tab. 9　図1の押紙

猶、墨書位置の（北4-2）、（1-3-3）は各々北辺四坊二坪、一条三坊三坪を表わす。

重要な位置を占める神である。神格の特徴として「石若しくは岩におのれを示現し、若しくはその中に内在すること」が指摘されている[註9]ことから石落神の名は相応しく、又医療と関る神とされるのも、少彦名命が医神の性格を有することによるのであろう。大神神社では少彦名命は今日境内摂社大直禰古神社（若宮）の祭神の一つであるが、若宮は叡尊以来西大寺と深い関係を有し[註10]、平安時代以降衰退の一途を辿っていた若宮別当寺大御輪寺を叡尊が弘安八年に中興し、西大寺末寺としたのである。この様に少彦名命＝石落神を介して叡尊・西大寺と大神神社・若宮との関係を把える時、先の記事を簡単に否定し去ることはできない。石落神の由来がたとい『続日本紀』宝亀元年二月丙辰条に言う東塔心礎の破片を寺内浄地に安置したことに溯るとしても、叡尊の頃に於ける大神神社との深い関係から少彦名命と同一視された石落神が更に深く信仰されるに至ったことは事実であろう。石落神に関する先の記事と関って建長三（1251）年の西大寺寺領検注帳[註11]（以下検注帳と略記）と田園目録の記載が注目される。前者では右京一条三坊三坪に石落神の敷地一反があり、その十一月八日の祭の御供田もあること、又三坪には「除病院」の地二反が存在したことが判かる。後者では同じ右京一条三坊三坪に「常施院敷地」二段半の存在が知られる。「除病院」「常施院」は恐らく同一のもので、『行実年譜』に言う叡尊建立と伝える施薬院であろう。石落神が建長三年には祭られていたと伝えられ、その効験と深く関る施薬院も同じ坪に存在したことは先の記事の一面での正しさを暗示するものではあるまいか。「奉鋳四天池」の押紙のある池は位置関係からみて後述する図２、３の唯「池」とのみ記され円形に表現される池に、又近世の絵図５・６等では「鋳師池」「鋳物師池」と記される池に相当すると思われる。現在西大寺野神町に小さな溜池として残る奥ノ池、イモリ池、イモジ池等と呼ばれる池がこれに該当すると考えられる。土地の言い伝えでは、称徳天皇が四天王を造る為自らこの地に鋳物師を集めたことに由来する名がイモジ池であると言い、又池とその北にある奥院との間は開発が進む前は緩傾斜の畑地で、50年余り前にここから土を採取した時拳大の黒っぽい銅滓が多量に混入していたとも言う。『七大寺巡礼私記』『扶桑略記』が伝える西大寺四天王像鋳造の度重なる不成功ののちの完成という説話の存在を介して、先述の如き言い伝えをもち鎌倉時代や江戸時代に「奉鋳四天池」「鋳物師池」と呼ばれた池について考えると、この池が西大寺四天王像を鋳た池として長い間にわたり伝承されてきたことはほぼ間違いない。或いは今日創立時の四天王像の残欠と伝えられる本体の一部・邪鬼を実際に鋳た土地であったのかもしれない。或いは叡尊が再興した西大寺は奈良時代の規模とは異なり四王堂と塔とを中心としたことを考慮すると、「奉鋳四天池」もこのこととの関連で把えるべきかもしれない。「八幡宮本宮」は西大寺西方に東面して鎮座する。八幡宮は既に長承三（1134）年には右京一条四坊五坪にあり（長承三年大和国南寺敷地図帳案[註13]）、その東の四坪には供田も存在した。その後も位置に変化はなかったとみえ、田園目録には二条四坊一・八両坪が「字八幡宮南浦」、九坪が「字宮西」、一

条四坊四坪が「字宮田」、又右京二条四坊南大路（一条南大路）にある土地について「在＿西大寺八幡宮前＿」とある。更に中世の古図にも右京一条四坊四・五両坪を「八幡宮」とし、周辺の坪に「宮田」「八幡宮山」のあることを示す一幅がある。[註14]『感心学正記』によれば弘安八年十一月十七日寅時に八幡宮に「御体」（神像）を安置しており、鎌倉時代叡尊によって西大寺復興とともに鎮守たる八幡宮も整備されたことを示唆する事実である。以上押紙Ⅱ類の三枚は全て西大寺の中世に於ける信仰と深く関るものであることがわかる。

第三種の押紙（押紙Ⅲ類）は「本願御所〔×路〕跡」「池」「西大寺寺山」とある三枚で、後に紹介する秋篠寺との堺相論関係の図２、３で特記されたり直接相論の対象となっているものであり、この三枚は秋篠寺との相論に関って本図に貼付された押紙[註15]と考えられる。

第四種の押紙（押紙Ⅳ類）はいずれも薄手の楮紙で、押紙Ⅰ～Ⅲ類より時代がやや降るかと思われる。全部で十四枚あり、西大寺の堂塔名を記す。十四枚の押紙は更に旧堂塔跡を示すものと当時存在した堂塔を記すものとに分けられる。前者に属する押紙には全て「跡」とあり、後者には「跡」の字がない。押紙Ⅳ類が貼られた年代を推定するには後者の現存堂塔が手掛りとなる。現存堂塔としては「四王院」「宝塔院」「今勒堂」がある。「今勒堂」とあるのは、別に「弥勒金堂跡」なる押紙の存在からも分かる様に本来の弥勒金堂が失われてのち食堂が弥勒金堂にあてられ[註16]、それが存在していることを示している。「今勒金堂」たる食堂に関しては徳治二（1307）年に焼失し[註17]、以後再建されなかったことから、押紙Ⅳ類が貼られたのは徳治二年以前に一応措定できる。

以上本図に於ける記載の地の文と四種の押紙について検討してきた結果、地の文と押紙Ⅰ類は永仁五年以後、Ⅱ類については不明であるが、Ⅲ類は秋篠寺との相論に関って貼られたものと思われ後述の如く嘉元元年以後、Ⅳ類は徳治二年以前に貼られたと推測しうることが明かとなり、到底「弘安三年庚辰歳作之」ではありえない内容を有する図であることが確認できる。「弘安三年庚辰歳作之」なる墨書は異筆であって、本図完成後に書き加えられたと考えられる。検注帳が公文所に於いて書写された年が弘安三年であること、本図右京一条三坊十三坪に「弘長三年　依＿宣旨＿荒畢」とある墨書も検注帳に同様の記述があること等と関って書き加えられたのかもしれないが、詳しくはわからない。猶、本図には叡尊墓所たる奥院が全く描かれておらず、叡尊入滅後奥院に五輪塔が建立されたのが正応三（1290）年であることから[註18]、本図成立の下限を正応三年以前とすると、地の文の福益名の記載と明らかに矛盾を来たすが、奥院が描かれていないことが奥院成立以前を示しているとは速断できない。

図２（PL. 20）　本図は西を上にして西大寺を東南隅に配し、北は相楽川、西は「京内一条」の西延長が河内国へ抜ける道と分岐する地点にある「辻地蔵」までを描く。同範囲をやはり西を上にして描く別の古図（図２参考図PL. 20）があり、両図は記載内容から西大寺と秋篠寺とが嘉元元（1303）年から主として秋篠寺（戌亥山）の領有をめぐって相論

を展開した時に両寺で各々作成されたと推定されている。[註19] 本図はそのうち西大寺が作成した図であり、別の古図は相論の審理の過程で秋篠寺が作成し西大寺へ進められた図である。

西大、秋篠両寺の相論の展開と、相論と古図との関連については先行研究に譲り、[註20] 本図について気付いた点に限り若干触れるに止めておく。本図の作成年代については、秋篠寺所進の図にみえない新しく貯水池として築かれたと思われる池（本図では奥院南方に丸い池として描かれる鋳物師池）が描かれていることから、秋篠寺所進の図と対をなすものながら「多少の時間的ズレがあるのではないか」と推定されている。[註21] しかし、本図よりも成立が古いと思われる図１にもこの池は描かれており、又池は西大寺の図である本図に於いて単なる用水池として描かれているのではなく、「弁才天」「本願天皇社」「本願天皇御所跡」等と共に周辺の領有を主張する根拠の一つとして描かれたとみられるから、秋篠寺所進の図に描かれなくとも不審はない。右の作成年代推定には問題があり、むしろ両図が完全に対をなし、嘉元元年の相論に於いて作成されたと考えるのが正しいのではなかろうか。

図２の記載で目につくのは当然のことながら西大寺が領有を主張する語句である。相論の中心となった秋篠山に対して「西大寺領戌亥山一千町」といい、押熊・大川・中山の在家に対する「西大寺領」の主張、秋篠山領有の主張を側面から支えた「西大寺末寺」阿弥陀山寺・瑜伽山寺跡[註22]・谷谷の記入、秋篠寺が寺僧良印西大寺執行職兼帯の時に両寺合力にて築いたと主張する今池に対する「興正菩薩御興行之池」なる主張、西大寺が「内山」と主張する地域を由緒付けると思われる「本願天皇御山荘跡」「興正菩薩御墓」「池」（鋳物師池）の記載、等である。

本図の記載で問題となるのは次の点である。即ち、秋篠寺所進の図では秋篠寺が「京内一条」を以て寺領の南堺と主張するのに対し西大寺はそれより一町北と反論していることを記す押紙が貼られ、図でも当該地を「相博地」とするが、本図では西大寺々中を「京内一条」以南に描き、西大寺の先の主張が明確に示されてはいない。ただ本図では「京内一条」を狭んで西大寺々中の北に「十五処大明神」と在家を描いており、これが西大寺の主張を示したものかもしれぬ。猶、本図の「興正菩薩御墓」・「池」の位置・「本願天皇御山荘跡」一帯の描き方に問題のあることは後で述べるが、西大寺の領有主張に関ると思われる地物が全く秋篠寺所進図に描かれていないことも当然のことではあるが注目される。

図３（PL. 21）　本図は図２とほぼ同じ範囲を描くが、図２とは異なり北を上とし、図上では東西方向が長く表現されているが実際は南北方向に長い。全体的に図２より簡略な表現が目立つが、図２と相違する点は「京内一条」や秋篠寺へ至る「大道」を描かないこと、「京内一条」を越えて「十五所大明神」を「西大寺々中」に取り込んでいること、「本願天皇御山荘跡」の池の向きが異なること、赤皮田池を描いていないこと、等であるが、本図で注目されるのは四個所の墨書である。西大寺十五所大明神の所、西大寺西北方の集落、西大寺領大川、八王寺社西南方の山中にあり、これらの墨書によって本図が正和

五（1316）年十一・十二両月頃西大寺及びその寺領に対して行われた「秋篠寺悪党」による狼籍の場所を示す為に作成された図であると判明する。[註23] 西大寺文書の年月日未詳ながら記述の内容（正和五年十一月七日の狼籍を「去年十一月七日」と記す）から翌文保元年の作成に係るとわかる「目安」案には本図の墨書に対応する記述（tab.10参照）があり、本図も元来「目安」案とほぼ同じ頃に作られたものと考えられる。

ところが、本図には墨色・書風を稍か異にする書き込みがある。一つは西北方の「茶園」、一つは「西大寺々中」を示した長方形の枠の左右の書き込みである。「茶園」については文保元年の狼籍條々の第六条に「一、為_極楽寺開山長老御沙汰_令_植置_茶園幷柿等数百本悉伐拂而忽成_荒野_事」とあり、この時の狼籍の場所である「茶園」の所在を示す為に書き加えられたものであろう。「茶園」の所在については一条北辺四坊一坪とする古図[註24]があり、地籍図では当該地は「字茶山」とある。後者の書き込みについては全く事情不明であるが、右方に書かれた「南北五丁」「東西三丁」は「南北」「東西」と「五丁」「三丁」との墨色がやや異るが同筆と思われ、「西大寺々中」の規模を示したもので、西大寺の敷地を示したとされる中世の古図にみえる所と一致する。左方の「一条」「二条」の記述については、その右上端から東へ延びる線と関らせて大路を示すとすると一条北大路は正しいが二条大路は全くの誤りであり、又条坊の一条・二条を示すものとすれば二条の位置がおかしい。いずれにしても正確に表現されたものではなく、本図の本来的な役割りと何らかの関りをもつか否かは判断し難い。猶、大路を示すかと思われる墨線の他にも本図にはかなり粗い墨線が引かれており、恐らくこれらの墨線も道を示す為に同時に書かれたのではないかと思われる。

図4（PL. 21）　本図は北を上とし、東西は西一坊大路の一町西佐貴路から京極路、南北は二条大路から京極路を描く。条坊線は墨線で、西大寺・西隆寺寺域内にのみ墨線の条坊線がなく押界で、両寺寺域を示す外縁は朱線である。東西道路では「一条大路」（一

図3　（墨書位置）	「目　　安」案
正和五年十二月五日未剋秋篠寺悪党破却（十五所大明神）	同十二月五日巳刻重打=入于当寺_、打=破十五所明神拜殿_、
正和五年十二月五日未剋秋篠寺悪党西大寺土民等住宅焼失所也（西大寺西北方集落）	焼=拂寺辺郷民住屋_、
正和五年十一月七日辰剋秋篠悪党追補破却狼籍所也（西大寺領大川）	去年十一月七日辰剋別当僧正房等差=遣執行盛尊以下自國他國数百人之悪党等於西大寺領大川・忍熊以下所々_、追=捕百姓紀藤次等数宇住屋_運=取若干米銭色々財物_結句壊=取堂舎神殿菴室仮屋幷数宇在家_忽成_于荒廃之地_、
打擲刃傷所也	

tab. 10　図3の墨書と「目安」案との対応

条北大路）と一条南大路のみが広く表わされるのに対し、南北道路では坊間大路ではなく一町西の坪境小路が広く表現される。坪付・門を除く堂塔名・道路のうち「一条大路」「二条大路」のみが朱書で、他は全て墨書である。本図上端裏には表と同筆で「西大寺敷地」なる墨書があり、又「西大寺往古敷地」と墨書した題籤も貼られ、本図は「西大寺の現状を示すのではなく、八世紀の西大寺の寺域、伽藍の様子を示すのを主目的としている」と考えられている。[註25] 本図の成立年代を推定するには「食堂（今弥勒金堂）」「弥勒金堂跡」なる朱書が手掛りとなり、図１の押紙Ⅳ類と同様に徳治二年以前の状況を示している。

本図で注目されるのは北辺四坊三坪に「本願天皇」、北辺二坊三・四坪坪境小路の辺から東にかけて「本願御陵」とある２つの墨書である。「本願御陵」の墨書の位置は、現在治定の孝謙天皇陵とほぼ一致するが、現孝謙天皇陵が治定されたのは文久三（1863）年の陵墓修定事業の時で、実はその主たる根拠こそ本図の「本願御陵」なる記載にあったのである。[註26] 一方「本願天皇」と墨書のある北辺四坊三坪には称徳天皇にゆかりのある陵以外の何か―恐らくは、図１・２・３の描く「山荘跡」か図２・３の「本願御社」―の存在を示すものである。

さて、次いで近世の絵図で「山荘」「山荘跡」を描く二点はいずれも江戸時代中期元禄十一（1698）年の作成で同筆にかかると思われる。

図５（PL.22）「西大寺伽藍絵図」　本図は北を上にし、東西は西一坊大路一町西の佐貴路から京極路、南北は一条南大路一町南の一条南路から京極路まで、本図右端墨書に「総界内東西十一町南北七町」とある範囲を描き、その周囲には多数の門を開く築地らしきものが繞る。猶、北の京極以北でも例外的に「本願称徳天皇御廟」が上端右隅に描かれる。

本図上端には「西大寺伽藍絵図」との標題があるが、作成の年代及び目的を明示しているのは左端にある墨書である。「元禄十一禩桂月穀旦以＿宝亀十一年十二月廿九日絵図流記＿謹模写之者也」とあって、元禄十一年八月吉日に「宝亀十一年十二月廿九日絵図流記」によって模写したもので、西大寺の創建時に於ける盛観を示めそうとしたものが本図であると判かる。「宝亀十一年十二月廿九日絵図流記」のうち「流記」とは宝亀十一（780）年西大寺流記資財帳（以下資財帳と略記）のことで、室町時代の写本かとされる[註27]一本が現在西大寺に襲蔵されている。一方「絵図」についてはそれ自体存在が疑わしい。[註28] 本図については既に史料批判が行われており、[註29] 江戸時代南都の諸寺で描かれた往古の盛観を示そうとした想像図の一つで、原図が宝亀十一年に作られたとは考え難く、四至については資財帳によったものの路の措定に誤りがあり、鎌倉の古図を参考に寺地・伽藍を定め、資財帳の堂塔を想像で配置したものに過ぎず、西大寺の伽藍を考証・復原したものではないとされている。確かに資財帳に依拠したのは西大寺の伽藍のうち長・広を注記する堂塔だけで、配置・堂塔の様式にさえ問題があり、明かに後世の造営と思われる建物も描かれ、伽藍配置・池の表現等にはかなり観念的な面がみられる。ただ西隆寺に関しては少くとも主要な

堂塔の配置に於いて事実を伝えていることが発掘調査の結果確認されており[註30]、本図の評価を困難にしている。しかし、本図が全体として如何程の事実を伝えているのかは問題であり、やはり中世の幾幅かの古図によりつつ宝亀十一年の資財帳を用い想像して描いたものと考えるのが正しいであろう。

図6（PL. 22）「西大寺古伽藍敷地幷現存堂舎坊院図」　本図は北を上にし、東西は佐貴路から京極路、南北は一条南大路の範囲を主に描き、墨線で四至を明示する。猶、北では京極路以北でも西大寺関連の地物を描く。

本図には上端に「西大寺古伽藍敷地幷現存堂舎坊院図」と墨書で標題があり、又「西大寺現存堂絵図」なる貼題籤もある。更に下端左に「元禄十一暦八月吉日依_弘安二年歳次庚辰古伽藍敷地之図_画_現在荒衰之躰_者也」と墨書がある。これらの墨書から、本図の作成年代が江戸時代中期の元禄十一年八月吉日であること、作成の目的が「弘安二年歳次庚辰古伽藍敷地之図」によって古伽藍敷地の範囲を示し、元禄十一年当時の西大寺の荒廃の現状を描くことにあったことが判明する。猶、本図が依拠したとする「弘安二年歳次庚辰古伽藍敷地之図」は図1に該当すると思われるが、歳次庚辰に当たるのは弘安三年だから「弘安二年歳次庚辰」とあるのは誤りである。図様は西方に山を描く以外に図1との関連性に乏しく、西大寺の伽藍配置も図1に依拠しているとは必ずしも言い難く、全面的に図1に依拠したとはみられない。京極以北に「本願称徳天皇御廟」を描くのは図4に近く、本願山荘北に戌亥山千町・西大寺内山・瑜伽山寺・弥陀山寺を配するのは図2・3に拠ったとみられる。本図は西大寺に伝来した図1をはじめとする数多の古図を参照しつつ描かれ、中でも作成年代を図1に記す「弘安三年庚辰歳」に求めたのであろう。

本図は元禄当時の西大寺と周辺の有様を伝えている点でも極めて貴重であり、特に西大寺・西隆寺の既に滅んでしまっていた堂塔の位置を礎石で表している点が重要である。ただ問題は礎石の位置が当時実際に残っていた礎石によるのか、他に何らかの参照すべきものがありそれによって推測で描かれたものなのかである。西隆寺跡については図5に描く南大門・宝塔・円通殿・楼門・金堂・講堂の位置に礎石を描く。西大寺の古図の中に西隆寺の伽藍配置の一部を記したものがあり、金堂を右京一条二坊九・十・十五・十六坪の中心に、南大門を金堂正南面十・十五坪の南辺に、塔を十坪の東南に朱書している。本図の礎石の配置は基本的にこれに合致し、既述の如く発掘調査の結果もこれを裏付けている。従って西隆寺に関してはほぼ真実を伝えたものとみてよいだろう。西大寺については、元禄当時何らかの形で原位置を保っていた堂塔を除き図5と一致する位置に外大門・中大門・東大門・西大門・薬師金堂・弥勒金堂・西塔・十一面堂院・小塔院・食堂院・政所院等の礎石を描き、やや異った位置に東門跡礎石、北の京極路に面して開く門らしき礎石を描く。既述の如く図5では堂塔の描写に資財帳と合致しないものが多く、特に十一面堂院では双堂の理解に誤りがあり、その誤りが本図の十一面堂院の礎石の表現に受け継がれてい

る。このことは両図の緊密さを示すもので、本図にも図５同様「古伽藍」を示すに当って想像が入っているとみられる。

Ｂ．西大寺古図にみる「称徳天皇御山荘」（PL. 23）　**「山荘」の占地**　中世の古図で「山荘」の所在を条坊坪付で明確に示しているのは図１で、一条北辺四坊三坪から一部六坪にかけて押紙を貼って「本願御所跡」と記している。図４では一条北辺四坊三坪の西端に寄せて「本願天皇」と墨書がある。図２・３は共に条坊線を記さないが、図２では「京内一条」（一条北大路）の北で秋篠寺へ至る道（西三坊大路）の西に「本願天皇御山荘跡」とあり、図３では一条北辺にある十五所大明神より南で図２に比し一層西に描かれる。図２が奥院とその南の池（鋳物師池）を一条北大路より北に描くのは奥院が右京一条四坊八坪に位置すると推定される[註31]点からみて誤りと思われ、図３も既に指摘されている様に図全体の配置が正確とは思われず、いずれも「山荘」の占地を推定するには問題がある。図１・４が「山荘」の所在を一条北辺四坊三坪を中心とすることについては検注帳の右京一条北四坊三坪の記載に「字本願ノ池シリ」とあるのが参考となる。「本願ノ池シリ」とあるだけでは図２・３にみえる「山荘跡」の池尻か、本願天皇社のある池尻か問題もあるが、いずれにしろ一条北辺四坊三坪には池があり、その付近に称徳天皇ゆかりの施設が存在したと伝えられていたことは事実であろう。

一方、近世の絵図は中世の古図と異なる位置に「山荘」を描く。図５は北辺四坊五・八坪に、図６もほぼ同じ位置に「山荘」を描いている。近世の絵図が中世の古図とは異なり北辺の西北隅の二坪に「山荘」を描く理由は不明である。

以上より「山荘」の伝承地としては一条北辺三坪の西寄り、或いは三坪から一部六坪にかけての地を考えるのが至当と思われる。

「山荘」の位置　中世の古図では、図１は一条北辺四坊三・六坪にある中島をもつ東西方向に長い瓢簞形の池の北に「本願御所跡」と墨書する押紙を横に寝かせて貼っている。図２では奥院の北にある池畔の入り組む池の東岸に、図３では池の北岸に「本願天皇御山荘跡」とある。２・３両図では池の向きに90度のずれがあるが、池の描き方や池に対する墨書の位置、更に池の対岸に弁才天、池の左岸の突出部に本願御社を描く点に共通性がみられ、両図は本来同一の池を描きながら図の天地のとり方で90度のずれが生じたものと思われる。図２が図３よりやや古く図３を描く際に図２を参考としたとも考えられることから池の向きは本来図２の如く南北方向であったとみることもできるが、いずれの図も地物を正確に描くことが主目的ではなく、訴訟に勝つ為の正当性を裏付ける重要なものは際立つ様に描かれたのであり、池の向きを正確に描いているとは言い難い。

近世の絵図５・６は共に池の位置を一条北辺四坊六・七坪のほぼ中央に描くのに対し、その北で坪を新たにして「山荘」を描いている。池の形は図５が図２・３を襲っているのに比し図６は池畔の池中への突出を逆に描いている。

以上六幅の古図・絵図から、まず「山荘」のある池の向きと形を決めることは極めて困難である。しかし、一条北辺四坊三坪付近の地勢に徴すると、谷筋は東西ないしは東南から西北の方向にみられ、南北方向のものはない。従って池の向きとしては、図1・2・5・6の如く東西に長い池であったと考えられる。一方、池の形については、元禄十一年に同時に描かれた絵図5・6が対称的に描くことから、元禄十一年当時に存在した池の形をありのままに描いたとは思われず、中世の古図2・3に描く池の姿を写したにすぎないのではなかろうか。むしろ池の形は図1の如く瓢簞形のほぼ今日の池の形に近いものであったとみてよいだろう。猶、図1が池の中央に中島を描き、図5・6がその中島に本願天皇社(宮)を配するのに対して、図2・3は共に本願御社を左岸の突出部に描くだけで中島を全く描いていない。池に中島が存在したことは図1・5・6からみて間違いなく、元禄十一年当時そこには事実本願天皇社が存在したのである。図3・4が本願御社を左岸の突出部に描くのは当時中島の一部が池の対岸に接続していたのかもしれない。

「山荘」の位置に関しては池の北とする図1・5・6と池の東南とする図3がある。図3については先に池の図様に疑義のあることを述べたが、図2とともに弁才天・本願御社の祠の位置を明示する正方形を描くのに対し、「山荘跡」を示す墨書の位置は池の右下で莫然としている。墨書自体には厳密に「山荘跡」の位置を指示する機能はなく、池周辺一帯が「山荘跡」であることを示すにすぎぬのであろう。とすれば、「山荘」は池とその北を中心に三坪から六坪一帯に営まれたと伝えられていたとみるべきであろう。猶、本願天皇社が池中の中島に祀られたのはこの地一帯が「山荘跡」であったことによるのであろう。

近世絵図の描く「山荘」　図5が中世の古図によりつつ宝亀十一年の資財帳を用い想像で描かれた図であることは既に述べたが、一条北辺四坊五・八坪にわたり「本願天皇山御殿」を具体的に描写する。東西に並ぶ二つの坪を繞る築地と築地南面・北面に開く三つの門、築地の内部には西南隅・北方及び東面築地中央を跨ぐ計五つの小丘と三本の桜の木、五・八坪にわたる敷地の中心に一棟、東南に二棟、西方に二棟、東北方の小丘上に一棟、西北方の小丘麓・中腹に各一棟、計八棟の入母屋造の殿舎を描いている。築地に開く三つの門のうち南面中門のみが基壇を有する入母屋造の四脚門で一間の唐破風の向拝が付くのに対し、他の二門は極めて簡単な棟門であることからみて、南面中門がこの一郭の正門であることがわかる。この正門を入った敷地中心にある高欄付き亀腹状基壇の殿舎が形式的な正殿で、「山御殿」に当ると思われるのはその東北、小丘上にあって中心の殿舎と同規模で唯一南面に石階を有する石組の基壇上に建つ殿舎である。これら築地内部にある殿舎には不自然な点が多い。全ての殿舎が東西棟で散在し相互に有機的連関がみられないこと、中心殿舎東南方の越屋根付きの入母屋造の殿舎は本図の他の例から厨の可能性があるが、中近世の寺院の庫裏の発想によっていると思われること、南面中門に付く唐破風の向拝にみられる時代錯誤、等枚挙に遑がない。更に平安時代の寝殿造は言うに及ばず奈良時代の

宮や邸宅にも苑池が営まれ、池を取り込んで殿舎が配置されたにも関らず、本図では敷地に苑池が取り込まれず、「山御殿」敷地を繞る築地に開く南面中門に到る道の木橋が架かる池を描くだけで、「山御殿」が築地で苑池と切り離されていることは極めて特異である。

元禄十一年当時の西大寺の現状を描く図６も図５と同じ位置に「本願山荘」と墨書し殿舎跡を示すと思われる礎石を描いている。礎石の配置が図５の主要殿舎の配置に一致することが注目される。既述の通り図５・６の緊密な関係から考えても当然のことであり、図５の殿舎配置の問題はむしろ図６の礎石群の評価に関ってくる。先に述べた本図に於ける西大寺の礎石の問題や「山御殿」の全ての殿舎を礎石建ちに描くこと等から、元禄十一年当時これらの礎石が残存し、それに基いて本図が描かれたとは到底考えられない。従って近世の絵図５・６に描かれた「山荘」の姿を直ちに信ずることはできず、「山御殿」「山荘」の名に引かれ、山中、しかも中世の古図よりも北西山深くに本願天皇社や弁才天のある池と切り離されて描かれるに至ったと考えられる。

「山荘」伝承地の現状　西大寺の古図にみえる「山荘」伝承地は現在東に向かい緩やかに傾斜する丘陵の北端に近い東南から西北にくい込んだ小さな谷筋周辺にある。「山荘」の池は現在特定の名称をもたないが、ベタ池・ベタイチ池と言ったと伝える。池は明治二十二(1889)年・大正五（1916）年の地籍図[註32]では小字畑山に属するが、『大和国条里復原図』[註33]では小字弁財天とあり、池の名は本来弁天池と言ったのがベタ池・ベタイチ池に訛したことがわかる。現在池の周辺や中島には社祠等はないが、既に触れた様に古図には社祠を描くものがある。近世の絵図５・６では池の中島に本願天皇社(宮)の祠を描き、ベタ池とその東にある池との間を通る道の突き当りに鳥居と社とを描き「戊亥弁才天」と墨書する。これは江戸時代中期元禄十一年頃の情況であるが、それからほぼ150年後の天保十二（1841)年に描かれた西大寺所蔵「南都西大寺中古伽藍図」[註34]も同じ情況を伝えており、江戸時代中期以降ほぼ150年を通じて変化のなかったことが知られる。中世の古図２・３も弁才天と本願御社とを描くが、近世の絵図と異なり、本願御社は左岸の池中への突出部、弁才天は池の対岸に奉祀されている。池の複雑な形が中世の古図・近世の絵図を通じて類似するのに比べ、その周辺に祀られる弁才天・本願天皇社の池に対する位置が相違することは注意される。既述の如く本願天皇社があったのは池の中島で、鎌倉時代末期中島が左岸と接続していたか、或いはあたかも接続しているかの如くにみえたことによるものと考えれば問題はない。

本願天皇社については既に指適した検注帳の記載以外に全く手掛りはないが、西大寺本願称徳天皇を祭った社と思われ、恐らく「山荘」と伝えられる当地に西大寺の手で祀られるに至ったものであろう。

弁才天に関する記述は永仁六年の田園目録まで遡及できる。永仁六年十一月四日常円房が西大寺に施入した七所七段半の内に「添下郡右京一条北辺四坊三坪内一段弁才天松下田也」とみえ、

右京一条北辺四坊三坪の地に弁才天が祀られ、その周辺には図2・3の如く松林が存在したこともわかる。これ以外に中世の文書・記録には直接この弁才天に触れる所はないが、或いはこの弁才天に関する記述かと思われる史料がある。それは応安四(1371)年七月の定賢房殺害喧嘩間検断記録で、西大寺白衣寺僧たる定賢房とその与党が同じ僧伊与房等と口論に及び挙句の果てには定賢房が殺されるに至った事件の検断記録である。問題は口論・殺害事件が発生した場所である。事件が発生したのは、寺僧等が「龍池」で祈雨したところ第三日暮方になって大雨が降り出し、翌四日朝祈雨が叶ったことを喜ぶ為に「弁才天拝殿」に集った時であった。祈雨の場たる「龍池」と報賽の場たる「弁才天拝殿」とが全く別個の場所とは考え難く、「龍池」畔に「弁才天拝殿」があったと考えてよいであろう。弁才天が日本では多く水辺、特に湖池の中島上に龍神として祠を構えて祀られたことも参考となる。ただ近世の絵図や中世の「寺中曼荼羅」[註35]からは今問題としている弁才天以外にも幾つかの弁才天祠が西大寺近辺に存在したことが知られ、俄に検断記録の弁才天と結び付けることは慎まねばならないが、中世の西大寺に於いて特に重視された弁才天祠を該当させるのが妥当と思われ、古図・絵図に描かれた弁才天こそ相応しい。

さて、中世の南都に於いて異常なまでに流行したのが天河の弁才天信仰で、それを物語る弁才天像等の遺品が薬師寺や唐招提寺に残り、西大寺も例外ではなかった。中世の「寺中曼荼羅」・近世の絵図に描かれる西大寺周辺で祀られた弁才天祠の存在は勿論のこと、今日西大寺には中世・近世の十二幅の弁才天像が遺存し[註36]、光明真言会の初日大黒天供の行われる大黒堂に弁才天像が並べられ、西大寺に於ける弁才天信仰の盛行を示している。西大寺と弁才天信仰との結び付きは叡尊と弁才天信仰とのつながりに源を求めることができる。『行実年譜』弘安八年四月十日条には叡尊が再興し末寺化した教興寺の弁天神の前で最勝王経を講読した（弁才天が金光明最勝王経大弁才天女品に説かれていることに基く講読）とみえ、又寛元三（1245）年条には和泉国家原寺で堂宇を修造し新たに建てた中に弁天神社がみえる。更に弁才天信仰と叡尊とのつながりを闡明に示すのは嘉禎三（1237）年条である。この年正月叡尊は天河に参詣し、弁天宮で諷経誦呪し「立還式」を作ったとある。この記事自体は「立還式」製作由来譚であって問題もあるが、天河弁才天と叡尊・西大寺との深いつながりを十分に伝えてくれる。この様にみてくると、古図等に描かれた池畔の弁才天は天河から叡尊によって勧請された可能性がでてくる。「寺中曼荼羅」で天川弁才天と書かれる辰巳弁才天と対称の位置にあって近世の絵図では戌亥弁才天と呼ばれたことも右のことを暗示するものではなかろうか。

既述の様に現在ベタ池の周囲や中島には本願天皇社や弁才天等の祠はなく、行方は杳としてつかめぬのが現状である。ただ候補が全くない訳でもない。一つは西大寺八幡宮の本殿後方向って右手に竜王社と共に祀られている巌島社で、明治二十二年の神社明細帳に旧鎮座地を「大字西大寺字弁天池の浮島」とする。ベタ池・ベタイチ池は弁天池の訛と思わ

れるから、ベタ池の浮島に祀られていた弁才天が八幡宮に遷されたことになる。猶、図6ではベタ池の弁才天は戌亥弁才天と記され、この巌島社もまた戌亥弁才天と呼ばれていることも参考となる。八幡宮には他にも摂社があり、参道右手にある巌島社もその一つである。この社は「大字西大寺字芝の茶殿」から遷したもので、図6にみえる辰巳弁才天に当たり、現在西大寺芝の人達が祀っている。一方「弁天池の浮島」から遷されたという弁才天は西大寺から預ったものといい、本殿の祭神と共に祀られ、同じ摂社の巌島社といってもその遷座地及び扱いに差のあることがわかり、「弁天池の浮島」の弁才天と西大寺との結び付きとその重要性が知られる。今一つの候補は現在奈良市押熊町常光寺にある「天満宮」と呼ばれる小祠に天神等と一緒に祀られている弁才天である。十五眷属の揃った八臂像の弁才天で、江戸時代前期頃の製作にかかると思われる。この弁才天像は60年程前に常光寺がベタ池中島とその南北両岸の土地を所有していた人から預ったものといい、やはりベタ池の中島に祀られていたものであるという。西大寺八幡宮の弁才天も常光寺のものも共にベタ池の中島に祀られていたとする点に問題がある。本来一つであったはずの弁才天が何らかの理由で二つに分かれたと考えられぬとすれば、天保年間でさえ弁才天・本願天皇社の二祠として各々別個に祀られていたものが共に弁才天として八幡宮・常光寺双方へ行くこととなったのではないかと思われる。二つの弁才天のうち八幡宮のものについては未調査のため結論を出すに至ってはいないが、今後調査の機会に恵まれることで解答が得られることに期待したい。

C．古代の文献史料と「称徳天皇御山荘」　古代の史料には称徳天皇が行幸した地として「山荘」に該当するものは見当たらない。むしろ称徳天皇がしばしば行幸したのは西大寺である[註37]。西大寺が称徳天皇の発願によって東大寺に対する西の大寺として全力を傾けて建立されたことからも当然であろう。ただ称徳天皇の西大寺行幸は行幸とはいえ西大寺造営の進捗と深く関り、造営の節目毎に行われた[註38]。「山荘」が西大寺と関係の深い土地にあったことから西大寺行幸についてみておく。

称徳天皇の西大寺行幸に於いて早くから史料に現れるのは嶋院である。西大寺嶋院については、これを平城京の嶋院とし史料に散見する内嶋院・外嶋院の二院から成るとする滝川政次郎氏[註39]の説もあるが、岸俊男氏[註40]の所説には注目すべきものがある。岸氏によれば、西大寺嶋院は法院と同じもので、西大寺伽藍建立に先立って創建当初より存在し、法院とも呼ばれた様に経巻類を安置・書写する所であったと同時に曲池が存在する嶋（庭園）を中心とした一院であったとされる。そしてその所在を次の二点から右京一条四坊一坪に比定される。一つは田園目録で同坪が「字西室池田」と呼ばれ、今日当該地には池の痕跡を示すと思われる楕円形の特異な地割が残っていること。二つには図5の「字西室池田」に当たる付近に「嶋院」と注記した建物があり、その南に中島をもつ長方形の池が描かれていることである。岸氏も言われる様に図5が何に拠って「嶋院」を描いたのか問題があり、

臆説の域を出ない。ただ岸説の島院と南方の池の所在地の比定には図５の史料批判の上で若干問題がある。図５に描かれる嶋院南方の長方形の池は西大寺所蔵の二幅の近世の絵図にも描かれている。一つは図６で、図５と緊密な関係にあることについては既に述べたが、図６では戌亥弁才天へ通ずる参道を狭んでベタ池と対称の位置に楕円形の池として描かれる。今一つは「南都西大寺中古伽藍図」で、図６と同じ位置に方形の池がある。これら二幅の絵図では池が一条北大路を踏襲したと考えられる十五社明神一の鳥居前を東西に走る道より北に描かれている。とすると、岸氏の言われる様な「字西室池田」の楕円形の特異な地割を図５に描かれた島院南方の池の痕跡とすることはできない。むしろベタ池の堤の東に残る不整円形の地割（この部分のみ八七・五ｍの等高線が谷状に西へ入り込むのではなく東へ突き出ている）をこの池の痕跡に当てることもできるのではあるまいか。いずれにしろ図５による限り嶋院をベタ池一帯に求めることはできない。ベタ池を中心とした地域については、「山荘」の存在を想定する説[註41]と「山荘」説に惹かれつつ嶋院の可能性をも示唆する説[註42]とがあるが、後者の説の拠り所がやはり図５であってみれば、先の図５の検討結果からは後者の説には無理があり、俄かに従うことはできない。しかし、ベタ池一帯の地が嶋院である可能性は全くなくなった訳ではない。図５の嶋院自体に如何程の信を置きうるのか問題があり、嶋院自身創建当初には現れるものの以後は全く文献史料にみえず、廃絶した堂塔跡を記入した中世の古図にも全く記されないことは注目に値し、案外称徳天皇がしばしば行幸した嶋院がのちに「山荘」となったのが真相なのかもしれない。「山荘」が文献史料に離宮等と表現されて登場してこないのも西大寺内にある附属施設[註43]の如き存在であったからと解することもできる。

Ｄ．小結　最後に以上の検討結果を簡潔にまとめておきたい。

(1)西大寺の古図で「山荘跡」を図示するのは全て秋篠寺との相論に関連した図(図２・３)であり、鎌倉時代末期の嘉元元年を溯りえない。古図中最古の図１も「山荘跡」の記述についてはやはり秋篠寺との相論に関って書かれたとみられる。従って「山荘跡」伝承地は鎌倉時代末期を遡りえず、その伝承にも「山荘跡」を描く古図が相論に関って作成された事情からくる一定の限界を考えねばならない。ただ「本願御社」（西大寺本願称徳天皇を祀る）が少くとも鎌倉時代中期建長三年まで溯りうることから間接的に「山荘跡」を建長三年まで溯及させることは可能である。

(2)「山荘跡」伝承地は一条北辺四坊三・六両坪にわたり、その中心に位置するベタ池一帯に当たる。「山荘」の様相、「山荘跡」の情況を描いた二幅の近世の絵図があるが、多くの問題点をもち、「山荘」「山荘跡」の実態を把握する資料とはなしえない。ただ、当該地では中世には「本願御社」「弁才天」が祀られ、近世末にまで及んだことが知られる。

(3)「山荘」の実体を極めることは困難で、西大寺との関係、殊に寺地内に入るのか否かが大きな問題である。「山荘」の実体を考えるには、西大寺の施設として創建当初より存

在し、称徳天皇が行幸するが、平安時代以降全く史料に現れなくなる嶋院との関りも考慮せねばならない。「山荘」の実体が嶋院で、それが「山荘」として伝承された可能性も全く否定はできない。

「山荘」周辺に関する聞き取り調査に際し、次の方々に御世話になった。記して感謝する次第である。奈良市文化財審議会長土井実氏・西大寺野神町一丁目自治会長西口正己氏・西大寺水利組合委員長鮫田敏之氏及び委員諸氏・西大寺宝ヶ丘町在住岡田種次郎氏、押熊町常光寺。

註1　『日本荘園絵図集成』上巻（1976年）P.199～200
2　『日本荘園絵図集成』上巻P.73参照
3　以下引用文書は全て西大寺文書である。
4　『鎌倉遺文』19893号
5　古図1記載の福益名の総面積は田園目録より少なく、西大寺古図の一幅に記す福益名、寺領の面積に近い。
6　河合正治「西大寺流律宗の伝播」(『金沢文庫研究』14－7　1968年）等
7　湯之上隆「関東祈禱寺の展開と歴史的背景」(『(静岡大学人文学部）人文論集』28－2 1977年P. 35～36)
8　以下叡尊に関する伝記史料は全て、奈良国立文化財研究所監修『西大寺叡尊伝記集成』(1966年）によった。
9　松村武雄『日本神話の研究』第三巻（1955年）P.359～370
10　『大神神社史』(1975年）P.198～200. P.229～230
11　『鎌倉遺文』7398号
12　太田博太郎『南都七大寺の歴史と年表』(1977年）P.275
13　『平安遺文』2302号
14　『日本荘園絵図集成』上巻P.75参照
15　『日本荘園絵図集成』上巻P.199～200は本図が相論に関係をもたないとするが疑問である。
16　『七大寺巡礼私記』(奈良国立文化財研究所史料第22冊　1982年）西大寺条
17　『一代要記』(改定史籍集覧第一巻)
18　『(西大寺叡尊上人）遷化之記』
19　太田順三「西大寺の領域的支配の確立と絵図」(竹内理三博士古稀記念会編『続荘園制と武家社会』1978年)
20　藤田明「西大寺と秋篠寺との争論に就きて」(『歴史地理』8－1　1906年)、『平城村史』(1971年）P.28～32、太田註15論文
21　『日本荘園絵図集成』上巻P.209～221
22　嘉元元年太政官牒に「抑件山内当寺二箇未寺(ママ)弥陀山寺瑜伽山寺者本願天皇草創之仁祀、秋篠山同時御寄附之伽藍也、流記文明白哉、佛閣皆凌廃礎石許相貽、下地已為二當寺領一之上者同仰二恩許一者也」、「至二同山之下地幷貳箇未寺舊領内谷谷田畠方方山子等一者永為二當寺一圓之地一宜レ令二進退領掌一者也」とある。
23　『奈良六大寺大観』第十四巻西大寺P.114～115
24　『日本荘園絵図集成』上巻P.75参照
25　『日本荘園絵図集成』上巻P.175

26　谷森善臣『山陵考』(『新註皇学叢書』第五巻　1927年)。猶、文久三年の陵墓修定事業の内容、谷森善臣と修定事業との関りについては戸原純一「幕末の修陵について」(『書陵部紀要』16　1964年）参照

27　岩本次郎「西大寺資財流記帳」(『仏教芸術』62　1966年)

28　西大寺が秋篠寺との相論の際に相論の対象となった秋篠山の領有を主張する為に利用したのが「国印流記」であり、訴訟に於いて提出した図が既にみた古図２であることから考えて、「国印流記」以外に「絵図」は存在せず、嘉元元年太政官牒（『大日本仏教全書』寺誌叢書第二）に言う「絵図」即ち西大寺作成の図に引き付けられて「絵図流記」とされたのではなかろうか。猶、室町時代の写しとされる資財帳(岩本註20紹介参照）も相論に関って書写されたのであって、鎌倉時代末期に溯るとすることができるかもしれない。

29　『奈良六大寺大観』第十四巻西大寺P.118～119

30　『西隆寺発掘調査報告』(1976年）P.70

31　奈良市編『遺存地割・地名による平城京復元図』(1974年)

32　明治22年添下郡西大寺村実測図、大正七年大字西大寺字限地図

33　奈良県立橿原考古学研究所編『大和国条里復原図』(1980年）№13

34　小林剛「西大寺における興正菩薩叡尊の事蹟」(『仏教芸術』 62　1966年）P.64～65によれば、史料的価値は余りないというが、江戸時代末頃の西大寺周辺の情況を知るには有益な図である。

35　『奈良六大寺大観』第十四巻P.172

36　奈良国立文化財研究編『西大寺絵画調査目録』(1961年)、『奈良国立文化財研究所年報1962』(1962年）P.12～13、清野智海「西大寺蔵板絵弁才天図」(『大和文化研究』8－4　1963年)、『奈良六大寺大観』第十四巻西大寺P.88

37　『続日本紀』天平神護二年十二月癸巳、神護景雲元年三月壬子、同年九月己酉、同三年四月辛酉各条。

38　岸俊男「嶋雑考」(『橿原考古学研究所論集第五』1979年）P. 280～283、太田註８著書P.262

39　滝川政次郎「長岡京管見」(『史迹と美術』522　1982年)

40　岸註30論文

41　岸俊男「習宜の別業」(『日本古代政治史研究』1966年）P.434～436、森蘊・牛川喜幸「旧西大寺境内の地形と水系」(『奈良国立文化財研究所1962』1962年）P.17

42　牛川喜幸「古代庭園の発見」(『月刊文化財』昭和51年11月号　1976年）Ｐ.12

43　資財帳に「居地参拾壱町在＝右京一条三四坊＝、東限＝佐貴路＝除＝東北角喪儀寮＝南限＝一条南路＝西限＝京極路＝除＝山陵八町＝北限＝京極路＝」とある記述の解釈をめぐって西大寺寺地の取り方・一条北辺の存否に諸説のあることは周知のことである。従って「山荘跡」伝承地たる北辺一条四坊三・六坪が西大寺寺地内に含まれるか否かは大きな問題である。大井重二郎（「京北条里の起点と西大寺占地の関係並に北辺坊の存在について」上下、『史述と美術』242・243　1954年、等）・大石雅章（「中世大和の寺院と在地勢力」、『ヒストリア』85　1979年）両氏は平安時代末期から鎌倉時代にかけての寺辺での寺領拡大が西大寺によって行われたことを推定され、北辺の存在そのものは勿論のこと北辺に西大寺寺地が及んでいたことへも疑問を呈しておられる。

2　平城宮と京の庭園遺跡における園池と建物

当該地における一連の調査では、A調査区で池SG980の東岸とおぼしき落ち込みが検出されたにすぎない。しかしその折の出土遺物から、池が奈良時代から存続したものであることが推定されるとともに、H・I調査区で検出された遺構も、池と一体的な構成のもとに作られたものであることが判明した。ここでは平城宮と京およびその周辺で調査された庭園遺跡をあげ、若干の考察を行っておきたい。庭園遺跡については、平城宮第126次調査の調査報告書のなかで、「平城宮と京の庭園遺跡」として考察がなされている。[註1] そのなかでは、まず当時発見されていた庭園遺跡9ヶ所をあげ、大きく山麓に位置するものと、平地部に位置するものとにわける。さらに山麓部に位置するものは、湧泉を水源とするものと、谷筋を堤でせきとめて溜池とするものの2つに分ける。平地部に位置するものは、新たに池を掘削するものと、既存の湿地、旧河床、古墳周濠を利用するものの2つに分ける。そしてこれら奈良時代の庭園遺跡に共通する点として、1.いずれも水深50cm未満の浅い池である。2.3～10度の緩やかな傾斜の洲浜石敷を有する。3.汀線が蛇行する曲線である。4 園池に近接した位置に建物が建つ。ことを指摘している。今回はこうした研究をふまえて園池と建物との関係について考えてみたい。

A．園池と建物　これまでに確認された奈良時代の庭園遺跡は、11ヵ所に及ぶが（tab. 11）、園池と建物遺構の全体像が明らかになっているものは、平城宮東院と、左京三条二坊六坪の2ヶ所にすぎない。ほかに園池と建物遺構のそれぞれ一部を検出しているものに今回の調査地をはじめとして、左京一条三坊十五坪、左京三条一坊十四坪および白毫寺遺跡がある。以上の6ヶ所について園池と建物の関係を比較検討するために、これらの平面図を同一縮尺として並べたのがfig. 32である。残る5ヶ所の庭園遺跡については、以下の理由で今回は考察の対象にしなかった。佐紀池・平城宮北辺地域・法華寺は園池の一部を確認しているのみで、園池に伴う建物遺構が見つかっていない。平城宮大膳職地区は素掘りの不整形の凹みであり、護岸・景石もなく園池と考えるには疑問点が多い。また左京二条二坊十二坪は現在隣接地を発掘調査中であり、未報告である。上記6ヶ所それぞれについて園池と建物の関係を見ていこう。

平城宮東院　平城宮で検出された庭園遺跡は東院東南隅に位置し、東面と南面は宮の大垣によって区面される。遺構は大きくA・Bの二時期にわかれる。園池自体も護岸などに若干の改修がみられる。A期には玉石敷きの園池の北と西を掘立柱塀SA9060、9061、9287がかこみ、園池の北に東西棟掘立柱建物SB9067、園池の西に東西棟礎石建物SB8480の2棟が建てられる。また園池の北に園路と考えられる石敷SX9043、9099がある。

B期になると園池は全面的に造り替えられ、池底および護岸は礫敷きとなり、汀線の出入りも大きくなる。また北岸には石組みの築山が、池南部には中島が築かれる。北を画し

ていた掘立柱塀は南へ約11ｍ移動し、園池北側部分はせばめられるが、西の掘立柱塀は同位置で改築が行なわれる。西には東西棟掘立柱建物ＳＢ8470と桟敷状施設ＳＢ8471、その南に柱囲いＳＡ8467、8468と桟敷状施設ＳＢ8466が建てられる。ＳＢ8470の東２間分と桟敷状施設は池の中に建ち、さらにＳＢ8466からは東岸との間には渡廊ＳＣ8465がかかる。園池の北には東西棟掘立柱建物ＳＢ9077、9081が建てられ、園池の南には東西棟掘立柱建物ＳＢ5870、八角楼ＳＢ5880が建つ。また園池の東北部には橋ＳＸ8453がかけられる。Ｂ期にいたって、園池周辺での造作が進み、園池へ張り出す建物が多くなることに特徴がある。

左京三条二坊六坪　左京三条二坊六坪（以下三条二坊と略す）も大きくＡ期、Ｂ期の２時期に分けられる。Ａ期は坪の中心部に作られた園池を囲む形で、70尺の等距離に東西南北の４掘立柱塀が建てられる。園池の西には南北棟掘立柱建物ＳＢ1470、1505、1510の３棟が建てられる。このうちＳＢ1470と1505はともに園池周辺の礫敷に接して建ち並び、東院の園池西側に建つ建物と類似した位置を占めている。

Ｂ期には北のＳＡ1500は存続するが、西と南の塀が取り払われ、東の塀はＳＡ1483に改作される。園池と一体となる区域がやや拡大される。園池の西には南北棟掘立柱建物ＳＢ1471、1472、南北棟礎石建物1540の３棟の建物が建てられる。園池からの距離はＳＢ1471と1472が約10ｍ、ＳＢ1540は約18ｍとＡ期の各建物に比べて、やや園池から後退した位置を占めるようになる。

この２例の庭園遺跡では、まず園池の周囲を掘立柱塀で囲み、園池と一体として利用される空間を限定している。その広さは、東院では東西65ｍ、南北94～105ｍ、面積約6100～6800㎡であり、三条二坊は東西41～46ｍ、南北41ｍ、面積約1700㎡である。また東院Ｂ

	遺　跡	規模（ｍ）南北	東西	水深	意　匠	参考文献
1	右京一条北辺四坊六坪	18	55	0.2	中島、北西隅に涌泉、地山を掘り込む	本報告
2	平城宮東院	60	60	0.4	景石、中島	『年報』1968, 1977, 1979, 1980
3	左京三条二坊六坪	55	15	0.25	全面石敷、洲浜、庭石	『平城京左京三条二坊六坪発掘調査概報』 1976, 1980
4	左京三条一坊十四坪	10	5＋	0.25	玉石で護岸した中島	『年報』 1968
5	左京一条三坊十五坪	10＋	20＋	0.2～0.3	平塚２号墳前方部の葺石を利用した洲浜、景石	『平城報告』Ⅵ 1974
6	白毫寺遺跡				護岸、景石、石組の泉水	『奈良県遺跡調査概報』1982
7	佐紀池	240	150＋	0.5	幅２ｍの石敷洲浜	『年報』 1976, 1977
8	平城宮大膳職地区	17	18	0.8	整地土を掘り込む	『平城報告』Ⅱ 1962
9	平城宮北辺地域	16		0.6	市庭古墳外堤の葺石を幅３ｍの洲浜とする	『平城宮北辺地域発掘調査報告』 1981
10	法華寺	10	30＋		礫敷の護岸、洲浜	『55年・57年平城概報』 1981, 1983
11	左京二条二坊十二坪	10	8	0.3	景石、玉石による護岸	『奈良県観光』第321号

本表の作成にあたっては、『平城宮北辺地域発掘調査報告』 1981を参考にした。
略記　『年報』＝『奈良国立文化財研究所年報』、『□年平城概報』＝『昭和□年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』
『平城報告』＝『平城宮跡発掘調査報告書』

tab 11　平城宮と京および周辺の庭園遺跡

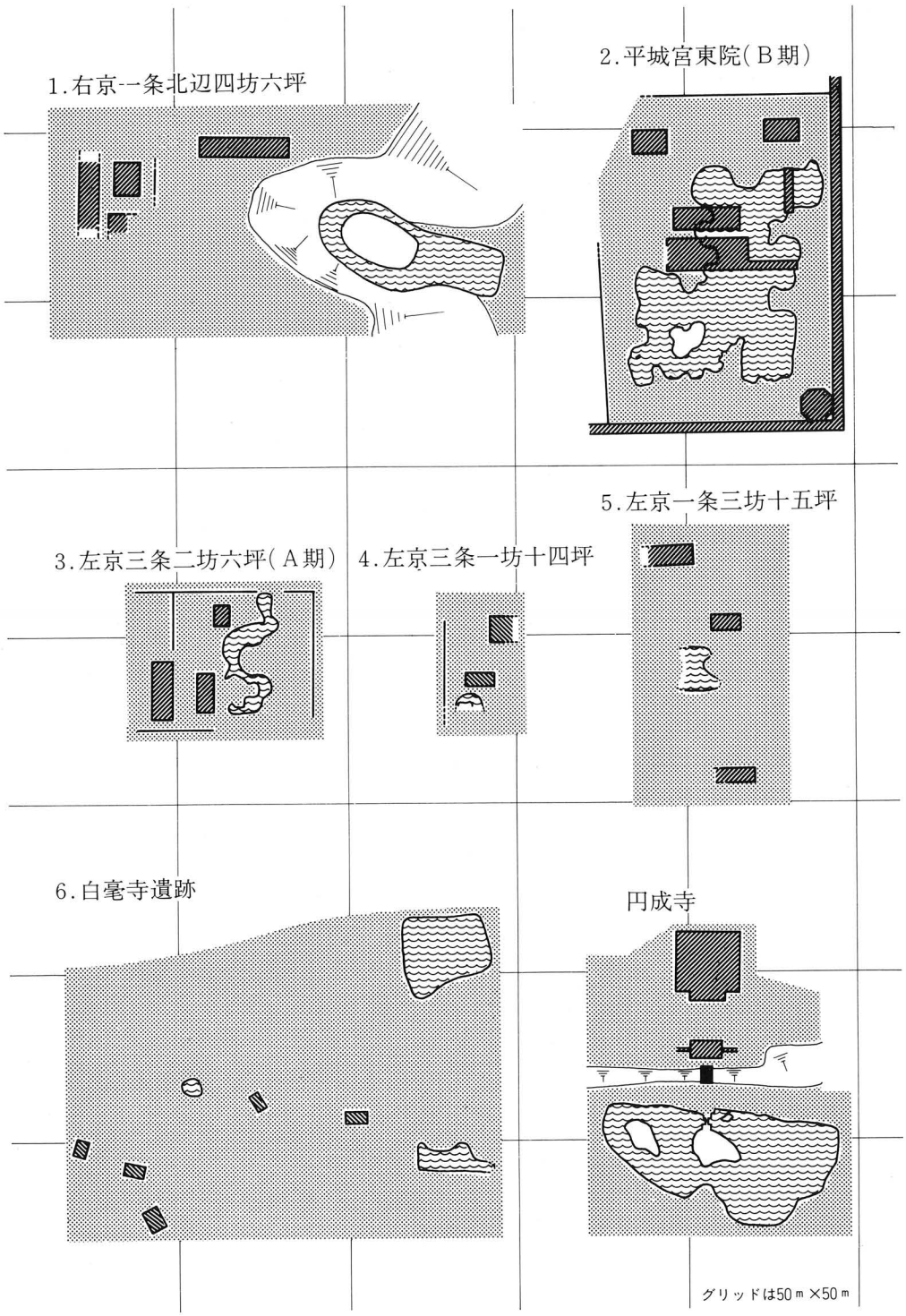

fig. 32　奈良時代庭園比較図

期のＳＢ5870、8470、8471、8466や三条二坊Ａ期のＳＢ1505のように、建物の一部が園池へ張り出す建物が見られ、文献にあらわれる池台、池亭のような性格が推定されている。[註2] 園池を周囲から観賞するだけでなく、園池水面を利用して何らかの行事を行なう、より直接的な園池の利用が推定される。そこには奈良時代の文献にしばしば見える曲水宴との関連がうかがわれる。遺構の上からも東院園池南側のＳＤ5856は、従来から曲水宴との関連が指摘されている。三条二坊の園池ＳＧ1504も平面形や水勾配から考えて、やはり曲水宴に使用されたものと考えられている。

左京一条三坊十五坪　南北２町分を占めると推定される宅地の東半部を発掘し、古墳の周濠を利用した園池と、園池の北側に東西棟掘立柱建物ＳＢ480、510、南側にＳＢ530の３棟の建物を検出した。ＳＢ510と530はいずれも園池から約10ｍ、ＳＢ480は約40ｍ離れて建つ。これらの建物群は宅地内の東半部を構成する脇殿的な建物と推定されている。

左京三条一坊十四坪　十四坪の西側３分の１を発掘し、発掘区南端で園池北端部を検出した。園池の西２ｍには西側の小路に面する築地塀があり、検出された部分が園池の西端部であることがわかる。またこの園池は南の未発掘地にのびており、十三坪に及ぶ可能性が高く、二つの坪が一連の宅地であった可能性がある。築地塀内側で24棟の建物を検出し、５～６時期の建て替えが行なわれていることが判明した。庇付きの建物や倉があり、園池を伴った上級貴族の邸宅跡と推定されている。園池に近い建物としては、園池北側に重複する４棟の東西棟掘立柱建物がある。いずれも園池から10ｍ以内にあり、園池と一体の建物であろう。

白毫寺遺跡　白毫寺遺跡は谷を利用して作られた石組み護岸をもつ園池と、そこからのびる大形の溝や、石組みのある泉水的な施設が検出されている。周辺には小規模な掘立柱建物が５棟点在しているが、配置の上からは園池との有機的な関係はうかがえない。しかしこの遺跡については、立地・出土遺物等から聖武天皇の高円離宮の可能性を説く考えもある。春日山西麓部にあり、外京の諸大寺をはじめとする西方への眺望が開けている。

Ｂ．右京一条北辺四坊六坪の庭園遺跡　園池と建物との関係が明らかである東院、三条二坊、左京一条三坊十五坪、左京三条一坊十四坪の４ヶ所の庭園遺跡と、右京一条北辺四坊六坪の庭園遺跡（以下北辺四坊と略す）とを比較すると、まず立地の点で前４者が平地であるのに対し、後者が丘陵地であるという基本的な相異がある。北辺四坊の宅地としての広がりを、占地の項で見たように、三坪と六坪の東西２坪と仮定すると、三坪は園池の一部と、園池東側に広がる平地であり、六坪は園池の大部分とこれをコの字形に取り囲む丘陵部となっている。そして園池は谷部にあり、Ｈ・Ｉ調査区の一連の遺構は、丘陵上に位置するから、両者の間には、約６ｍの比高差が生じている。これに対して平地部に立地する前者では、当然のことではあるが、園池と建物は同一レベルで存在する。また平面的に見ても、前者では園池と建物が近接し、なかには池中に張り出すものもあるのに対

し、北辺四坊ではＳＢ1000が約20ｍ、他は約50ｍも離れた位置にある。今回の調査地における最大の建物であるＳＢ1000の南面中央からの園池の見え方を検討するために、現況の地形図をもとに書き起した断面図がfig. 33である。園池西側の傾斜地、及び中島に植えられていたであろう樹木を考慮に入れると、ＳＢ1000からは園池を望み得ないことがわかる。西方の建物ＳＢ1095、1100などからはまったく見えない。他の庭園遺跡における建物のあり方からして、北辺四坊でもさらに園池に近い丘陵上ないし傾斜面、あるいは園池東の平坦部に園池により直接的に関与する建物が想定できる。これらのことからＨ・Ｉ調査区における一連の建物の性格として、脇殿あるいは後殿といった位置付けが可能であろう。

次に北辺四坊では丘陵上に建物が建ち、一段低い谷部に園池を築造するという敷地利用がなされているが、この種の敷地利用は白毫寺遺跡に共通性を見い出せる。ただ残念なことに白毫寺遺跡では前掲のごとく園池と建物の関係が明らかになっていない。やや年代が下るが、これと良く似た敷地利用を行なっている庭園遺構に奈良市東郊の円成寺があげられ[註3]る（fig. 32)。円成寺は平安時代の所謂浄土式庭園として著名であるが、ここでは本堂以下の主要伽藍が丘陵南面の台地上にあり、下方に谷の湧水を利用して作られた園池がある。園池には伽藍中軸線に沿って南岸から中島を経て北岸へと２基の橋が架かる。橋を渡った北岸からは上部の台地へ登る石段がつづき、石段を登りきったところに楼門が建つ。楼門の建つ台地と下方の園池との比高は約４ｍを測る。楼門に立てば下方の園池は一望のもとに見渡せる。このような構成は庭園としては希な部類に属すが、こうした構成がすでに奈良時代に行われていたことを今回の庭園遺跡は実証した。また、この種の通常の宅地には見られない特殊な敷地利用がなされた遺跡の性格として、別業ないし離宮的な施設を考えたい。別業・離宮というと京外に求めるのが通例であろうが、北辺四坊の地が自然環境に恵まれた別業・離宮を営なむにたる地域であったという想定は、北辺四坊の当時における開発状況として設定できよう。

以上のように今回調査したＨ・Ｉ調査区の遺構について、他の庭園遺跡と比較しながら脇殿あるいは後殿的な施設と推定するとともに、園池を含む敷地全体について立地・敷地利用の特殊性から別業ないし離宮的な性格を考えてみた。しかしながら、この種の遺跡の調査事例が少ない現段階では、これも推定の域をでない。文献の記載によれば、平城京周辺には離宮や個人の別業が数多く営なまれていたことがうかがわれる（tab. 12)。そうした遺跡の調査例の増加が望まれるとともに、周辺の開発が進んでいる当遺跡周辺に残された空地の保存と、計画的な調査の必要性が痛感される。

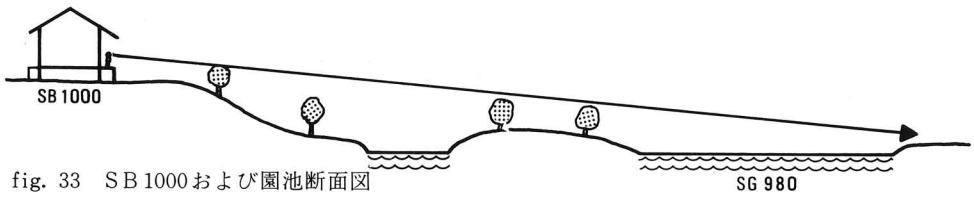

fig. 33　ＳＢ1000および園池断面図

註1　田中哲雄「平城京と宮の庭園遺跡」(『平城宮北辺地域発掘調査報告書』1981) P. 17～19
2　奈良国立文化財研究所『平城京左京三条二坊六坪発掘調査概報』1976　P. 12
3　森蘊「円成寺の庭園」(『奈良市史　建築編』1974) P. 469～475

宮名	存続期間	比定地	典拠	備考
岡田離宮	和銅元.9	京都府加茂町大字北、山田	続紀和銅元.9. 庚辰条	
春日離宮	和銅元.9～天平宝字頃には荒廃	奈良県奈良市白豪寺町	続紀和銅元.9. 己酉条 万葉集4506～4510	＝高円離宮
倉橋離宮	慶雲2.3	奈良県桜井市倉橋	続紀慶雲 2.3癸未条	
竹原井離宮	養老元2～宝亀2.2	大阪府柏原市高井田	続紀 万葉集4457～4459	行宮，頓宮 ＝河内離宮
智努(珍努)離宮	霊亀2.3（造営か）～天平宝字6.3	大阪府泉佐野市中村	続紀 大日古2, 3, 5, 10, 12	＝和泉宮
二槻離宮	大宝2.3（繕治）		続紀大宝2.3.甲申条	斉明朝より存在
保良離宮	天平宝字3.11（造営開始）～6.5	滋賀県大津市国分	続紀、大日古4	
甕原離宮	和銅6.6～天平14.8	京都府加茂町瓶原	続紀	
吉野(芳野)離宮	文武4.8～天平8.6	奈良県吉野町宮滝	続紀、万葉集907～916 920～927, 1005～1006	天武朝以前より存在
紫香楽離宮	天平14.8～17.5	滋賀県信楽町黄瀬	続紀、大日古2	
玉津島離宮	神亀元.10（造営）	和歌山県和歌山市和歌浦中	続紀神亀元.10 戊戌条	
飽波宮	神護景雲元.4～3.10	奈良県斑鳩町法隆寺	続紀	
石原宮	天平14.8～15.7	京都府加茂町河原	続紀	
大郡宮	天平勝宝元10～2.7	大阪府大阪市東区	続紀、大日古11	孝徳朝より存在
小治田宮	天平宝字4. 8～天平神護元.10	奈良県明日香村豊浦	続紀	推古朝より存在
新城宮	宝亀5.8	奈良県大和郡山市新木町	続紀宝亀5.8己丑条	
松本宮	天平勝宝4.4		大日古2、平概15	
大原宮	天平15.12		大日古11	
島宮	天平6.5～天平勝宝2.3	奈良県明日香村島庄	大日古1, 2, 3, 9, 25	
梨原宮	天平勝宝元.12	奈良県大和郡山市と奈良市法華寺町	続紀天平勝宝元.12.戊寅条	
薬師寺宮	天平勝宝元. 閏.5～2.2	奈良県奈良市七条町	続紀	
楊梅宮	宝亀3.12～8.6	奈良県奈良市法華寺町	続紀	
薬園宮	天平勝宝元. 11～2.正	奈良県大和郡山市北郡山町	続紀、長徳4年諸国諸庄田地目録	＝南薬園新宮
由義宮	神護景雲3.10～宝亀元.4	大阪府八尾市別宮	続紀	
田村宮	天平宝字元.5～延暦元11	奈良県奈良市三条町	続紀	
勅旨宮	延暦元.7		続紀延暦元.7戊申条	

典拠欄略号　続紀＝続日本紀、大日古2＝大日本古文書第2巻、平概15＝平城宮発掘調査出土木簡概報15

tab 12　奈良時代の離宮一覧

3　遺構断面の転写

fig. 34　SX1075遺構断面転写

Ⅰ調査区の柱掘形3ヶ所（SB 1070　2ヶ所、SB 1080　1ヶ所）と火葬墓1ヶ所（SX 1075）で遺構断面の転写を行なった。火葬墓SX 1075を例に転写の手順を説明する。

火葬墓の断面を平滑に削り出し、土層断面の転写用に開発したエポキシ系合成樹脂（商品名：トマックNR－51）を薄く塗布した(fig. 34-1)。施工時の外気温が低く、合成樹脂の硬化反応が遅かったので、温風を吹きかけて反応速度を正常にもどした。温度が10℃以下になるような戸外でこの種の合成樹脂を扱う時は、適度に加温することが必要である。塗膜が硬化したあと、さらに寒冷沙などの布を張り付け強化した。

合成樹脂が完全に硬化したのち、これを剝ぎ取ると(2)、塗膜面に遺構断面の土層が正確に転写される。もろい木炭も豊富に付着しており、墓壙が鮮明に転写された。転写資料は余分の土砂などを水で洗い落したのち(3)、十分に乾燥させた。

もろい木炭などはアクリル系合成樹脂（パラロイドB72）を浸みこませて硬化・固定した。さらに、あらかじめ転写資料の大きさに合わせて製作した木製パネルに張り付けて仕上げた(4)。この時の接着剤には、エポキシ系合成樹脂に増量剤としてガラスの粉末（マイクロバルーン状）を混合して使用した。パネルに張り付けたのち、簡易な額装にして体裁をととのえた(5)。

また、骨蔵器が埋納されていた部分には、原寸大に撮影した骨蔵器のカラー写真を張って、火葬墓の断面が理解しやすいように配慮した。

図　　版

調査地遠景（西から）

調査地周辺航空写真(昭和37年撮影 1/4000)

調査地周辺航空写真(昭和59年 3 月撮影 1/4000 奈良市提供)

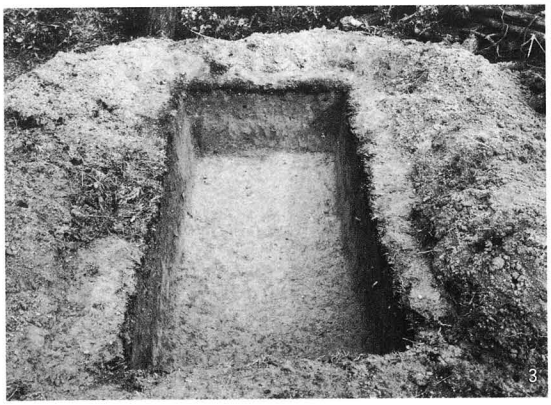

1 C調査区(東から)　　4 E調査区(西から)
2 D調査区(南から)　　5 G調査区(西から)
3 F調査区(南から)

既応の調査

1.H・I・J調査区(東から)

2.H・I・J調査区(西から)

1．H調査区全景(西から)

2．SB1000全景(西から)

1．SB1000西妻(北から)

2．SD1010とSB1000北側柱(東から)

1．I 調査区全景(西から)

2．I 調査区西半部(北から)

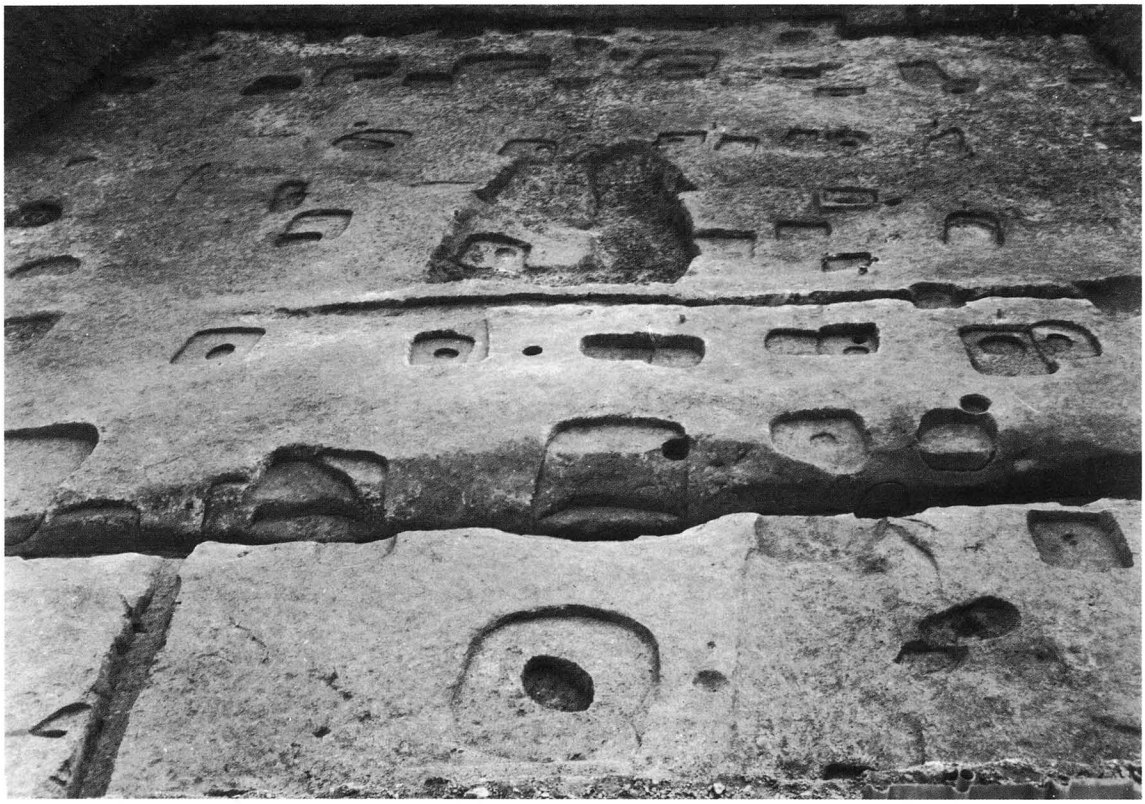

1. SB1080、1095、1100(北から)

2. SB1080(北から)

1. SB1070、SX1074、1075(北から)

2. SD1100(東から)

1．SB1050(西から)

2．I調査区西南部(東北から)

1．J 調査区全景(南東から)

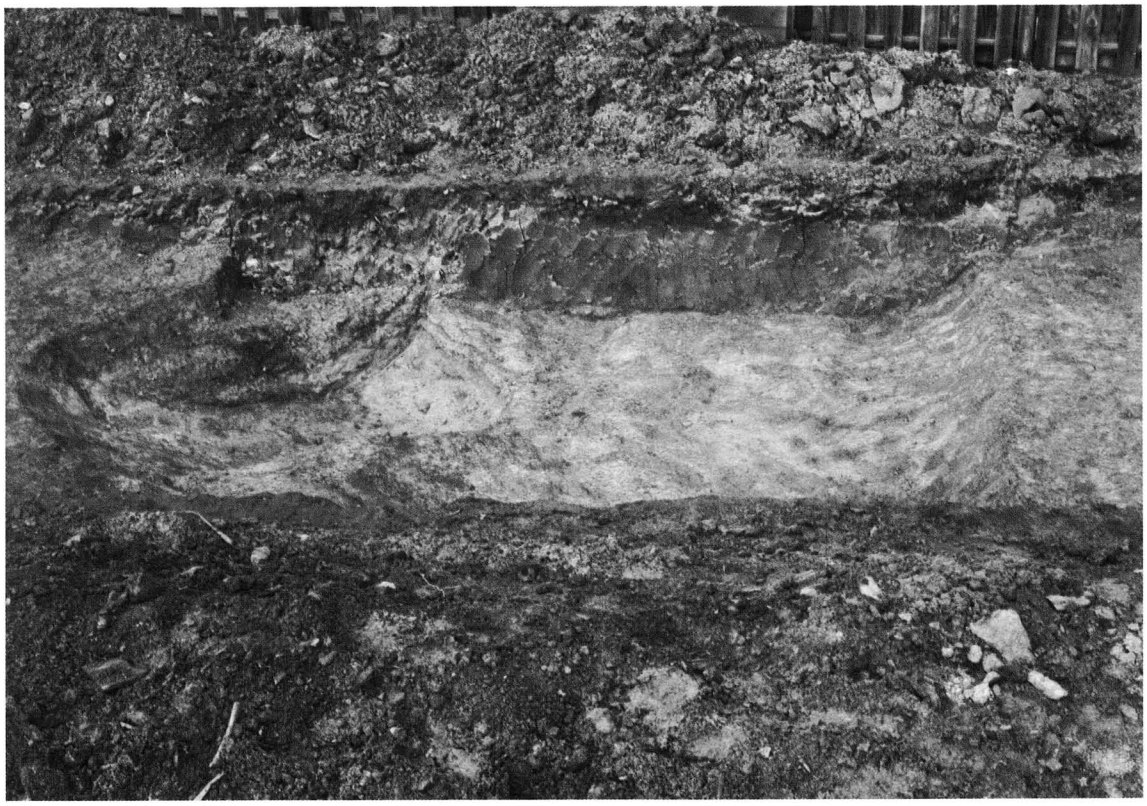

2．SD1120(南から)

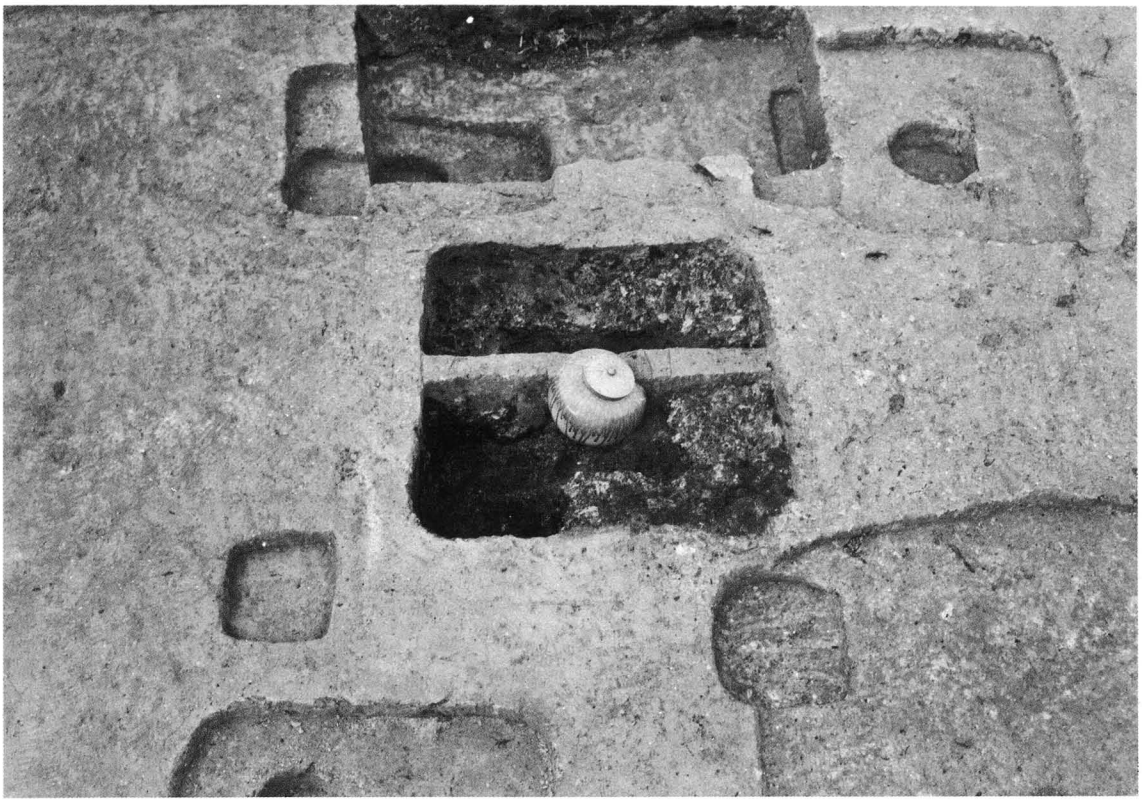

SX 1075(南から)

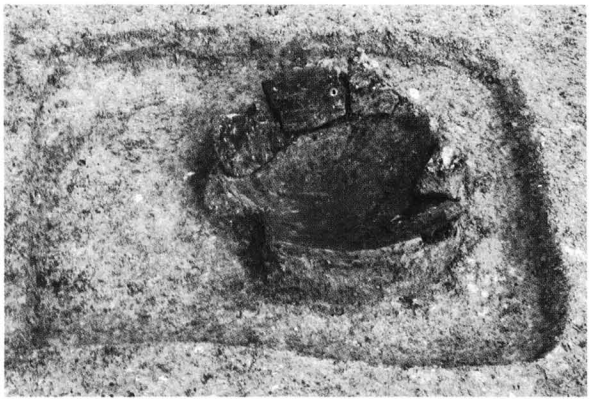

1．SX1074(南西から)

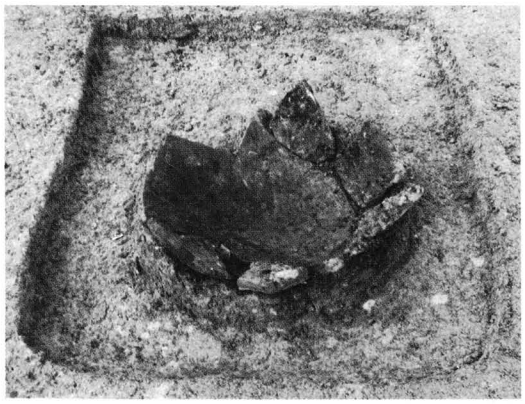

2．SX1074(南東から)

3．SB1080柱掘形断面(西側柱南から2番目　東から)

4．SB1070柱掘形断面(身舎北妻柱　南から)

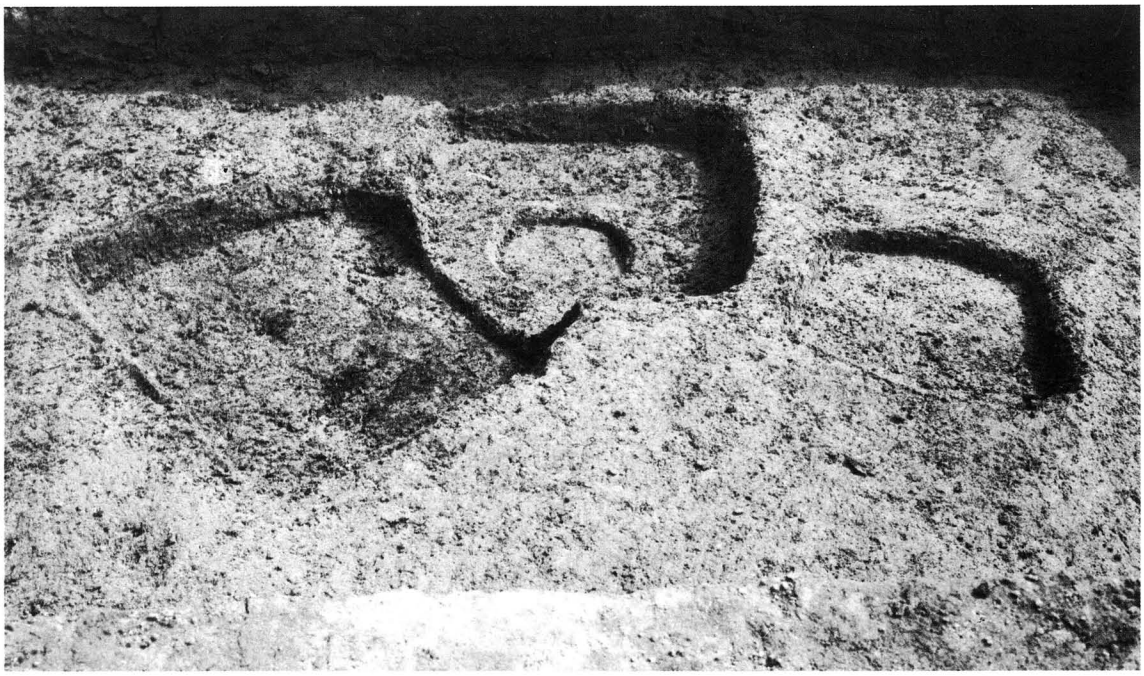

5．SX1065(西から)

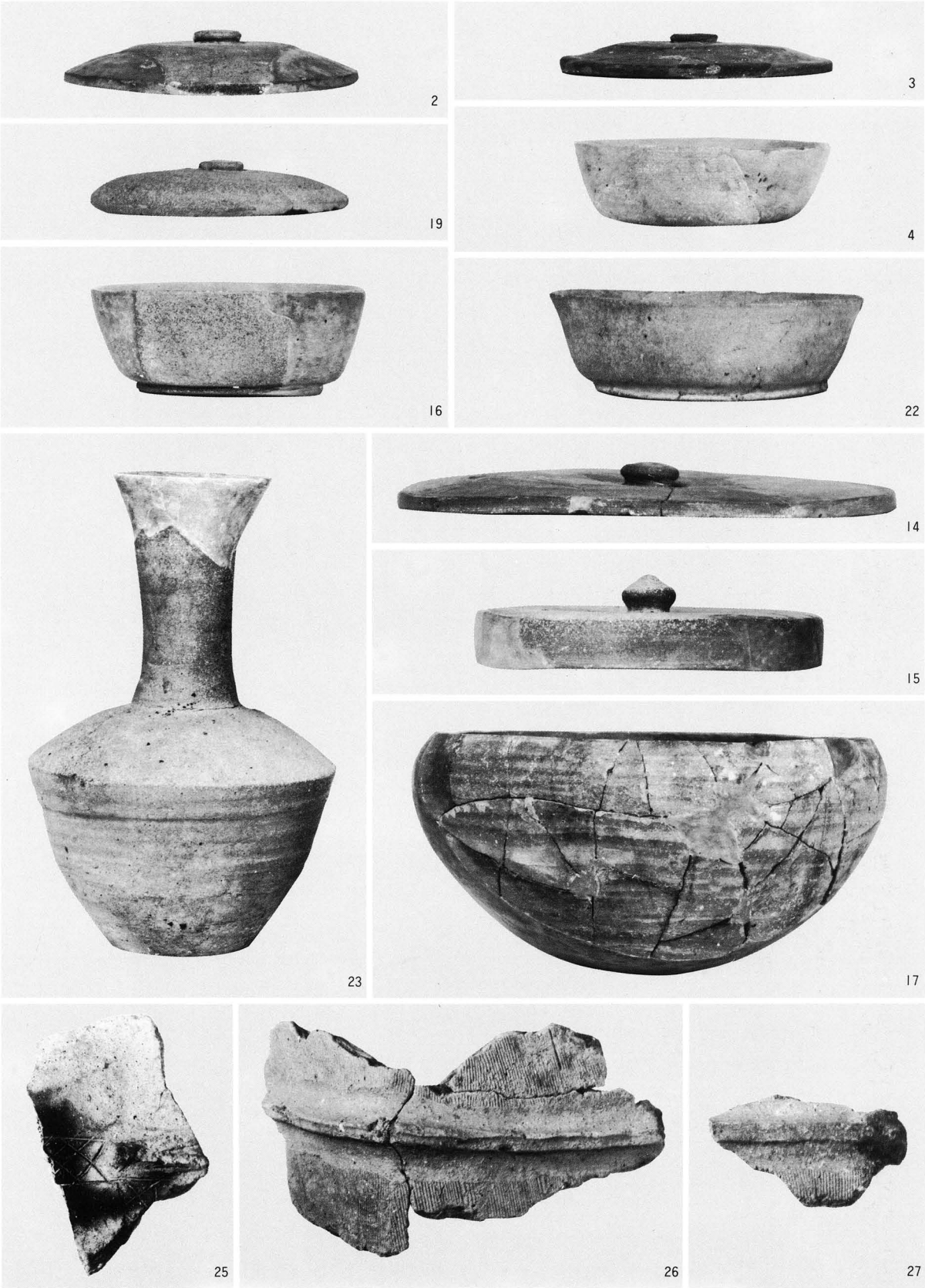

土器　SD1010(２～４)、整地層出土土器(14～17、19、22、23)、埴輪(25～27) 1/2.5

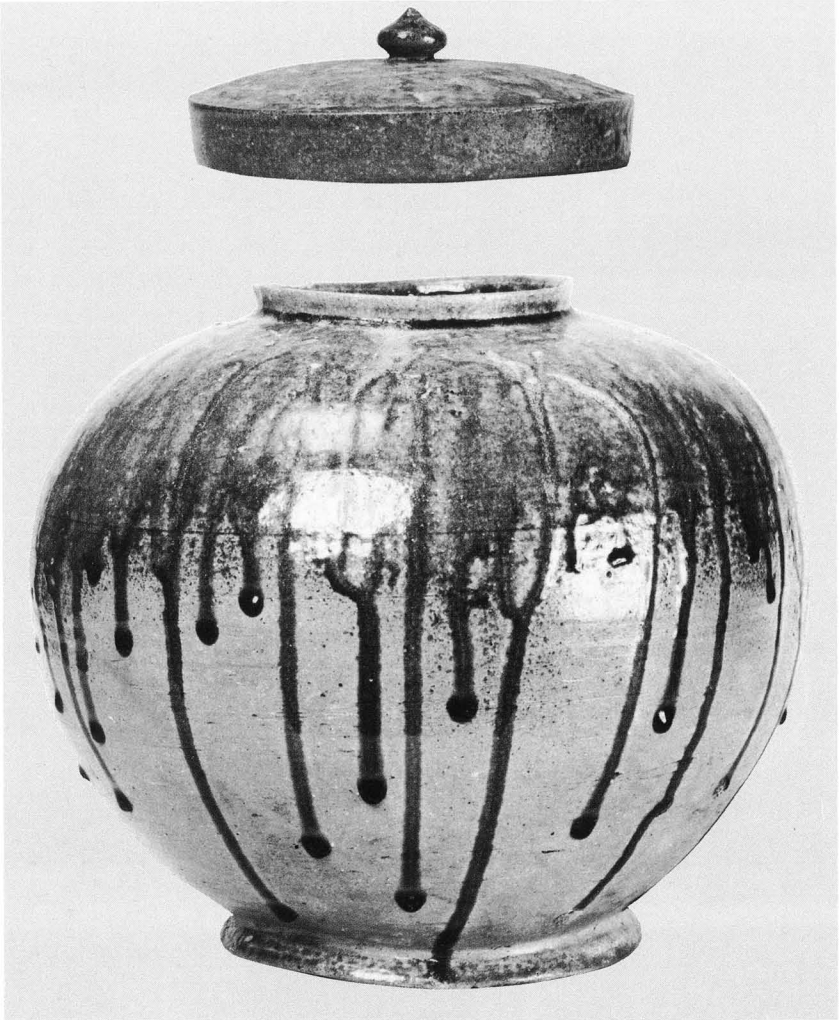

1．SX1075　骨蔵器 1/3

2．軒瓦(6316型式M種、6710型式D種)

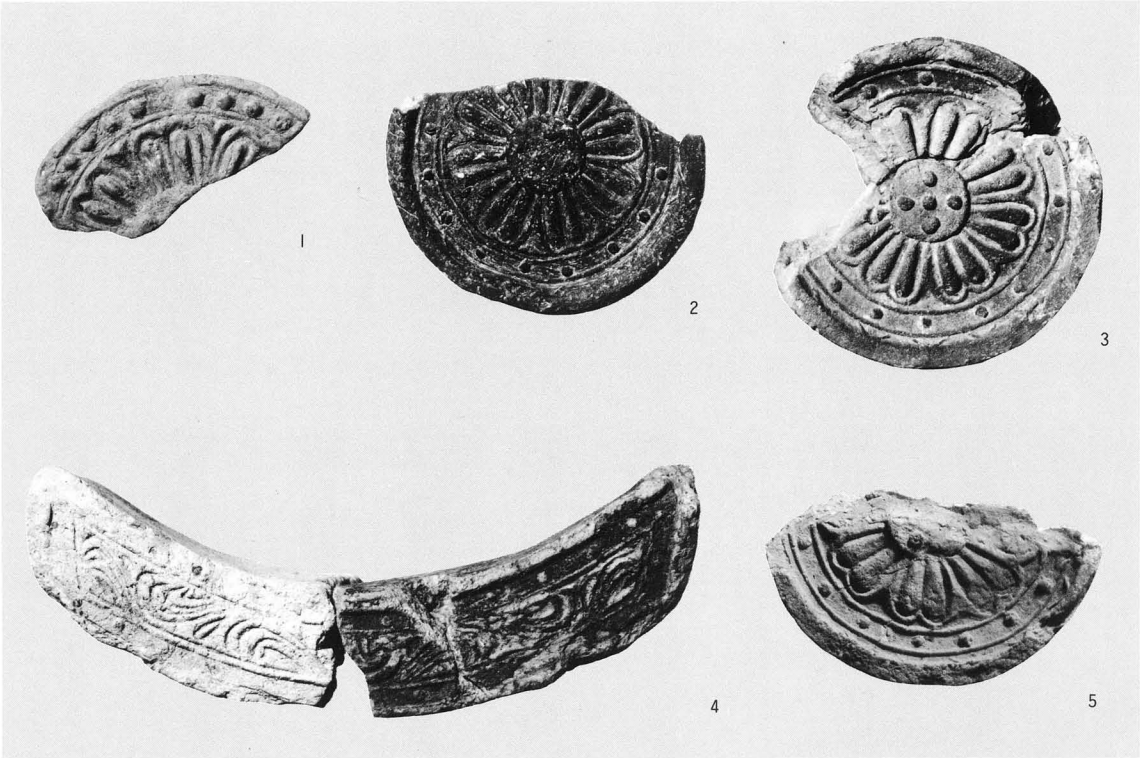

1.軒瓦(1/3)

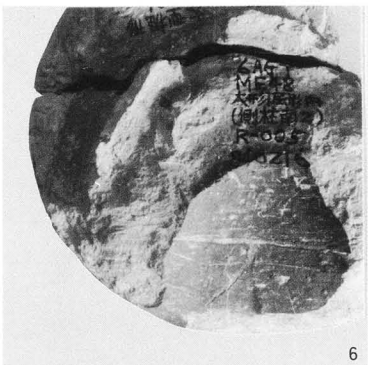

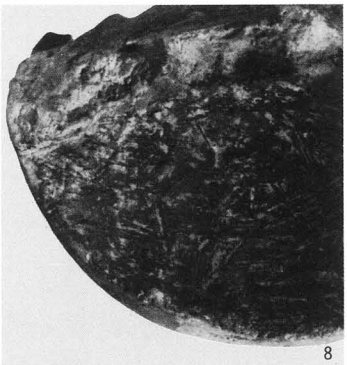

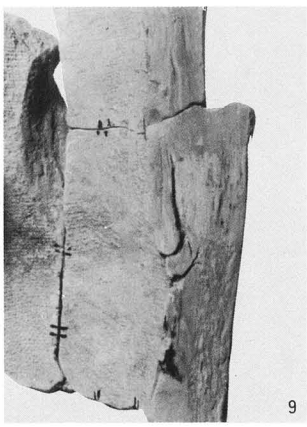

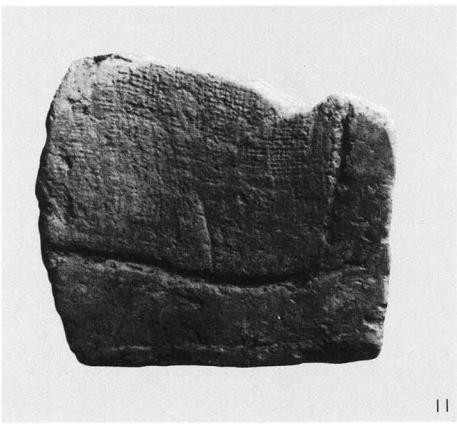

2.瓦部分

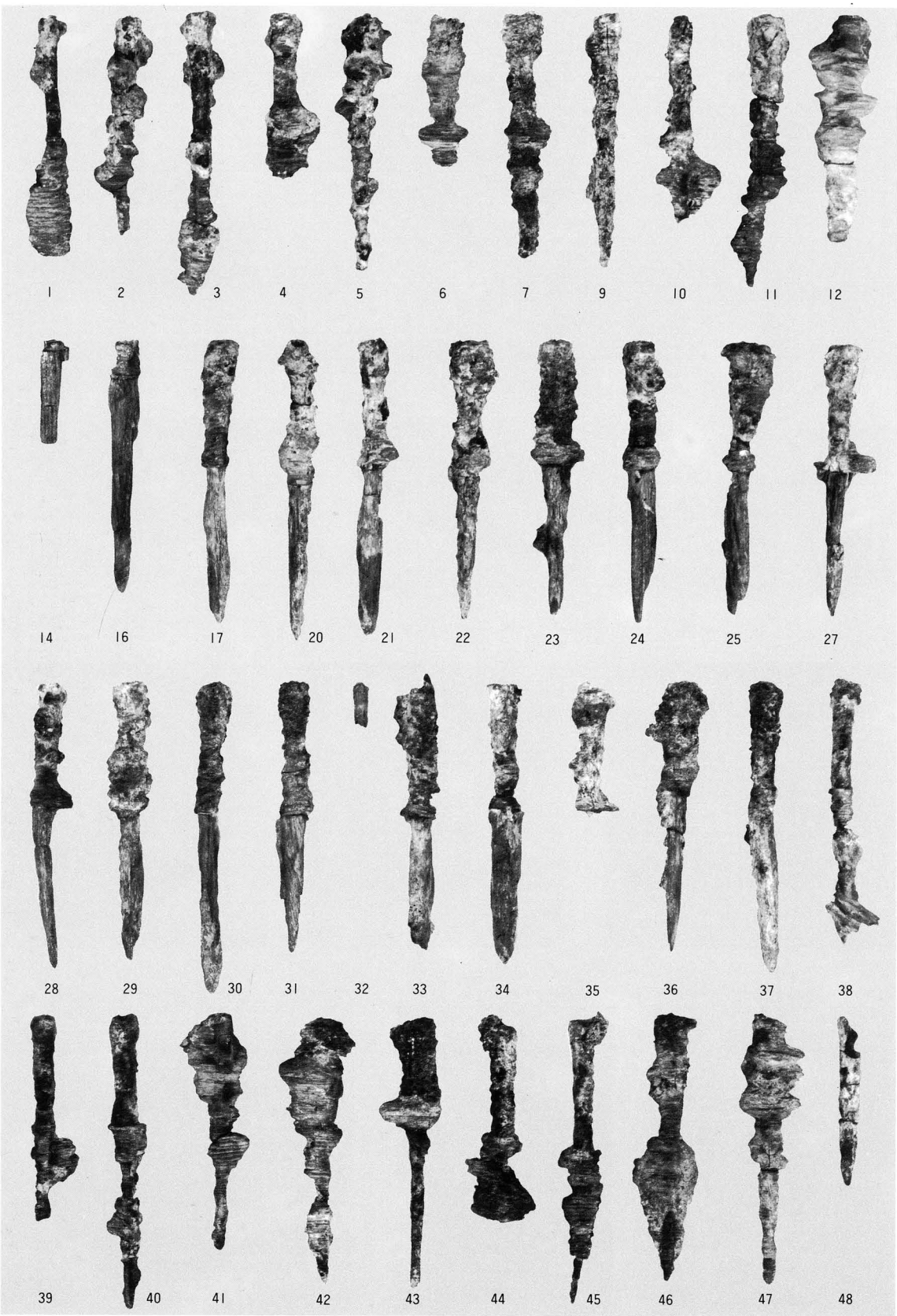

SX 1075　鉄釘 1 (1/2)

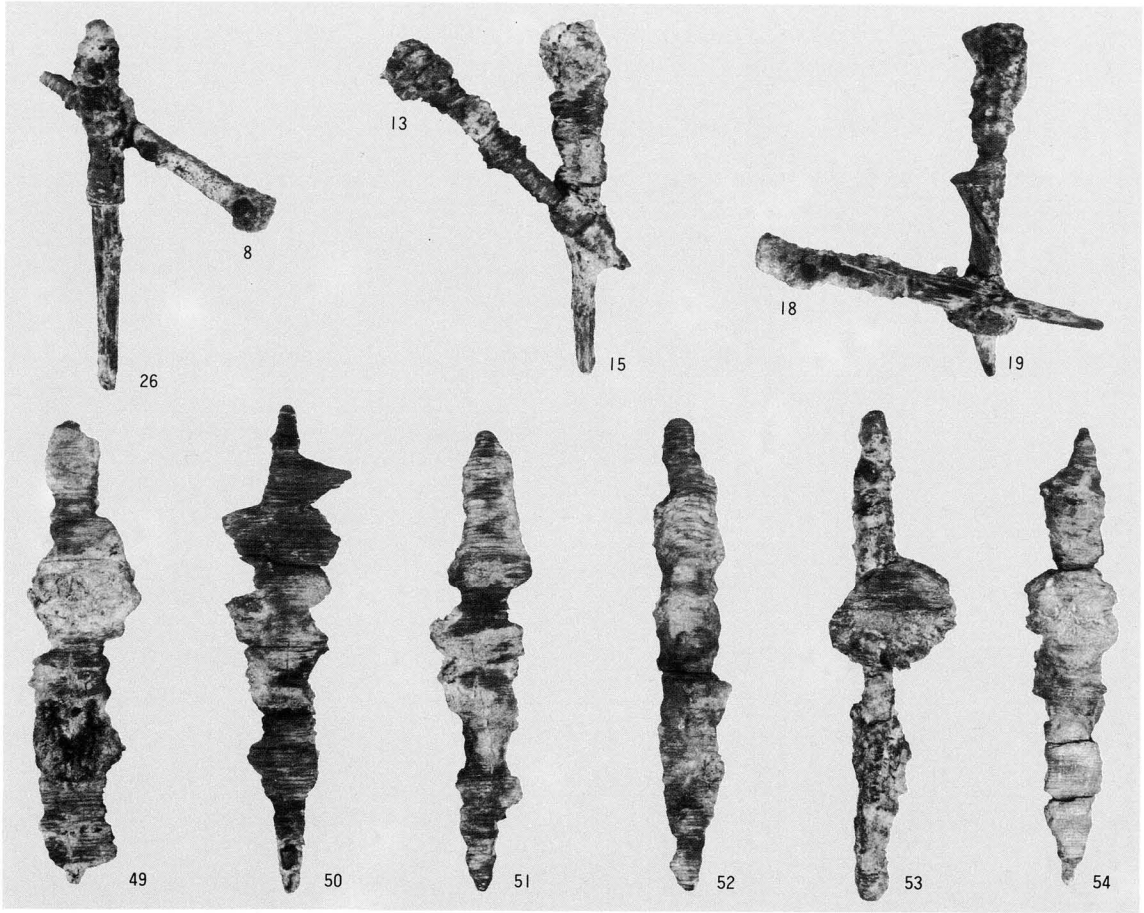

1. SX 1075　鉄釘 2 (1/2)

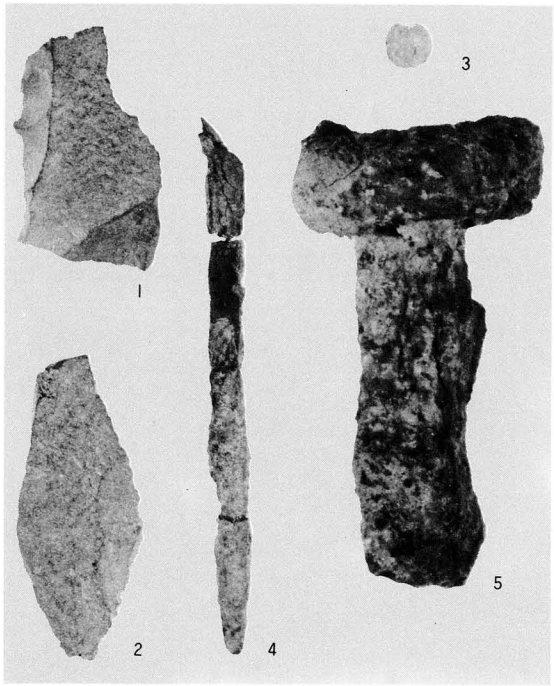

2. 金属製品、石製品(1/1)

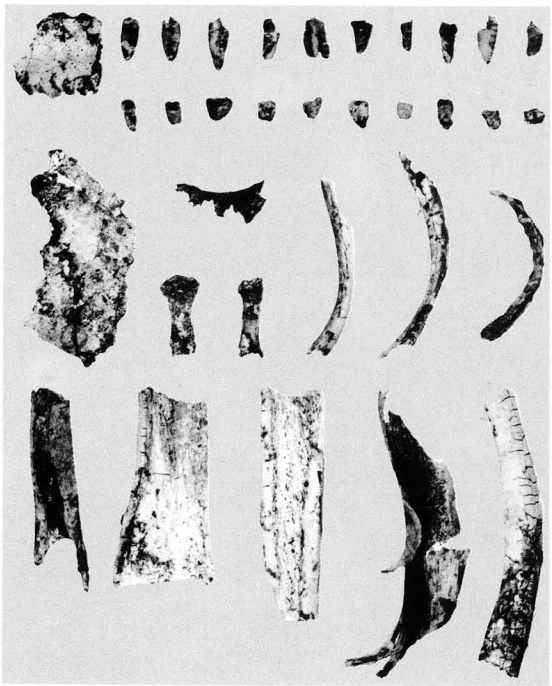

3. SX 1075　火葬骨(1/2)

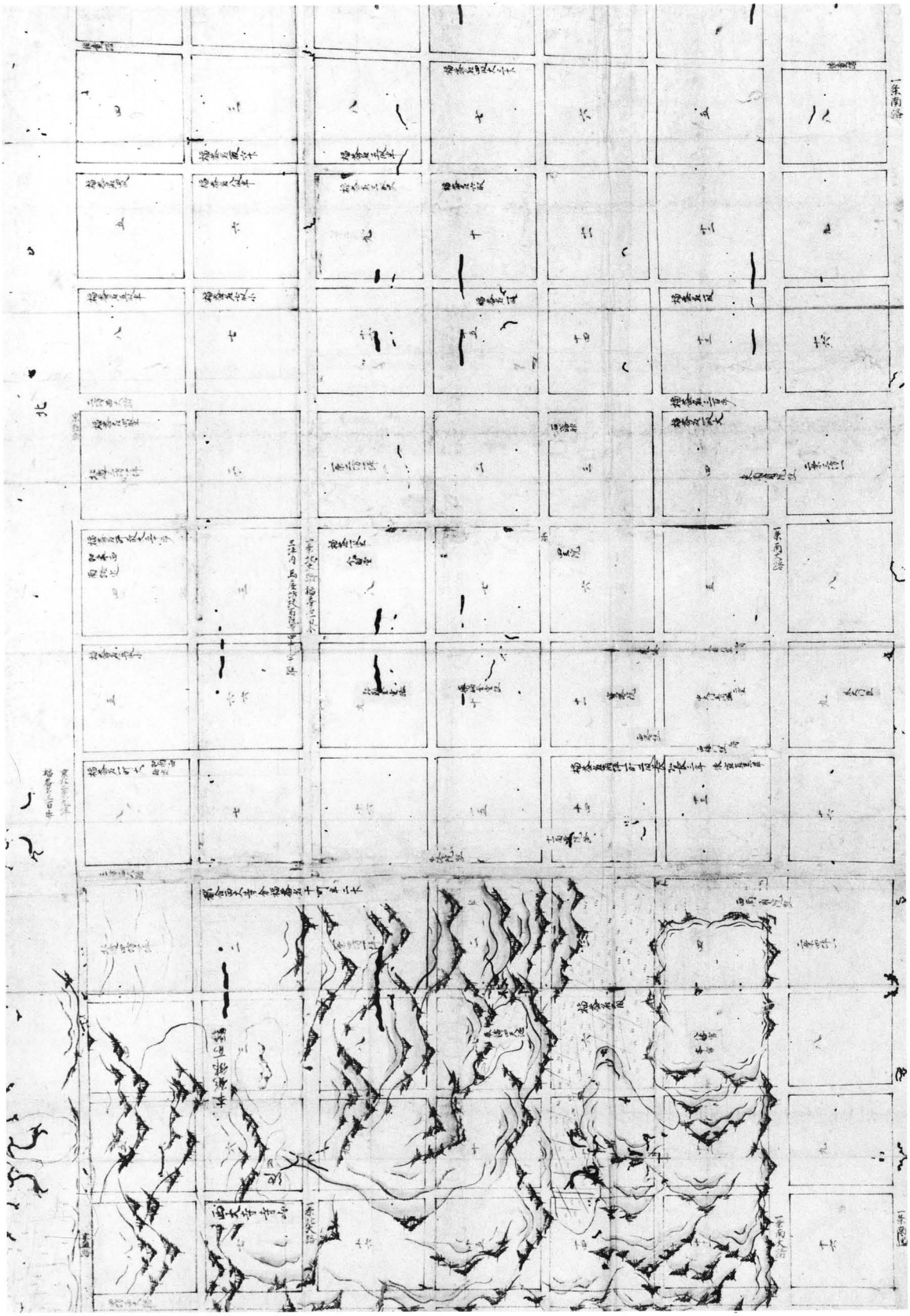

西大寺古図１（すべて全幅写真、縮尺は不同）

図１

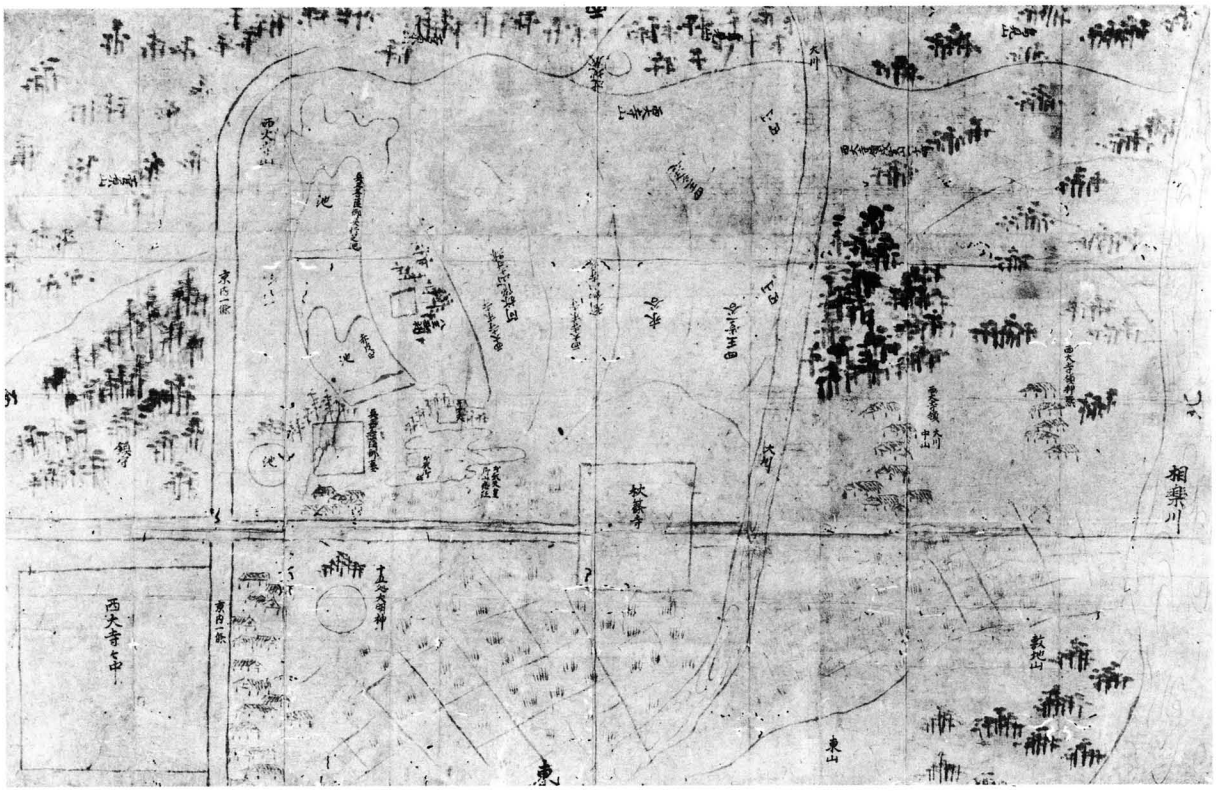

図 2

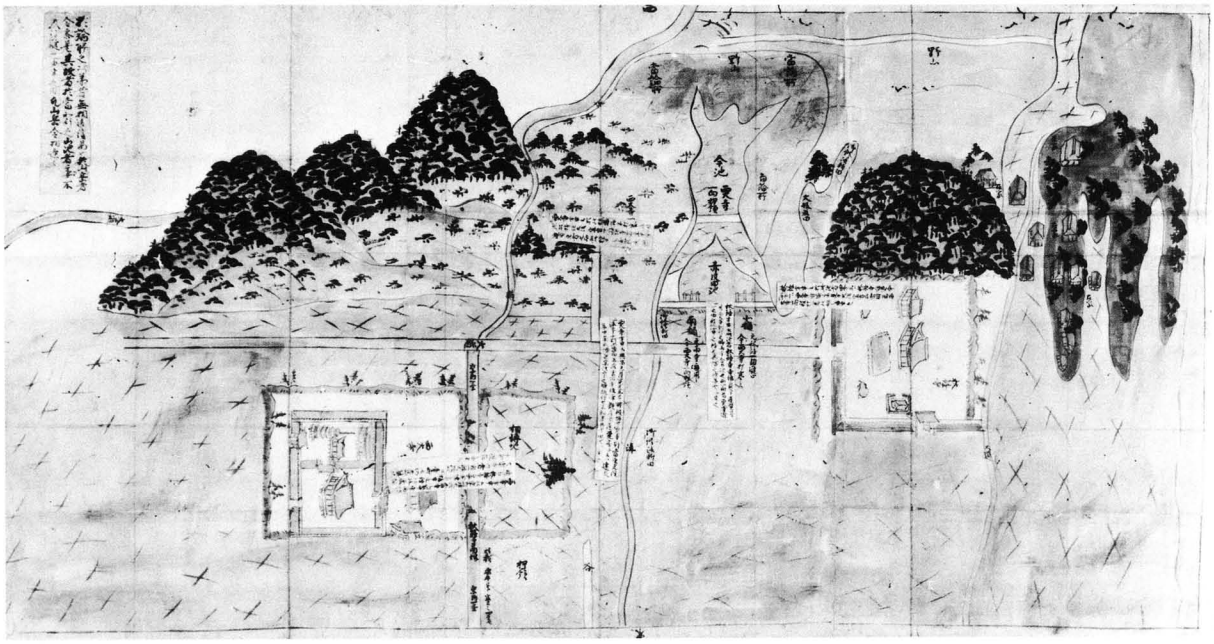

図 2 参考図

西大寺古図 2

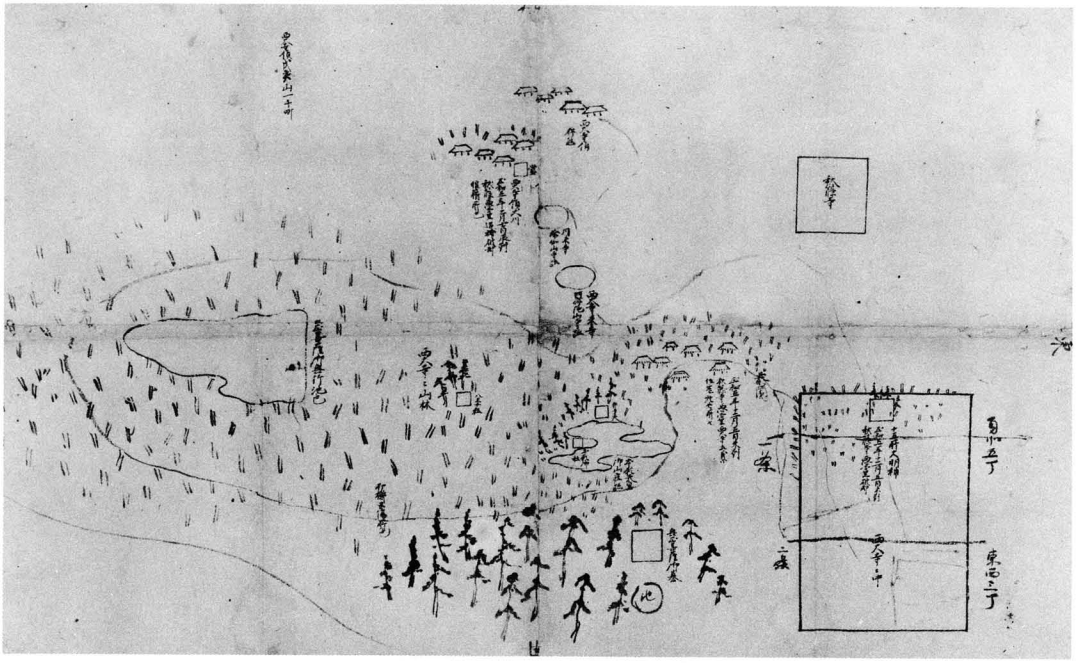

図 3

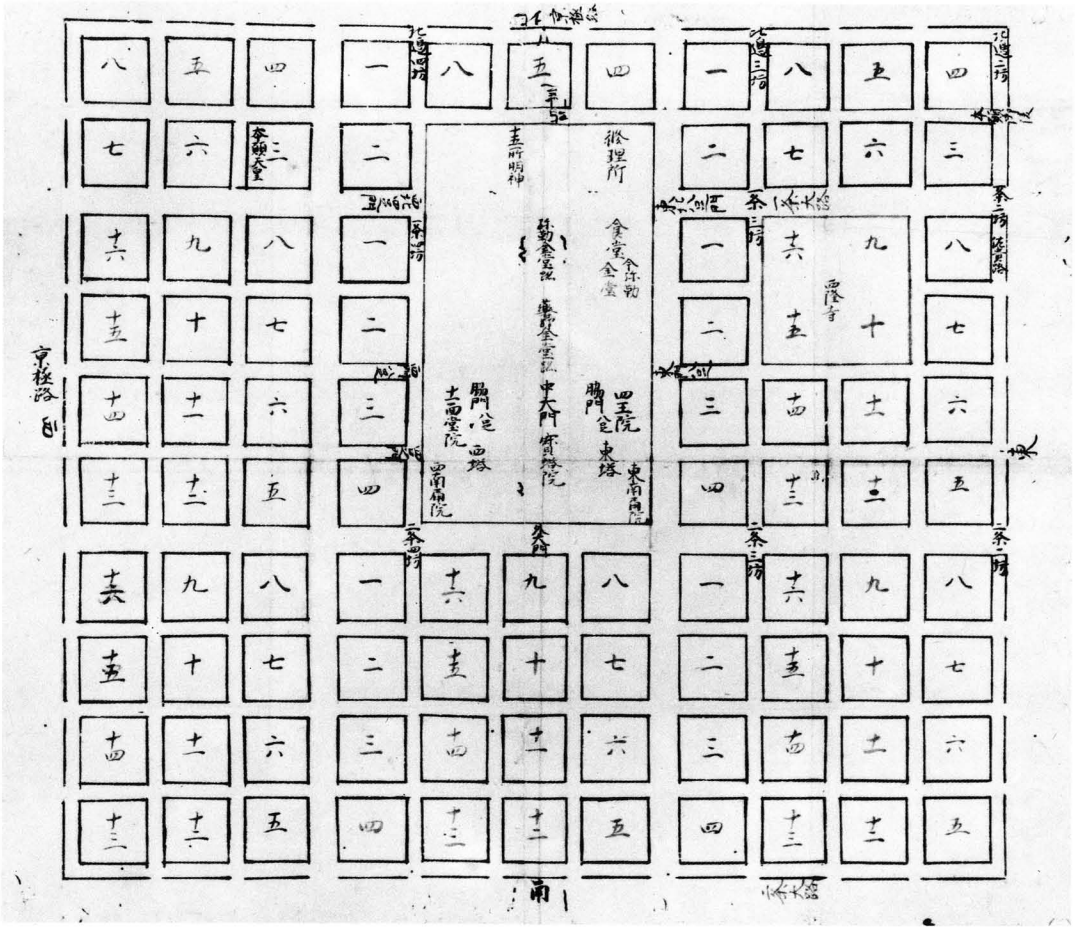
八
五
四
一
七
六
三
二
十六
九
十五
十四
十三
十二
十一
十
八
七
六
五
四
三
二
一

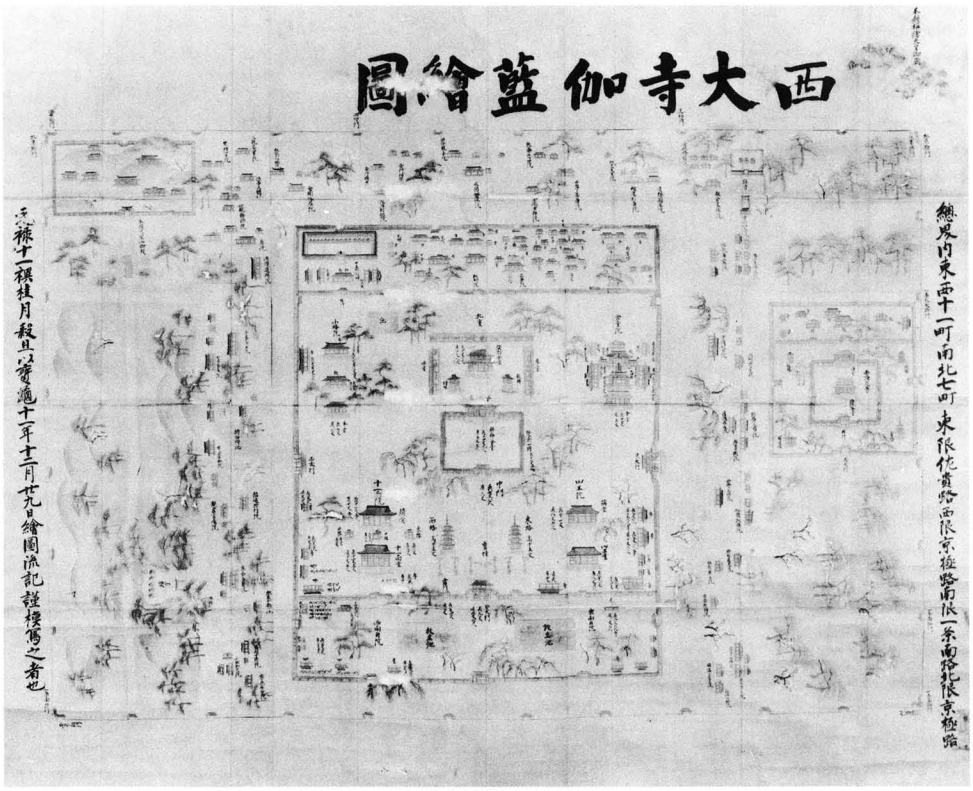

図 5

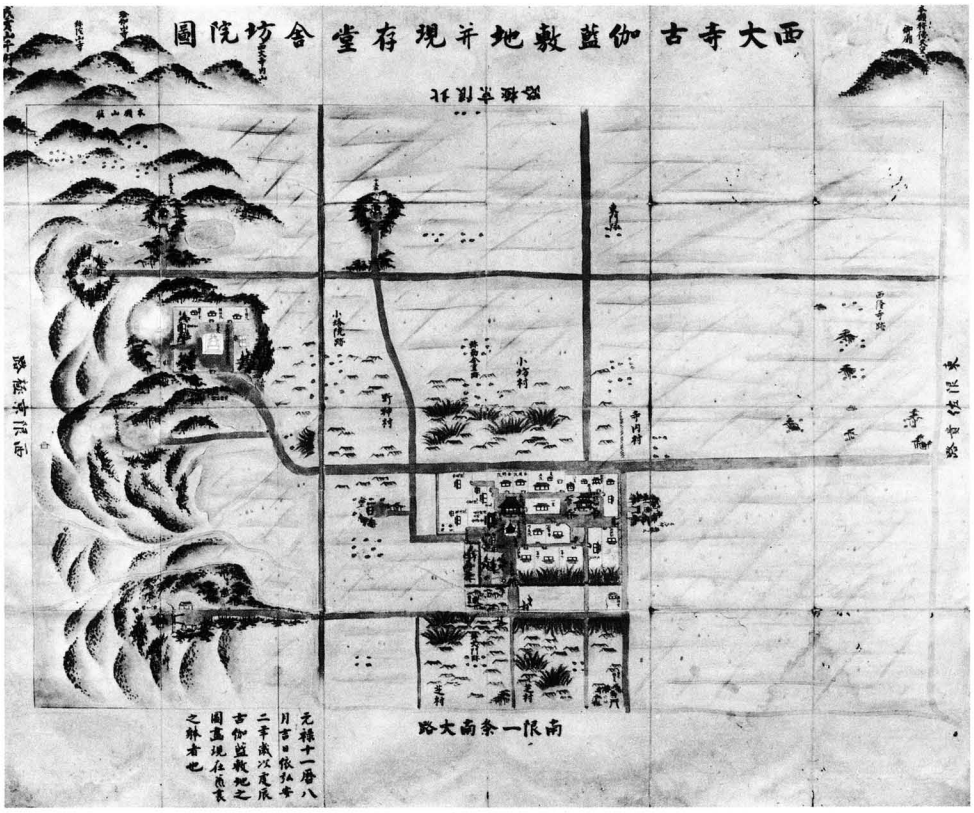

図 6

西大寺古図 4

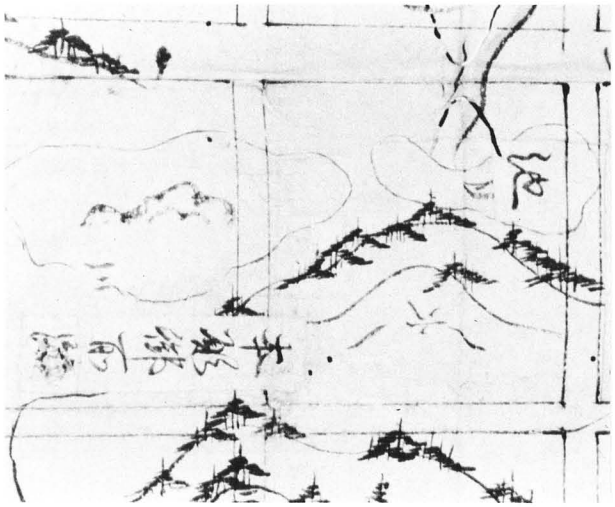

図1

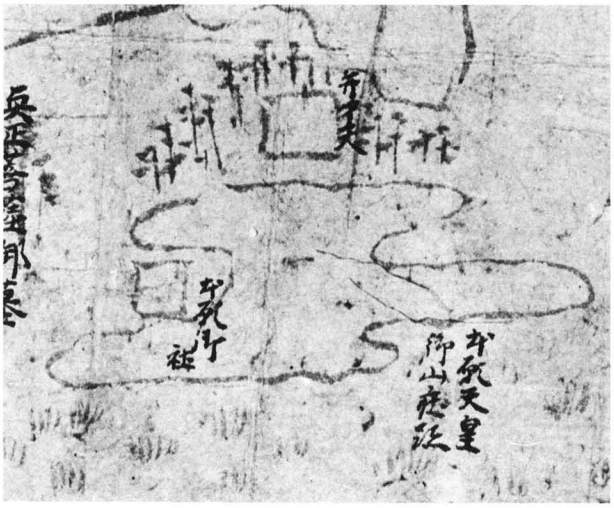

図2

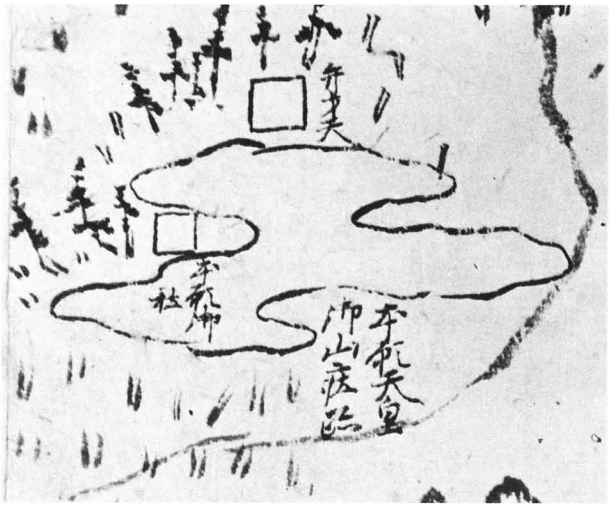

図3

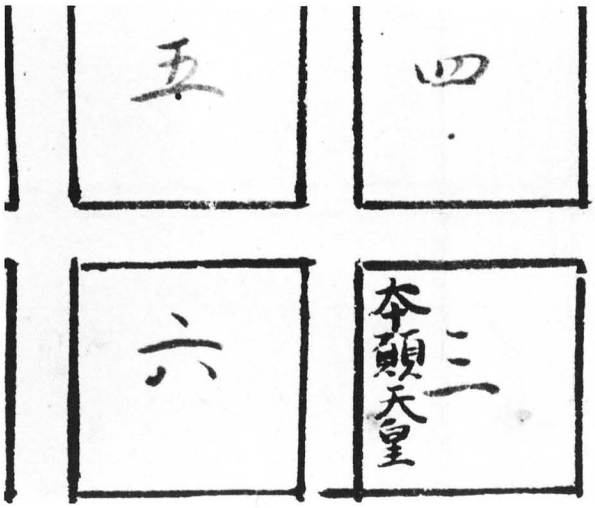

図4

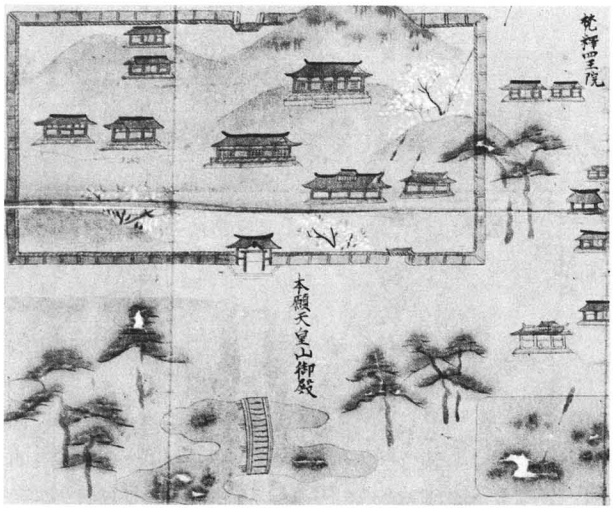

西大寺古図部分

図5

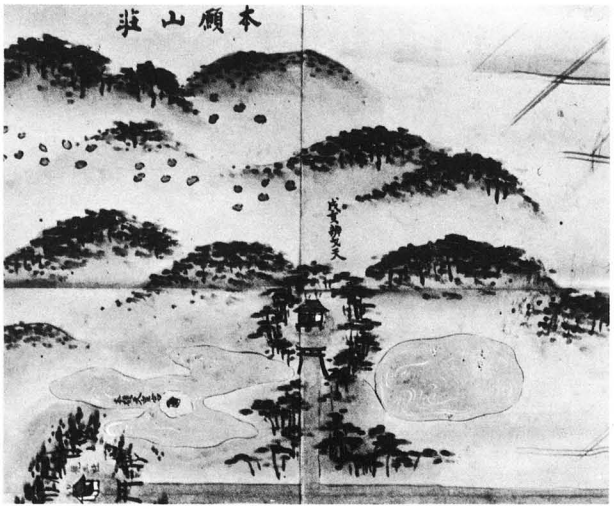

図6

平城京右京一条北辺四坊六坪遺構実測図（H・I・J調査区） 1/250

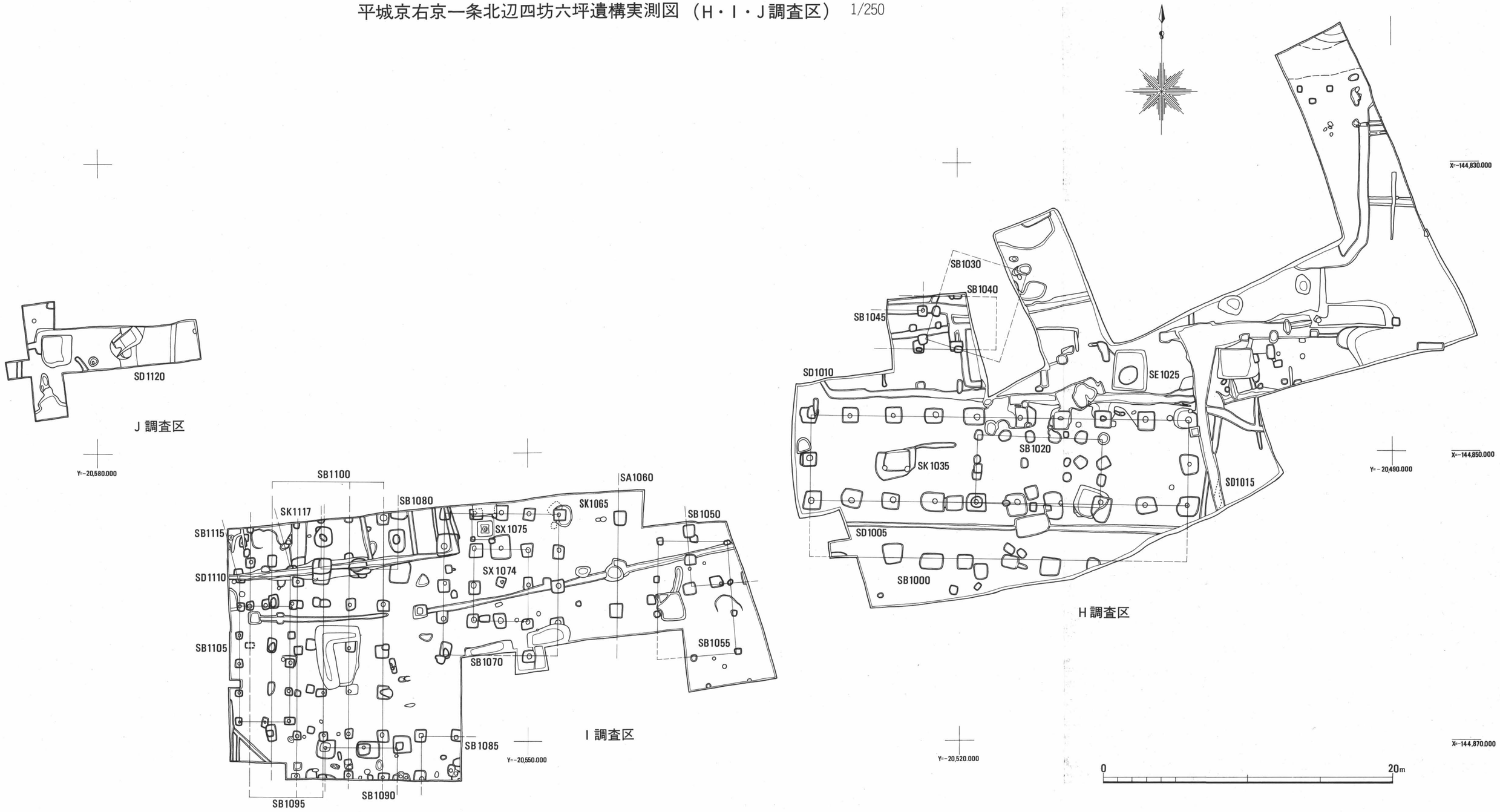

平城京右京一条北辺四坊六坪発掘調査報告

昭和59年12月20日　印刷
昭和59年12月25日　発行

編集発行　奈良国立文化財研究所
〒630 奈良市二条町2丁目9番1号
TEL0742－34－3931

印　刷　関西プロセス
〒615 京都市右京区山ノ内山ノ下町13番地
TEL075－312－3161